

大阪府福祉のまちづくり条例 ガイドライン改訂案【改訂ページ】

【凡例】

灰色塗: ガイドラインに新しく追加する項目

([21]については、新規追加。

前項目で着色しているもののみ灰色塗)

[1] 敷地内の通路 (政令第 16 条・18 条 条例第 22 条・24 条)

望ましい整備		解説
動線計画	○高齢者、障がい者等の安全の確保を図るため、歩行者と車の動線を分離する。	<p>やむを得ず、歩行者と車の動線が交差する場合には、見通しを良くする等、危険を回避する。</p> <p>クラクション等の音が聞こえない聴覚障がい者が安全に通行するためにも有効である。</p> <p>駐輪場と駐車場の経路も、出来る限り交錯を避ける工夫をする。</p> <p>常時音が出ている案内のこと。</p> <p>[13]案内設備のインターホンや案内板と併用する。</p> <p>砂利敷、飛石、小段等は車椅子利用者等の移動が困難であるので、設ける場合は別ルートを確保できるようにすること。</p>
	○歩道と車路及び敷地の境界の段を解消する。	
	○車椅子使用者と視覚障がい者との動線は、できる限り交錯を避ける工夫をする。	
	○高齢者、障がい者等他の利用者が同じ経路を利用できるように計画する。やむを得ず高齢者、障がい者等用の主要な通路を別に設ける場合は、できる限り他の利用者と著しく異なる経路とならないよう留意する。	
	○位置や内容を確認しやすいように、音声案内を適切に設置する。	
	○弱視者が敷地内の車路へ進入してしまうのを防ぐために、歩道と車路の間に、周囲との違いを認知しやすい色の手すりを設ける、歩道と車路の色の明度、色相又は彩度の差を大きくし、その境界を容易に識別できるものとする等の配慮をする。	
	○敷地内の通路と道路の境界部分や出入口前の段差を解消するため、L形側溝や縁石の立ち上がり部分の切下げ等について道路管理者等と協議を行い、車椅子利用者等の移動が円滑になるよう配慮することが望ましい。	
通路幅員の確保	○通路の幅は、180cm 以上とする。	<p>車椅子利用者同士のすれ違いに配慮。電動車椅子やスポーツ用の車椅子の場合は、この限りではない。</p>
	○通路が狭い場合、折れ曲がり部に隅切りをとると車椅子が通行しやすい。	
通路上の障害物	○モニュメント、車止め、植樹ます等の設置を行う場合は、車椅子使用者、視覚障がい者の通行に支障が出ないよう配慮する。	<p>車止め(ポラード)は、視覚障がい者が衝突したり、車止めの種類・構造によっては車椅子利用者等の通過の障害となるので、原則として設置しない。</p> <p>やむを得ず設置する場合は、最小限のエリアや数とし、また、白杖で認知しやすい大きさや、周囲の床面もしくは壁面とコントラストをつけた色彩を用いる等、弱視者が認知しやすいものとし、夜間の衝突を防止するために照明等の配慮をする。</p>
段	○けあげは 16cm 以下、踏面は 30cm 以上、け込み 2cm 以下とする。	
	○杖使用者の利用に配慮し、段の幅は 140cm 以上とする。	
	○手すりはできる限り連続させ、壁面を手すり形式とする場合は、基部を 5cm 立ち上げる。	
傾斜路	○傾斜路の勾配は、屋外では雨天時を考慮して 1/15 以下とする。	<p>手すりについては、[16]造作設備参照。</p>
	○通行の安全確保、休憩、方向転換のため、傾斜路の上端・下端、曲がりの部分、折り返し部分、他の通路との交差部分にも、踏幅 150cm 以上の水平なスペースを設ける。	
	○傾斜路が広幅員又は長くなる場合は、両側に手すりを設ける。	
	○傾斜路の手すりの端部は歩き始めの安定確保や、視覚障がい者の利用配慮のため、45 cm 以上の長さの水平部分を設ける。	
	○義足使用者や片まひ者は階段のほうが上り下りしやすい場合もあるため、緩勾配の手すり付階段を併設する。	
照明	○夜間の安全な通行に配慮して照明設備を設置する。	
	○段のある部分は、低位置に照明設備を設置し、踏面とけあげ面を明るく照らす。	
車寄せ	○車寄せを設ける場合、車椅子使用者が車椅子に乗ったまま車両から降りるのに十分なスペースを確保する。	
休憩スペース	○50m 以内ごとにベンチ等の休憩設備を設ける。ただし、円滑な通行に支障を及ぼさない範囲で、適切な間隔に設置する。	<p>ベンチは座面の高さ 40 ~ 45cm、背もたれの高さ 75cm 程度とする。</p>

[2] 出入口 (政令第18条)

基本的な考え方

出入口は、高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に通過できる必要がある。

車椅子使用者等に配慮して、段差を設けないことが原則であり、引き戸や自動ドアなど容易に開閉して通過できる構造とする。

また、戸の前後には、車椅子使用者等が待機できるスペースを設ける。

●:政令・条例の基準 ○:望ましい整備

条例逐条解説 P.56~58
建築設計標準 P2-36

建築物移動等円滑化基準		解説	
移動等円滑化経路	幅員の確保	●幅は、80cm 以上とすること。	幅については有効幅員をいい、引き戸は引き残しや戸厚を含めない寸法で計測する。
	戸の構造 前後のスペース	●戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	戸の前後に車椅子の待機や方向転換のための水平なスペースを確保する必要がある。自動扉及び引き戸の場合は150cm 以上、開き戸の場合は建具幅+150cm が原則として必要。
	風除室	●風除室内で方向転換が求められる場合等は、視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設等により、進行方向がわかるようにしなければならない。	[14]案内設備までの経路参照
望ましい整備		解説	
(自動ドア)	戸の構造	○扉は、引き戸(自動式の方がよい)とする。	車椅子使用者や上肢障がい者等が開閉しやすい形式とする。
		○店舗の出入口や店舗内部の主要な経路に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。	
		○物販店舗等の出入口の戸は、買い物袋と杖・白杖等を両手に持った高齢者、障害者等の利用にも配慮し、自動式引き戸とすることが望ましい。	
		○主要経路の出入口に回転戸を使用することは避ける。	
		○自動ドアを設ける場合、車椅子使用者等は引き戸または引き分け式が通行しやすい。	
		○自動ドアは車椅子使用者等の通行を考慮し、扉の開放時間を十分考慮する。(すみやかに開き、閉まるのは遅くする。)	
		○起動装置は、視覚障がい者、車椅子使用者等の通行については支障なく作動するよう配慮する。	
(引き戸) (開き戸)		○非常時の対応のため、手動式の戸を併設する。	車椅子使用者の通過を妨げるような敷居や溝は設けない。
		○高齢者、障がい者等がドアに挟まれないように、ドア枠の左右かつ適切な高さに安全センサーを設置する。	
		○手動式の引き戸は開閉が円滑にできる上吊り式とする。	
		○やむを得ず、開き戸を設置する場合、ドアクローザーにより、車椅子使用者等の進入を考慮した開閉時間を確保する。	
	○開き戸には、プライバシー上問題のある場合を除き、危険防止のため、戸の反対側の様子がわかるような窓を設ける。窓は、車椅子使用者や子ども等が容易に利用できる高さ・位置とする。		
	○アルコーブを設ける場合は、車椅子使用者等の開閉動作等がしやすいよう、取っ手側には袖壁を設ける。		

幅員の確保	<p>○車椅子使用者、杖使用者等の利便性を考慮すると、主要な出入口の有効幅員は 120cm 以上とし、それ以外の出入口は 90cm 以上とする。</p> <p>○店舗にバルコニー（避難用バルコニーを含む）、テラス等を設ける場合、バルコニー、テラス等への主要な出入口の有効幅員は、80cm 以上とする。</p>	<p>→ JIS T9201 に定められる手動車椅子であれば出入口の幅が 80cm でも利用可能であるが、電動車椅子や、スポーツ用の車椅子の場合、利用できないものがある。 (例: テニス用車椅子幅 87 cm)</p>
音声案内	<p>○ドアの場所や形状について、音声で案内する。</p> <p>○出入口に設けるインターホンの周囲には、カートや搬入商品等の保管場所を設けない</p>	<p>→ 視覚障がい者は音声案内がない場合、ドアの位置やドアの開け方(押しボタン式・自動ドア等)を把握することが難しい場合がある。</p>
室名表示	<p>○戸の取っ手側の壁面又は出入口の戸に、室名等を表示する。 なお、視覚障がい者の利用に配慮し、文字を浮き彫りにする又は点字を併記する。</p>	<p>→ 設置高さは、床から 140～160cm 程度とする。</p>
屋根・庇	<p>○雨に濡れないよう、屋根または庇の下で車の乗降ができるよう配慮する。</p>	<p>→</p>
戸のガラス	<p>○戸のガラス等は、衝突時の事故防止のため、安全ガラス(合わせガラスまたは強化ガラスをいう。)を用いる。</p> <p>○無色透明のガラス扉、ガラススクリーンは衝突の危険があるため、目の高さの位置に横棧をいれるか、色や模様等で十分識別できるようにする。(高齢者の黄変化した視界では見えにくい青色は避ける。)</p> <p>○フットレストの高さ(床から 35cm 程度までの部分)はガラスの使用を避けること。</p> <p>○衝突防止のため手すりを設置する。</p>	<p>ガラスの選定にあたっては、「ガラスを用いた開口部の安全設計指針(昭和 61 年建設省住指発第 116 号、117 号)」等を参照する。</p> <p>→ フットレストを活用してドアを開閉する車椅子利用者もいるため、ガラスが割れる可能性がある。</p>
マット	<p>○玄関マットは、埋め込み式とし、はけ状のものは使用しない。 また、しっかりと端部を固定する。</p>	<p>→ はけ状のものは、車椅子で動きにくい。また、端部を固定していないと、杖先を引っ掛ける危険性がある。</p>
取っ手	<p>○取っ手は使いやすい形状のものとし、床面から 90cm 程度の位置に設置する。</p>	<p>→ 手動式引き戸では、棒状のもの、開き戸では大きく操作性の良いレバーハンドル式、プッシュプルハンドル式またはパニックバー形式のものとする。</p>
照明色	<p>○夜間の安全な通行に配慮して照明設備を設置する。</p> <p>○戸や取っ手の色は、色の対比や明度差に配慮し、色弱者の人も認知しやすい色の組み合わせとする。</p>	<p>→ 色覚障がいのある人に配慮した色の組み合わせ等に関しては、序章-16～17 及び「色覚障がいのある人に配慮した色使いのガイドライン」(大阪府作成)参考-233 参照</p>

[6]エレベーター (政令第18条 条例第24条)

基本的な考え方

エレベーターは、高齢者、障がい者等にとっては、垂直移動の大切な手段である。

建築物の高層化が進む中で、垂直移動が必要な施設は、エレベーターを設置することが望ましい。

また、エレベーターを設置する場合には、高齢者、障がい者等が利用しやすいように配慮することが必要である。

●:政令・条例の基準 ○:望ましい整備

条例逐条解説 P.63~71
建築設計標準 P2-60

建築物移動等円滑化基準

解説

移動等円滑化経路	建築物移動等円滑化基準	解説
停止階	●籠(人に乗せ昇降する部分をいう。以下この章において同じ。)は、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。	→ 床面積の合計が500㎡未満の建築物においては、任意設置の場合も含め、エレベーター等設置の規定は適用されない。
出入口	●籠及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上とすること。 ●籠及び昇降路の出入口に、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止する装置を設けること。 ●籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものをはめ込み、又はその他の装置を設けることにより、籠の外部から籠内を見ることができる構造とすること。	→ 使用者の安全を図るための措置 光電式の場合は、光電ビームを2条以上、床上20cm及び60cm程度の高さに設ける。 → 事故等の際に内部を確認することができるよう必要。 防火区画との関係からガラス等による窓を設置できない場合は、籠の外部から内部を確認できるカメラ等を設ける。 この場合、管理事務所(管理事務所がない場合は、メインロビー等)にモニターテレビを設置する。 ガラス窓の高さは、床面から概ね50cm程度とする。
籠の大きさ	●籠の奥行きは、135cm以上とすること。	→ JIS規格に準拠したEVであれば、一般乗用(Pタイプ)は11人乗以上、住宅用(Rタイプ)は9人乗以上で奥行き135cmが確保される(手すり及び車椅子用の制御装置の幅は10cmを限度として、ないものとみなして算定する。) 電動車椅子等、大きな車椅子では、奥行きが135cmでは利用できないものがあるため、施設利用者に併せて計画する必要がある。
鏡	●籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。)については、この限りでない。	→ 籠内で転回しなくても車椅子使用者が戸の開閉状況など背後の状況を確認するためのものであり、安全ガラスや金属性平面鏡を設置する。 平面鏡の大きさは幅60cm×高さ140cm程度とし、設置高さは床上40cm程度とする。 ただし、籠内で転回しなくてもよい2方向出入口のエレベーターで、2の階のみに停止するもの又は開閉する出入口を音声により案内する設備を有するもの場合は、この限りではない。

手すり	●籠内の左右両面の側板に、手すりを設けること。	→	手すり取り付け高さは 75cm～85cm 程度とする。
非常時のための設備	●籠内に設ける制御装置(車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。)に、停電等の非常の場合に外部の対応の状況を表示する聴覚障がい者に配慮した装置を設けること。	→	事故等の際に、音声での意思疎通が難しい聴覚障がい者が、通報がつながっているか確認できるようにするため。
乗降ロビー	●乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150cm 以上とすること。	→	乗降ロビーにて車椅子使用者が回転できるスペースを確保し、直進でエレベーターに進入または退出できるものとする。
制御装置	●籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。 イ 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有すること。 ロ 籠内に設けるもののうち一以上は、呼びボタン付きのインターホンに有すること。	→	ボタンは 100cm 程度の高さとする。
	●籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。	→	戸の開扉時間が通常より長くなる機能
	●乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。	→	ボタンの形状を触覚でわかるようにする。
標識(再掲)	●移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。	→	[12]標識 参照 国際シンボルマークは乗降ロビーの車椅子使用者対応制御装置の付近など、車椅子使用者等の見やすい位置に表示する。

不特定かつ多数の者が利用する 2,000 m²以上の建築物に設ける場合

籠の大きさ	●籠の幅は、140cm 以上とすること。 ●籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。
制御装置	●制御装置は、籠内の左右両面(2 の階のみに停止するエレベーターで、自動的に昇降する機能を有するものにあつては、片面)の側板に設けること。

不特定かつ多数の者又は主に視覚障がい者が利用する場合(ただし、駐車場に設けるエレベーター及び乗降ロビーの場合は、この限りでない)

音声案内(戸の開鎖)	●籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開鎖を音声により知らせる装置を設けること。		
制御装置の点字表示等	●籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置(車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障がい者が円滑に操作することができる構造とすること。	→	【国土交通大臣が定める方法】(国土交通省告示第 1493 号) ・文字等の浮き彫り ・音による案内 ・点字及び上記 2 つに類するもの点字表示を制御装置に設ける際、立位で使用する制御装置に設けることを基本とする。操作ボタンへの点字表示は、ボタンの左側に設けるようにする。
音声案内(昇降方向)	●籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。		
制御装置の形状	●制御装置は、押しボタン式とすること。	→	タッチセンサー式のボタンは、視覚障がい者には押したか否か認知が難しいため、ストローク(ボタンを押し下げること)のある押しボタンとする必要がある。
点状ブロック等	●乗降ロビーに設ける制御装置の前の床面には、視覚障がい者に対し制御装置の存在を示すために、点状ブロック等を敷設すること。		

望ましい整備

解説

エレベーターの設置	○エレベーターは、主要な経路に隣接して設置し、エレベーター入口までわかりやすく誘導する。
	○独立した乗降ロビーが複数ある場合には、乗降ロビーごとに福祉仕様のエレベーターを一以上整備する。
	○大規模施設、集会施設、劇場等一度に多くの車椅子使用者が集中することが想定される施設では稼働力が低下する時間帯があるため、エレベーターの籠の大きさ、設置数、配置等を十分に検討する。

エレベーターの標準規格	○車椅子兼用エレベーターに関する標準(JEAS-C506A)・視覚障がい者兼用エレベーターに関する標準(JEAS-515D)(共に、(社)日本エレベーター協会制定)による。	
出入口	○出入口の幅は、車椅子使用者の利便性を考慮し、90cm以上とする。	→
籠の大きさ	○施設の利用状況に応じて、籠の幅は160cm以上とする。 ○座位変換型の(電動)車椅子使用者等の利用を考慮し、籠の奥行きは、150cm以上とする。	→
防火区画	○エレベーターシャフトの区画のために、防火戸の枠や柱をエレベーター付近に独立して設けると、視覚障がい者の歩行の障がいになるだけでなく、衝突の危険があるため、できるだけ設けない区画設計を行う。	→
屋外に面するエレベーター	○出入口が外部に面するエレベーターには庇を設け、雨天時の乗降に配慮する。	
乗降ロビー	○乗降ロビーの広さは180cm角以上確保する。 ○エレベーターホールの近くは、車椅子使用者等が転落するおそれがあるので、階段又は段を設けない。 ○エレベーター付近に階段又は段を設ける場合には、車椅子使用者等の転落防止等に十分注意した配置とする。 ○籠の床と乗降ロビーの床の段は小さくし、かつ、隙間は車椅子のキャスターが落ちないように3cm以下とする。 ○乗降ロビーは適宜照明を行い、制御装置等を見やすくする。	→
籠内手すり	○籠が比較的大きい場合は、正面にも手すりを設ける。	
制御装置	○ボタンは、指の動きが不自由でも押せる形状とすること。 ○ボタンはボタン部分と周辺部分とのコントラストを十分に確保する。 ○制御装置の取り付け位置、配列、ボタンの形状、使い方を同一建物内で統一する。 ○一般用制御装置の取り付け位置は、片側の場合は扉に向かって右側とする。 ○ボタンへの点字表示は、ボタンの左側に設けるようにする。 ○階数ボタンは浮彫階数表示(さわってわかる表示)とする。 ○ボタン操作時に応答音による案内とする。	
音声案内	○2方向出入口のエレベーターの場合は、開閉する側の戸を音声案内で知らせる。	
乗客への情報提供・表示	○籠内にはエレベーター故障時に情報提供を行うための電光表示板を設置する。 ○停電時管制運転、地震時管制運転、火災時管制運転装置を設ける。管制運転が作動した時は、籠内の乗客に音声と電光表示等で案内する。 ○満員状態の籠に乗り込むとき、聴覚障がい者が確認しやすい表示灯を設ける。 ○音声による案内及び電光表示板や手話を表示できるディスプレイ装置等による案内を行う。 ○エレベーターの昇降ロビー及び籠内に、到着階の各空間の用途、利用案内等を表示する。また、到着階が立体通路や地下街、地下道、鉄道駅等と接続している場合は、その旨を表示する。	→
足蹴り式ボタン	○操作ボタンを手や肘で操作できない車椅子使用者のために足蹴り式ボタンを設置する。	
ソフト対応	○一時に多数の利用が集中する施設(劇場や屋内競技場等)では、高齢者、障がい者等のエレベーター利用に際して、誘導を行うなどの人的な対応をする。	

JIS T9201に定められる手動車椅子であれば出入口の幅が80cmでも利用可能であるが、電動車椅子や、スポーツ用の車椅子の場合、利用できないものがある。(例:テニス用車椅子幅87cm)

籠の幅を160cm以上とすることで、車椅子が2台同時に乗車することができる。(電動車椅子やスポーツ用車椅子など、車椅子によって必要な寸法は異なるので注意が必要。)
病院、福祉施設、公共施設等では一度に複数の車椅子使用者が利用することもあるため、利用特性に配慮した籠形状とする。

エレベーターは建物の角に設置されることが多く、照明が暗くて制御装置等が見にくい場合がある。

案内の事例は、「係員に連絡中です。しばらくお待ちください。」「ただいま、係員が向かっています。しばらくお待ちください。」などがある。
音声は視覚障がい者、電光表示板やディスプレイ装置等は聴覚障がい者が利用できる。

解説図一覧

図 6.1 エレベーターの設計例(1)	●○
図 6.2 エレベーターの設計例(2)	●○
図 6.3 鏡	●
図 6.4 手すりや制御装置の高さ	○
図 6.5 制御装置	●○
図 6.6 2台以上の場合の設計例	●
図 6.7 出入口が複数あるエレベーター	○
図 6.8 座位変換型の車椅子	○

チェック項目(政令・条例の基準)

移動等円滑化経路	①籠は必要階(利用居室又は車椅子使用者用便所・駐車施設のある階、地上階)に停止するか	
	②籠及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	③籠及び昇降路の出入口に利用者を感じ、戸の閉鎖を自動的に制止できる装置を設けているか	
	④籠及び昇降路の出入口の戸にガラス等をはめ込むなど、籠の外部から内部を見ることができる設備を設けているか	
	⑤籠の奥行きは135cm以上であるか	
	⑥籠内に鏡を設けているか (籠の出入口が複数あるエレベーターで、開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられている場合を除く)	
	⑦籠内の左右両側に手すりを設けているか	
	⑧籠内に設ける制御装置には、非常の場合に外部の対応を表示する聴覚障がい者に配慮した装置を設けているか	
	⑨乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	
	⑩籠内及び乗降ロビーに車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか	
	(1)籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものが	
	(2)呼びボタン付のインターホンが設けているか(籠内の制御装置のうち、1以上)	
	⑪籠内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	
	⑫乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか	
	⑬不特定多数の者が利用する2,000㎡以上の建築物に設ける場合	—
	(1)籠の幅は、140cm以上であるか	
	(2)籠は車椅子が転回できる形状か	
	(3)車椅子使用者が利用しやすい制御装置を籠内の左右両面に設けているか (2の階のみに停止するエレベーターで、自動的に昇降する場合は片面)	
	⑭不特定多数の者又は主に視覚障がい者が利用する場合	—
	(1)籠内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか	
(2)籠内及び乗降ロビーに点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音声による案内)により視覚障がい者が利用しやすい制御装置を設けているか		
(3)籠内又は乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置を設けているか		
(4)制御装置の各ボタンは押しボタンとしているか		
(5)乗降ロビーに設ける制御装置の前の床面には、点状ブロック等を敷設しているか		

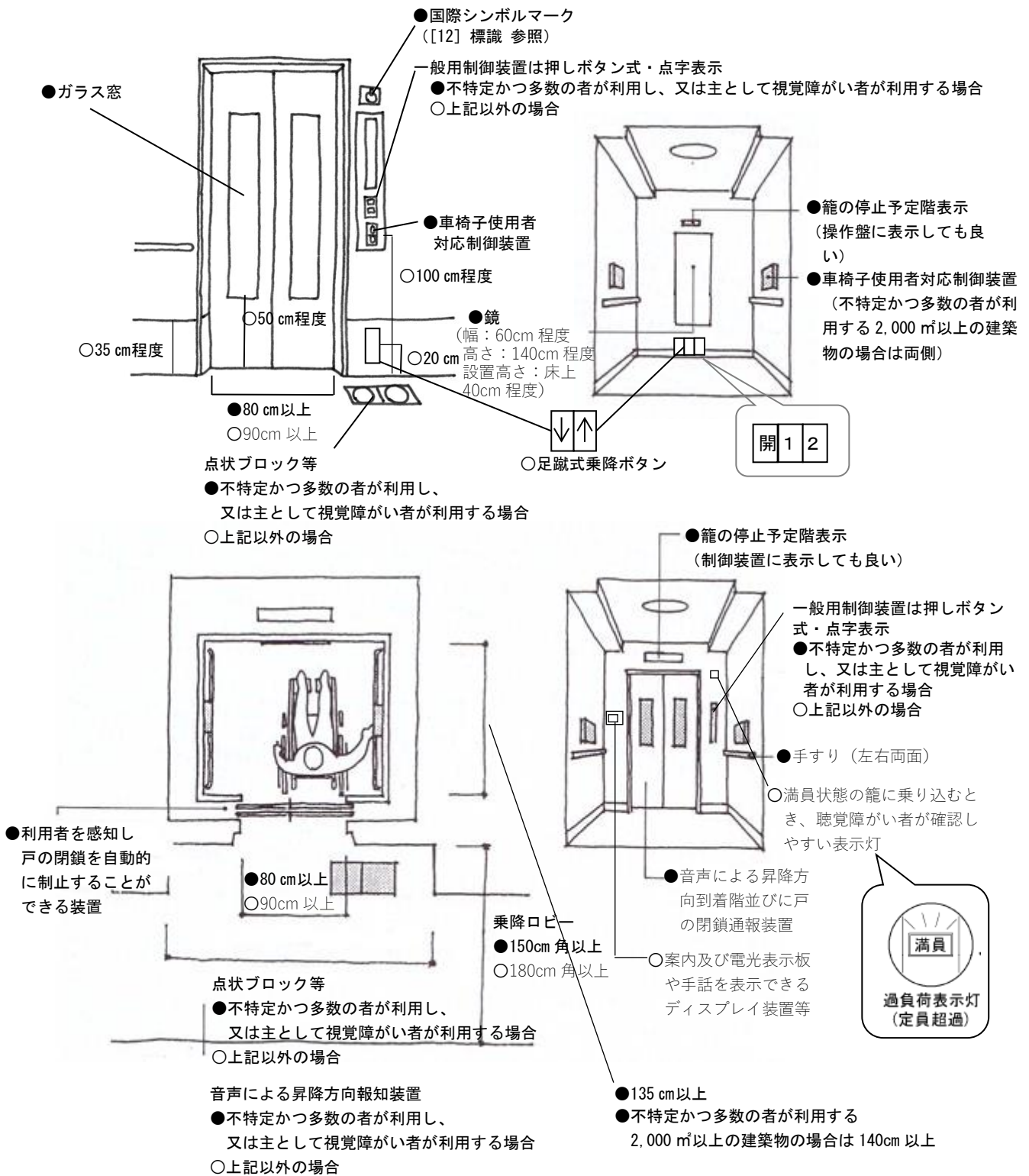
関連する章

・[12]標識

●政令・条例の基準

○望ましい整備

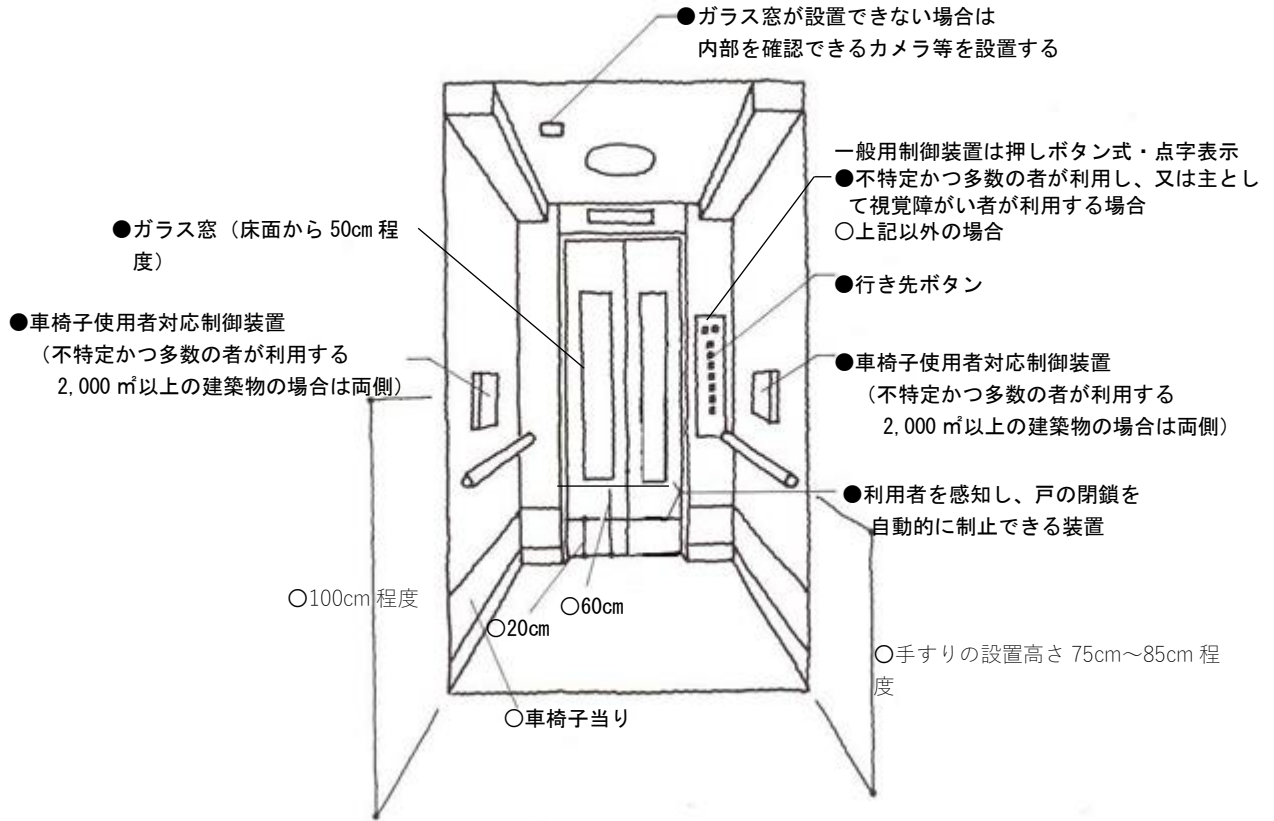
●○図 6.1 エレベーターの設計例（1）



●政令・条例の基準

○望ましい整備

●○図 6.2 エレベーターの設計例 (2)



●○図 6.3 鏡

(展望エレベーター・トランク付型のように平面鏡が設置できない場合のみ)

●凸面鏡

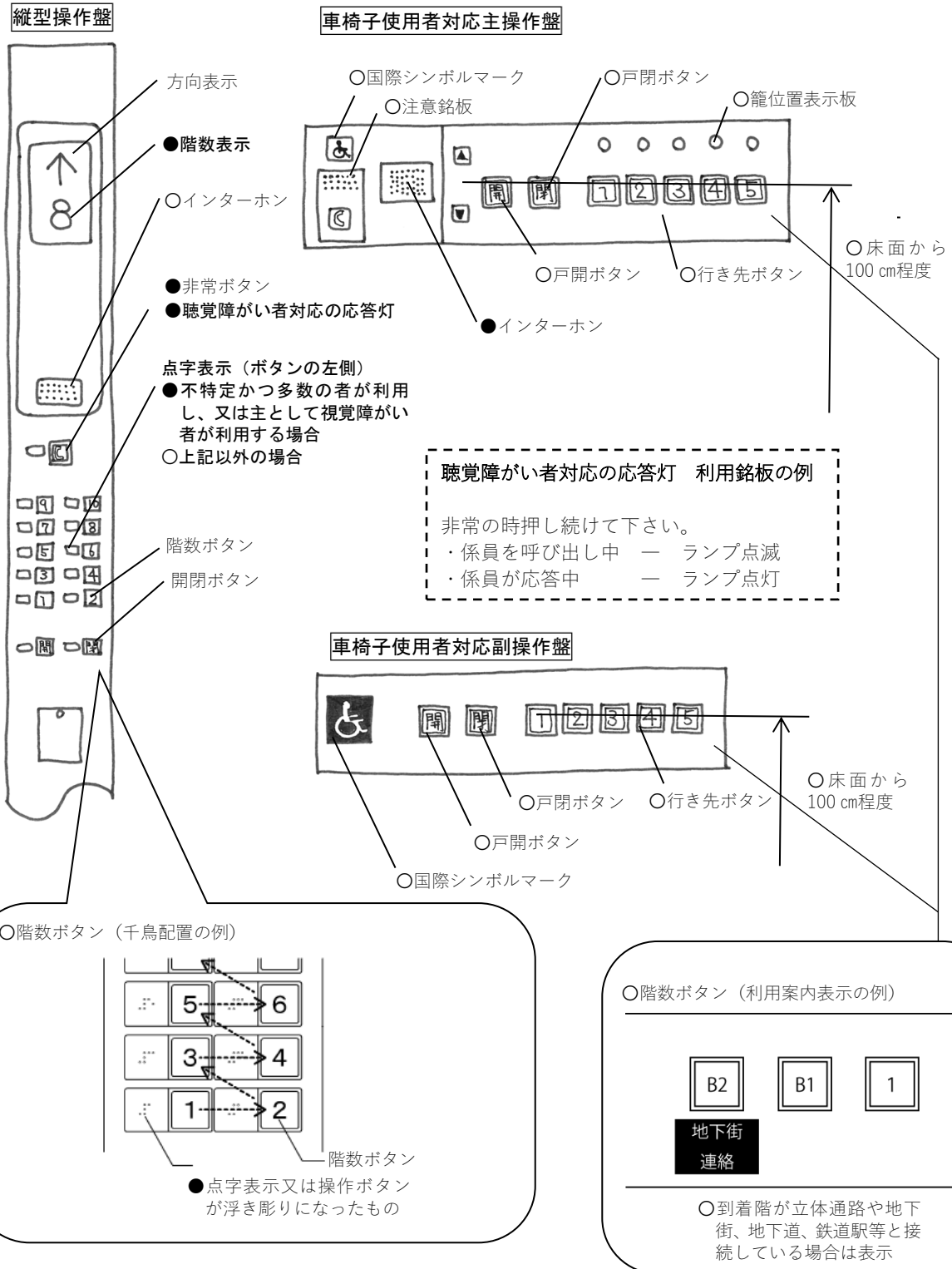


○図 6.4 手すりや制御装置の高さ

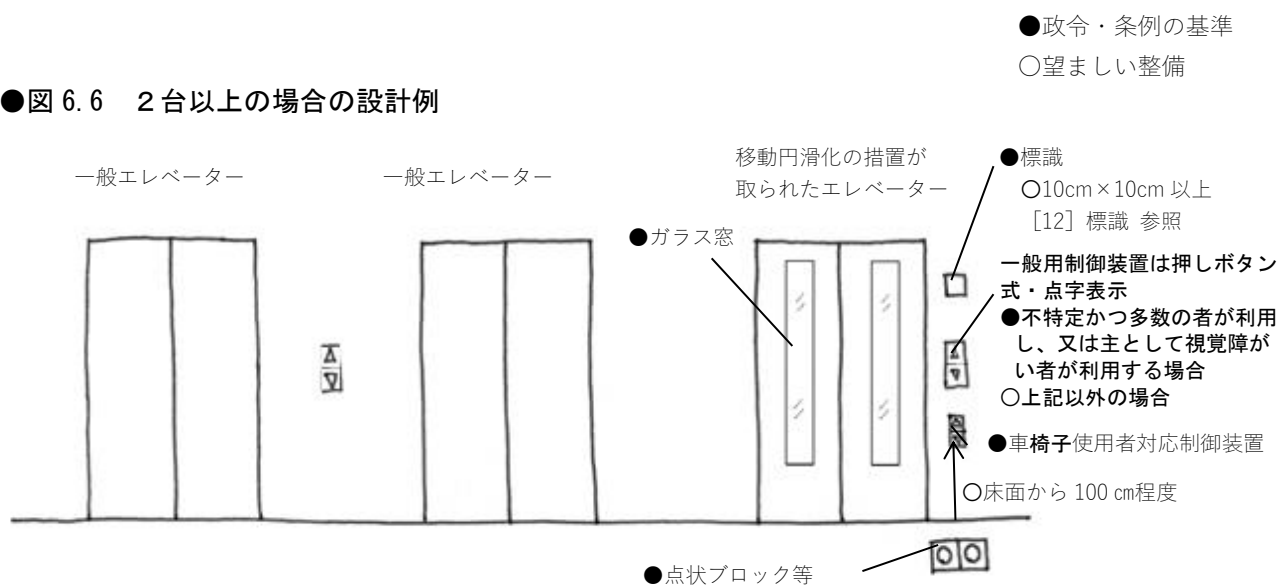


- 政令・条例の基準
- 望ましい整備

●○図 6.5 制御装置

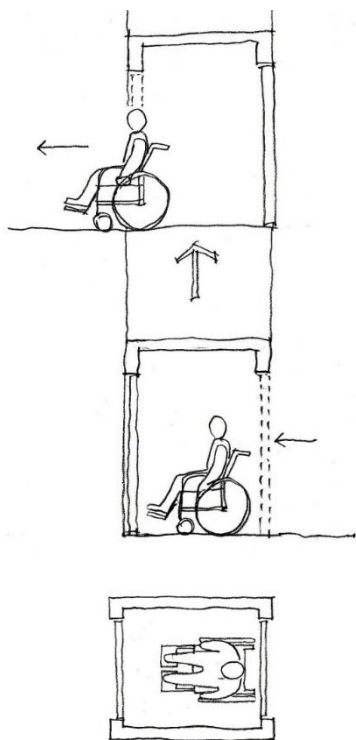


● 図 6.6 2 台以上の場合の設計例



JEAS-C506A では、一般用制御装置とは別に車椅子使用者対応制御装置を設けるとしているが、施設等の特性を鑑み、複数台のエレベーターを設置する際に、すべての制御装置を車椅子使用者が利用できる 100cm 程度としている事例もある。
ただし、点字は手が字に対して水平になるようにして読むため、点字表示をしている乗場ボタンが低い位置にあると視覚障がい者が読みにくい場合があるため、注意が必要である。

○ 図 6.7 出入口が複数あるエレベーター



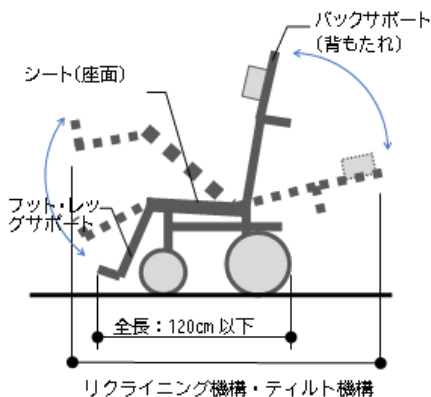
○ 図 6.8 座位変換型の車椅子

座位変換型の(電動)車椅子

・座位変換型の(電動)車椅子は、リクライニング機構や身体支持部のティルト機構等を有する車椅子で、座位姿勢の保持が困難な方等が楽な姿勢を保持しやすくするために多く使用されている。

・リクライニング機構とは、車椅子のバックサポート(背もたれ)やレッグサポート角度が調節できる機構、ティルト機構とは、車椅子のシート(座面)との角度が固定されたまま、シート及びバックサポートの傾斜を一体的に調整できる機構である。

・これらの機構を用いてバックサポートを後方へ傾斜させ、レッグサポートを挙上する場合の当該車椅子の全長は、JIS に示される全長 120cm に比べて大きくなる。



リクライニング機構・ティルト機構
使用時の全長の例：約 145～165cm 程度
(寸法はあくまで例であり、これより大きなものもある)

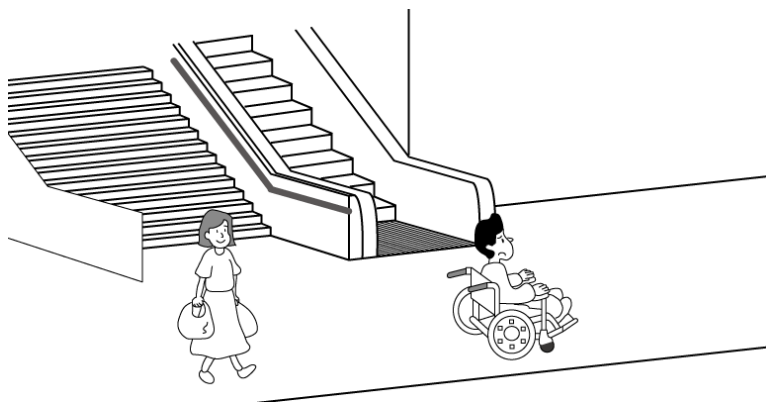
参考 ～動線計画の例～

◆必要な機能を満足するだけの設計だと…

建物にある段差を解消するためにエレベーターを設置しても、エレベーターを使うと階段を使うよりも遠回りになってしまうことがあります。

また、多くの人を利用する主要な経路上には階段やエスカレーターしかなく、非常に分かりにくい場所にエレベーターが設置されている場合があります。

このとき、エレベーターを利用しないと、垂直移動することができない利用者は、不便を感じる場合があります。



◆利用しやすくなる工夫

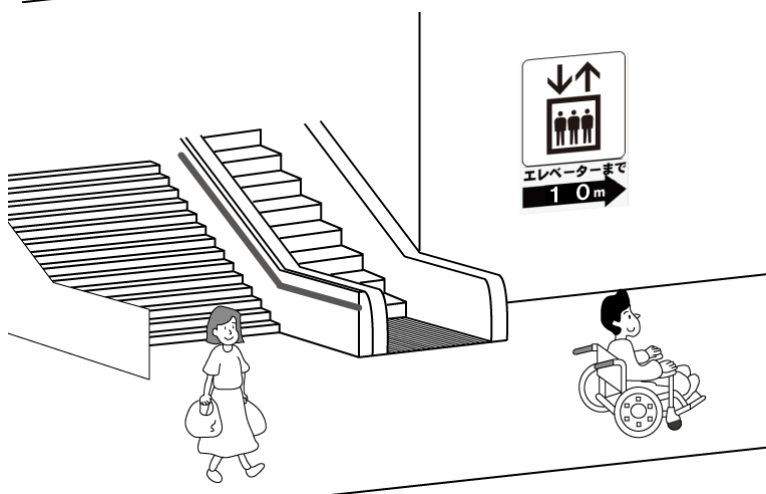
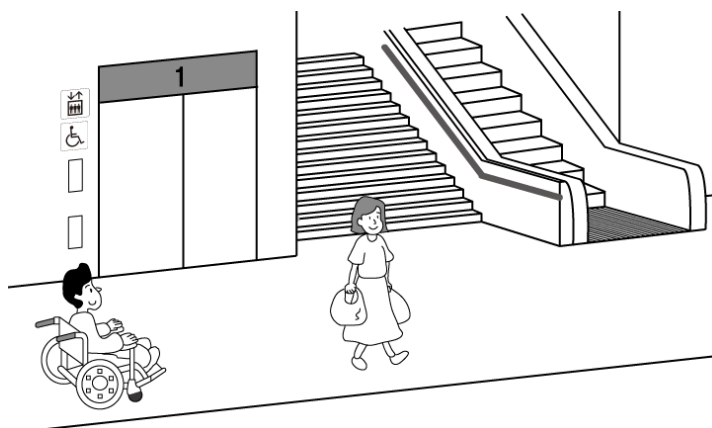
<動線計画>

- ・エレベーター、エスカレーター、階段を主要な経路の近くに配置することで、様々な特性を持った多様な利用者が同じ経路をたどって建物を利用できるようになります。

<誘導案内>

- ・エレベーターが主要な経路から離れた場所に設置されている場合等においては、案内表示や、音声案内、文字情報等を適切に組み合わせて誘導することが必要です。

([12] 標識、[13] 案内設備 参照。)



[8] 便所 (政令第 14 条 条例第 18 条)

基本的な考え方

高齢者、障がい者、妊産婦、トランスジェンダー等すべての人が利用しやすいよう配慮する。近年、多機能便房へ利用者が集中している等の傾向があるため、一般用便房に少し工夫を加える等により、機能分散を図る必要がある。

なお、乳幼児用設備(ベビーベッド・ベビーチェア)についての設計例やイラストは、[15]子育て支援設備 参照のこと。

●:政令・条例の基準 ○:望ましい整備

条例逐条解説 P.30~41
建築設計標準 P2-73

建築物移動等円滑化基準

解説

一般基準	建築物移動等円滑化基準	解説
	<p>仕上げ ●床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。</p>	
	<p>ベビーチェア及びベビーベッド ●次に掲げる特別特定建築物(床面積の合計が 1,000 ㎡(公衆便所にあつては、50 ㎡)以上に限る)は、そのうち一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)は、乳幼児を座らせることができる設備及び乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設け、その出入口にその旨の表示を行わなければならない。 ただし、乳幼児のおむつ交換をすることができる設備については、他に設ける場合は、この限りでない。 一 病院又は診療所 二 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 三 集会場又は公会堂 四 展示場 五 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 六 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 七 博物館、美術館又は図書館 八 飲食店 九 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 十 公衆便所</p>	<p>ベビーチェアとベビーベッドは、各々の目的が異なるため、両方設置することが必要。ベビーベッドについては、授乳室内に設置するなど、建築物内の別の場所に設ける場合は、便所内に設置しなくてもよい。 また、大人の介護ベッドとベビーベッドは兼用可能。 ベビーベッド・ベビーチェアはどの便房に設置しても構わない。さらに、ベビーベッドは便房(個室)内に設置しなくても良い。</p>
	<p>触知図案内板 ●便所(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用するものに限る。)の出入口の付近に、男子用及び女子用の区別、便房等の配置等を点字その他規則で定める方法により視覚障がい者に示すための設備を設けること。 ただし、視覚障がい者の利用上支障がないものとして規則で定める場合は、この限りでない。</p>	<p>ただし書きが適用されるのは次の場合(条例施行規則第 7 条) ・主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの</p>
	<p>洗面器 ●洗面器又は手洗器のうち一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)は、水栓を容易に操作できるものとする。</p>	
	<p>車椅子使用者用便房の仕様 ●便所内に、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房(以下「車椅子使用者用便房」という。)を一以上設けること。</p>	<p>【国土交通大臣が定める構造】(国土交通省告示第 1496 号) ・腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること ・車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること なお、 ・手すりは左右両面に設置する ・車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間として直径 150cm 以上の円が内接できる広さを備えることを基本とする。 (設備等下部に車椅子のフットサポートに乗せた足が通過できるスペース(床上高さ 40cm 以上で奥行き 20cm まで可)が確保されていれば、その部分も有効なスペースとする。) ただし、電動車椅子等、大きな車椅子では、150cm の円では十分ではない場合があるため、施設の利用者等状況を鑑みて設計する必要がある。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ●車椅子使用者用便房には、押しボタン式その他の容易に操作できる方式の便器の洗浄装置を設けること。 ●車椅子使用者用便房には、衣服を掛けるための金具等を設けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ➔ 押しボタン式、レバー式や光感知式など ○便房内のペーパーホルダー、便器洗浄ボタン及び呼び出しボタンを横壁面に設ける場合は、JIS S0026に基づく配置とする。 (図 8.11) ➔ 衣服等を掛ける金具の設置高さは、車椅子使用者用 100cm 程度、一般用 170cm 程度とすること。 衣服等が落ちにくい形状とする。
オストメイト対応便房の設備	<ul style="list-style-type: none"> ●便所内に、高齢者、障がい者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上設けること。 ●オストメイト対応便房には、押しボタン式その他の容易に操作できる方式の便器の洗浄装置を設けること。 ●オストメイト対応便房には、衣服を掛けるための金具等を設けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ➔ オストメイトの利用に配慮して、パウチや汚れた物、しびん等を洗浄するための汚物流し(洗浄ボタン・水栓を含む)、ペーパーホルダーを設置する。
	<ul style="list-style-type: none"> ●大人のおむつ交換をすることができる長さ 1.2m 以上のベッドを一以上設け、その出入口にその旨の表示を行うこと(床面積の合計が 10,000 ㎡以上の建築物(共同住宅、寄宿舍又は下宿にあっては、床面積が 200 ㎡以上の集会室があるものに限る。))に設けるものに限る。) 	<ul style="list-style-type: none"> ➔ 折りたたみ式のベッドの場合は、操作方法が簡単で、かつ軽くセットできるものでなければならない。また、バリアフリートイレの中に設置する場合、ベッドをセットした状態で退出した際に、車椅子使用者が進入できない場合が想定されるため、出入口戸付近から容易に上げ下げできるようなものでなければならない。また、折りたたみ式のベッドまたは据え置きタイプのベッド等を使用している状態でも人の出入りができるように、出入口との位置関係に配慮する。
	<ul style="list-style-type: none"> ●水洗器具は、温水が使用できるものとする(床面積の合計が 10,000 ㎡以上の建築物(共同住宅、寄宿舍又は下宿にあっては、床面積が 200 ㎡以上の集会室があるものに限る。))に設けるものに限る。) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●荷物を置くための棚等を設けること(床面積の合計が 10,000 ㎡以上の建築物(共同住宅、寄宿舍又は下宿にあっては、床面積が 200 ㎡以上の集会室があるものに限る。))に設けるものに限る。) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●衣服を掛けるための金具等を二以上設けること(床面積の合計が 10,000 ㎡以上の建築物(共同住宅、寄宿舍又は下宿にあっては、床面積が 200 ㎡以上の集会室があるものに限る。))に設けるものに限る。) 	
小便器	<ul style="list-style-type: none"> ●男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち一以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが 35cm 以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を一以上設けなければならない。 ●男子用小便器を設ける場合には、一以上その周囲に手すりを設けなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ➔ 小便器を設置する便所を設ける場合にのみ適用となる規定であり、設置の計画がない場合に、小便器の設置を求めるものではない。 ➔ 杖使用者等の肢体不自由者等が立位を保てるように設置する。
標識(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ●移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ➔ バリアフリー化された便所(車椅子使用者用便房があるもの)は、国際シンボルマークを掲示しなければならない。 [12] 標識 参照
移動等円滑化経路	<ul style="list-style-type: none"> ●幅員の確保(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ➔ 車椅子使用者用便房の出入口は移動等円滑化経路基準の出入口の規定が適用される。
	<ul style="list-style-type: none"> ●戸の構造前後のスペース(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ➔ また、車椅子使用者用便房が一般便房の奥にある場合などは、当該車椅子使用者用便房に至る経路も移動等円滑化経路の適用を受けるため注意する。 [2] 出入口 参照

望ましい整備		解説	
全体計画 (配置等)	○2階以上の建物の場合、車椅子利用者用便房は直接地上へ通ずる階と同一の階に設ける。	→ 2階以上の建物でエレベーターが設置されていない場合でも、車椅子利用者等が利用できるようにするため。	
(案内設備)	○個別機能を備えた便房は、利用者が位置を把握しやすいよう、他の便所と一体的若しくはその出入口の近くに設ける。	→ 多機能便房(さまざまな機能を備えた便房)は利用者が集中し、混雑することがある。	
	○多機能便房は、利用者が集中するため、複数の便房でそれぞれの機能を確保する「機能分散」を図る。	→ 次の各機能(個別機能)を異なる便房に適切に持たせる(機能分散する)よう計画する。	
	○高齢者や知的・発達障がい者等の同伴介助の利用に配慮し、広めの男女共用トイレを設置する。	→ ・車椅子利用者用便房 ・オストメイト対応設備 ・おむつ交換用のベビーベッド	
	○トランスジェンダー等の利用に配慮し、オールジェンダートイレ(男女共用トイレ)を設置する。	→ 序章-19 便所における機能分散参照。	
	○音による誘導を行う際は、音声で男性用・女性用を知らせる。また、触知図案内板を設ける場合も、触知図案内板の位置を知らせる音声誘導装置を設ける。	→ オールジェンダートイレ用語集参照	
	○車椅子利用者を誘導するために、建築物全体の案内設備には、便所の位置を表示する。		
	○建築物の各所に便所の位置を示す案内設備を設ける。		
共通事項 (出入口・戸)	○利用したい便房が使用中の場合等に、他の便房へ行くことができるよう、他の階や場所にある個別機能を備えた便房の位置を、便房の付近に表示する。		
	○便房の出入口は、車椅子利用者の利用を考慮すると75cm以上とする。	→ 一般便房を少し大きくすることで、車椅子利用者も利用できる場合がある。	
	○便房の戸の取っ手は操作しやすいものとする。		
	○便房の戸が自動式引き戸の場合、施錠の操作がしやすいものとし、緊急の場合は外部からも開錠できるものとする。 なお、自動式引き戸のドア開閉盤は、手かざしセンサー式が使いにくい人もいることから、操作しやすい押しボタン式とする。	→ 自動式引き戸の場合は、高齢者、障がい者等が出入口を完全に通過する前に閉まり始めることがないように、設置に当たっては十分に配慮する。 「多機能トイレ用自動ドア安全ガイドライン(JADA-0006)」(全国自動ドア協会)による。	
	○便房の戸が手動式引き戸の場合、指の不自由な人でも施錠の操作がしやすいものとし、緊急の場合は外部からも開錠できるものとする。	→ 手動式引き戸では、棒状のもの、開き戸では大きく操作性の良いレバーハンドル式、プッシュプルハンドル式またはパニックバー形式のものとする。	
	○戸が内開き戸の場合、便器前から戸までの間に、戸の開閉動作に支障がないよう、便房内のスペースにゆとりある広さを確保する。		
	○内開き戸とする場合には、緊急時に戸を外せるものとする。		
	○外開き戸とする場合には、開閉操作が円滑に行うことができるよう、扉に補助取っ手を設ける。		
	○便房の戸に使用中か否かを表示する装置を設ける。	→ 施錠を示す表示が赤と青の場合、色覚障がい者が区別できない可能性があるため、見やすい色及び文字で「使用中」と表示する等の配慮を行う。	
	○使用時以外は扉が開いているタイプとする。		
	(洗浄装置)	○便座は、温水洗浄装置(温水でおしり等を洗浄する機能を持つ便座)とする。	
		○外国人を含めた多様な利用者が安心して使える便所とするため、便器洗浄装置や温水洗浄便座本体等に表示する操作系ピクトグラムは(一社)日本レストルーム工業会の策定した標準ピクトグラムとする。	→ 温水洗浄便座の操作ボタンは、便座横に附置した操作ボックスではなく、壁付けとする。
		○女性用に、用便中を外部に知らせないよう、水音を流す装置を設ける場合は、装置が起動中とわかるサインを示す視覚情報機器をつける。	→ 音が流れているかどうか聴覚障がい者にはわからないため

(ボタン等配置)	<p>○便房内のペーパーホルダー、便器洗浄ボタン及び呼び出しボタンを横壁面に設ける場合は、JIS S0026に基づく配置とする。(再掲)</p> <p>○洗浄ボタンは、見つけやすく使いやすい大型のものが望ましく、緊急通報ボタン等の操作ボタンとはっきり区分できるように配慮する。</p> <p>○ボタンがたくさん並んでいて、どれがどのボタンか分かりにくいものもあり、利用状況が想定できる場合は、必要最小限にとどめる。</p> <p>○ボタンには、凹凸やふくらみ、へこみ、色のコントラスト等をつけ、また、点字や浮き彫り文字、触覚記号等による表示を行う等、視覚障がい者にわかりやすい配慮をする。</p> <p>○洗浄装置は、センサー式が使いやすい一方で、視覚障がい者は触れることのできる形式のほうが使いやすいため、センサー式の場合は、便器洗浄ボタンを併設する等の配慮をする。</p> <p>○呼び出しボタンは、便座に座った状態から、手の届く位置に設ける。床に転倒したときにも届くよう側壁面の低い位置に設ける。</p> <p>○便房内には確認ランプ付呼び出し装置、出入口の廊下等には非常呼び出し表示ランプ、事務所には警報盤を設ける。</p> <p>○呼び出しボタンは、視覚障がい者が確実に押せるよう点字表示し、水栓スイッチと区別できる形状とする。</p>	<p>→ 手すりに掴まったときに、呼び出しボタンに触れてしまうことのないようにする。</p>
(手すり)	<p>○和風便器についても、手すりを設ける。</p> <p>○車椅子使用者用便房以外の便房にも腰掛便器からの立ち座りや車椅子から腰掛便器への移乗を容易にするために、手すりを設ける。</p>	
(衣服掛け)	<p>○小便器の脇及び洗面ブースには、杖や傘などを立てかけるくぼみあるいはフックを設ける。</p>	
(荷物置き)	<p>○便房内及び洗面ブースには、車椅子に座った状態で、手が届く高さに荷物台を設ける。</p>	
(洗面器)	<p>○各便所内の洗面器のうち一以上は杖使用者等が立位を保つことができるよう、手すり等を設け、寄りかかれる配慮を行う。</p> <p>○手荷物棚を設ける。</p> <p>○子供の利用がある施設では、子供用の便器や洗面器を設置する。</p> <p>○排水トラップは車椅子使用者の邪魔にならないよう横引きタイプ(Pトラップ)のものとする。</p>	<p>→ 洗面器の手すりは、配置によっては車椅子使用者が利用できなくなるため、車椅子使用者用便房に設置する場合は、工夫する必要がある。</p>
(標識)	<p>○バリアフリートイレには、個別機能を表示するピクトサインや主要な利用対象の室名を表示する等、利用対象にならない方がむやみに使用しないように工夫する。</p> <p>○必要な機器を備えている便房を探しやすいよう、表示の仕方を工夫する。</p> <p>○機能分散された便所、便房であることが、高齢者、障がい者だけでなく外国人等すべての利用者にわかるように、ピクトサイン等により表示する。</p>	
(その他)	<p>○便所及び便房内では聴覚障がい者に非常警報がわかるよう、フラッシュライト等の光警報装置を設ける。</p>	<p>→ 便房の戸を閉じた状態でも、便所内からその点滅が十分識別できる位置に設置する。</p>
照明	<p>○照明は、十分な照度を確保する。</p>	
小便器	<p>○知的障がい者に配慮し、ターゲットマークや足型を設置する。</p>	<p>→</p>
触知図案内板	<p>○便所前の触知図案内板には、個別機能を備えた便房等の各便房の機能、位置等を表示する。</p> <p>○点字のみでなく、墨字も併記し、弱視者等にも分かりやすいように大きさ、設置位置、文字のコントラスト等に配慮したものとする。</p>	<p>→</p> <p>・図 8.16 参照。 ・[18]知的障がい・精神障がい(発達障がい含む)支援設備 図 18.4 参照。</p>
車椅子使用者用便房(計画)	<p>○複数テナントが入居する建築物の場合には、複数のテナントが共同利用できる位置に車椅子使用者用便房等を設ける。また、小規模店舗が密集する商店街においては、複数の店舗が共同利用できる位置に車椅子使用者用便房を設ける。</p>	

	○共同利用する車椅子利用者用便房等は、営業時間に関わらず、それぞれのテナント(店舗)が利用可能とする必要がある。
	○排泄介助が必要な障がい者(児)の脱衣・おむつ交換等に配慮し、以上の車椅子利用者用便房は大型ベッド付きとし、異性による介助に配慮し男女が共用できる位置に設ける。
	○2,000㎡以上の特別特定建築物については、座位変換型の(電動)車椅子使用者が360°回転できるよう、直径180cm以上の円が内接できる広さを確保する。
	○一般便所に近い位置で計画し、障がい者の利用頻度が高い建築物等では男女別に設置する。また、可能な限り各階に設ける。
	○便房を複数設置する場合は、障がい者の右勝手、左勝手に対応できるようにする。
	○異性の介助者に配慮し、少なくとも一以上の車椅子利用者用便房は、男女が共用できる位置に設ける。
	○車椅子使用者が便房内で回転して設備・備品等を使用できるよう、車椅子の回転や介助者の同伴などの多様な動作が可能なスペースを設ける。
(便器)	○車椅子が接近できるよう、便器は前面のトラップ部分に、車椅子のフットサポートに乗せた足が当たりにくく、トラップ突き出しの少ない形式等とする。
	○便房を複数設置する場合は、障がい者の右勝手、左勝手に対応できるようにする。また、便座の高さについてもバリエーションを持たせる。
	○便器の位置は、正面からのアプローチを確保するだけでなく、右又は左からの側面移乗ができるようにする。
	○座位姿勢を安定させることや排泄に時間のかかる場合もあることから、便器に背もたれを設置する。
	○便器に前向きに座る場合も考慮してその妨げになる器具等がないように配慮する。
	○便器の座面高さは、床面から42cm～45cm程度とする。
(手すり)	○手すりは、便器の両側に垂直水平に設け、垂直手すりは壁等に堅固に固定する。また、水平手すりの高さは65cm～70cmに堅固に取り付け、片側は車椅子使用者が移乗しやすいように可動式とする。
	○手すりの位置が遠すぎて、体をあずけることができない場合があるので、使いやすい位置に設置するよう配慮する。
(出入口・戸)	○便房の出入口は、90cm以上とする。
	○車椅子利用者用便房の扉は、閉じるスピードを調整できる機能があるものや、ワンストップ機能があるものとする。
	○簡易便房を設置する場合、計画によっては、後ろに手をまわすことのできない車椅子使用者が施錠・開錠できないため、配慮が必要。
	○扉操作、施錠操作が円滑に行えるよう、扉周囲に大型ベッドやゴミ箱等を設けない。
(手洗器)	○便座に腰かけたまま使用できる手洗器を設ける。
(洗面器)	○水洗器具の吐水口の位置は、車椅子使用者が利用しやすい位置(洗面器の手前縁から30cm以内)に設ける。
	○自動水栓は、感知しにくいものもあり、対応として自動・手動切替のできる水栓の設置をする。
	○洗面器は車椅子使用者が利用できるように、洗面器の下部にはひざや足先が入るスペース(高さ65cm程度、奥行き55cm～60cm程度)を設ける。高さ65cm以上の洗面器は壁に堅固にとりつけるか手すり等を設けるなど、寄りかかる等の配慮を行う。

図 6.8 参照

温水洗浄便座の操作ボタンは、便座横に附置した操作ボックスではなく、壁付けとする。

JIS T 9201 に定められる手動車椅子であれば出入口の幅が80cmでも利用可能であるが、電動車椅子や、スポーツ用の車椅子の場合、利用できないものがある。(例:テニス用車椅子幅87cm)

便所使用中に手等が汚れた際、汚れた手で車椅子に移乗して洗面器までいくのではなく、便座に腰かけたまま手元の手洗器で手を洗えるようにする配慮である。

(その他)	○鏡は、洗面器上端部にできる限り近い位置を鏡の下端とし、上方へ100cm以上の高さで設置する。	傾斜式鏡は主に車椅子使用者を想定したものであるが、立位では使いにくい。洗面所の鏡は傾けず、位置とサイズを配慮することでだれでも利用できる。
	○便器洗浄ボタンは便座に座ったまま利用しやすい位置に設ける。	
	○ペーパーホルダーは便座に腰かけたまま使用できる位置に設置する。	
	○汚物入れは一般のものより大きいものが使いやすい。また、手の届く範囲に設ける。	
	○衣服等を掛ける金具の設置高さは、車椅子使用者用 100cm 程度、一般用 170cm 程度とする。(再掲)	
オストメイト対応便房の設備	○ストーマ装具の廃棄等に配慮し、汚物入れを設置する。	着替え時の姿勢保持のため、手すりを設ける。
	○ストーマ装具の装着のための衣類の脱着、着替え等に配慮し、汚物流しの近くに着替え台を設置する。	
	○ストーマ装具の装着や身だしなみを確認するための鏡を設置する。鏡は、全身を映すことができるものとする。	
(鏡)	○鏡の床からの高さは、75cm～80cm、長辺方向の長さは 100cm 程度で平面鏡とする。	
(介護ベッド)	○床面積 2,000 m ² 以上の不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物を建築する場合に設ける 1 以上の車椅子使用者用便房には、大人用介護ベッドを設ける。	
	○大人用介護ベッドの大きさは幅 60cm～80cm 程度、長さ 150cm～180cm 程度とする。	
冷暖房設備	○オストメイト対応水洗器具や介護ベッドを設置した車椅子使用者用便房には、冷暖房設備を設置する。	
非常時のための設備	○聴覚障がい者が便房でも非常時に情報がわかるように文字情報やこれに代わるサインを表示できるディスプレイ装置等を設ける。	

解説図一覧

図 8.1 便所の配置等を視覚障がい者に示すための設備	●○
図 8.2 手すり付き洗面器	○
図 8.3 車椅子使用者が利用しやすい洗面器	○
図 8.4 水栓器具	○
図 8.5 車椅子使用者用便所の計画例	●○
図 8.6 簡易型車椅子使用者用便所の計画例	●○
図 8.7 個別機能を備えた便房及び多機能便房寸法	○
図 8.8 オストメイト用便房	●○
図 8.9 オストメイト簡易型設備	●○
図 8.10 その他の便所	○
図 8.11 洗浄ボタン等の標準配置例(「JIS S 0026」による)	○
図 8.12 手洗器を設ける場合の洗浄ボタン等の配置例	○
図 8.13 操作が容易な洗浄装置	●○
図 8.14 非常呼び出し装置等	○
図 8.15 小便器	●○
図 8.16 知的障がい者に配慮した小便器	○
図 8.17 大人用介護ベッド	●○
図 8.18 ベビーベッド	○
図 8.19 高齢者、障がい者等が円滑に利用できる便所・便房の設置例	●○
図 8.20 便所・洗面所の改善例	●○
図 8.21 小規模施設での改善例	●○
図 8.22 大人用介護ベッドを車椅子使用者用便房内に設けた例	●○
図 8.23 汚物流し(オストメイト用)及び大人用介護ベッドを車椅子使用者用便房内に設けた例 (220cm×280cm タイプ)	●○
図 8.24 汚物流し(オストメイト用)及び大人用介護ベッドを車椅子使用者用便房内に設けた例 (220cm×250cm タイプ)	●○

チェック項目(政令・条例の基準)

一般基準	①表面は滑りにくい仕上げであるか	
	②ベビーチェア及びベビーベッドを設け、その旨の表示をしているか (1 以上。条例第18条第2項に掲げる特別特定建築物のうち、1,000 m ² 以上(公衆便所は 50 m ² 以上)のものに限る)	
	③次の④及び⑤の便房を設ける便所	—
	(1)便所の出入口付近には便所の男女別、配置等を点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障がい者に示す設備を設けているか (音による案内の場合を除き、当該設備の前の床面には、点状ブロック等を敷設しているか)	
	(2)洗面器又は手洗器の水栓は操作が容易な方式のものを設けているか(1以上)	
	④車椅子使用者用便房を設けているか (1 以上)	
	(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されているか	
	(3)洗浄装置は、押しボタンその他操作が容易な方式のものを設けているか	
	(4)衣服を掛けるための金具等を設けているか	
	⑤水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房を設けているか (1 以上)	
	(1)洗浄装置は、押しボタンその他操作が容易な方式のものを設けているか	
	(2)衣服を掛けるための金具等を設けているか (ただし、10,000 m ² 以上の場合は 2 以上)	
	(3)長さ 1.2m 以上の介護ベッドを設け、その表示をしているか (10,000 m ² 以上に限る)	
	(4)水洗器具(オストメイト対応)は温水が利用できるものか (10,000 m ² 以上に限る)	
	(5)荷物を置くための棚等を設けているか (10,000 m ² 以上に限る)	
	⑥小便器を設ける場合は、床置き式小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが 35cm 以下のものに限る)その他これらに類する小便器を設けているか (1 以上)	
	(1)小便器に手すりを設けているか (1 以上)	

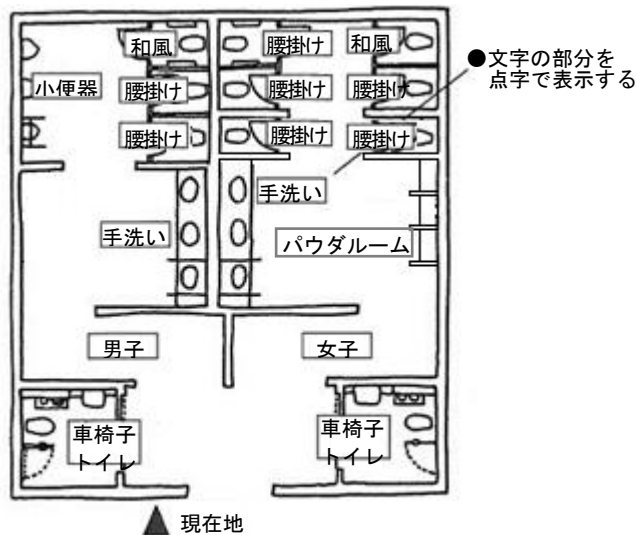
関連する章

- ・[12] 標識
- ・[13] 案内設備

- 政令・条例の基準
- 望ましい整備

●○図 8.1 便所の配置等を視覚障がい者に示すための設備

○便所の触知図案内板の記載例



○便所の触知図案内板の設置例



機能をわかりやすく示し、点字表示・色使いにも配慮された案内表示

便所の配置等を視覚障がい者に示すための設備

便所の出入口付近に、視覚障がい者に対して便所の男女の別・便所内の配置等を示す設備（触知図案内板又は音声による案内設備）を設けなければならない。

触知図案内板等の前の床面には、触知図案内板等の存在を視覚障がい者に示すため、点状ブロック等を2～3枚程度敷設する。

なお、男女兼用の多目的便房のみを設ける場合など、一の便房のみを設ける便所においては、点字により「男女兼用・右側に便器」等の案内をし、床面に点状ブロック等を敷設することで足りる。

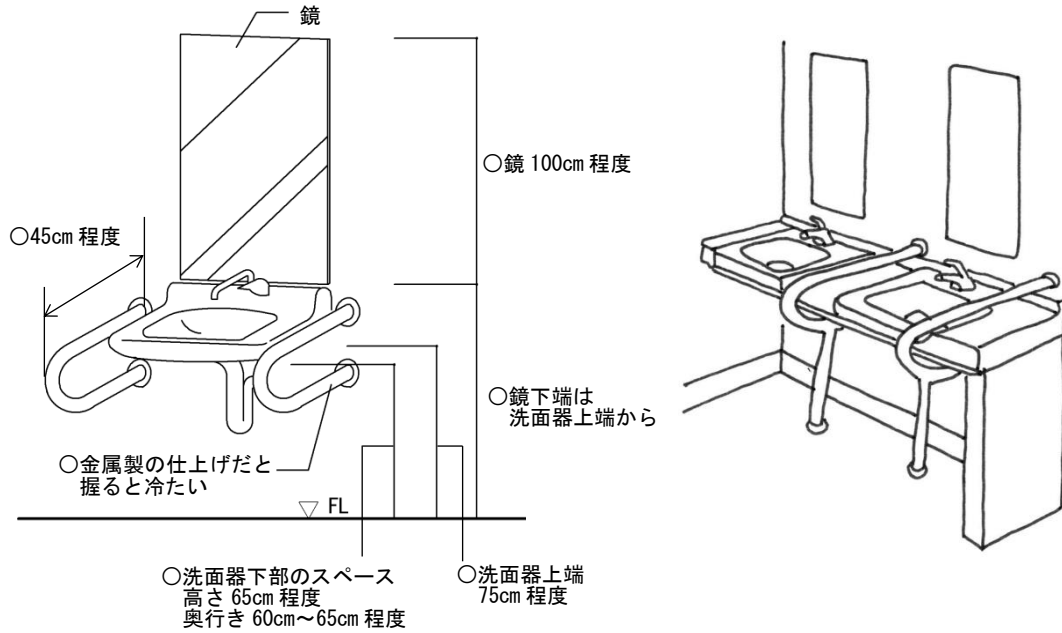
(参考：大阪府福祉のまちづくり条例施行規則)
 第六条 条例第十八条第三項第一号の規則で定める方法は、次に掲げるものとする。
 一 文字等の浮き彫り（その前の床面に視覚障がい者に対しその存在をしめすために点状ブロック等を敷設するものに限る。）
 二 音による案内
 三 点字及び前二号に類するもの

(点字を読むことができない視覚障がい者への対応について)
 視覚障がい者の中には点字を読むことのできない方もいるため、便所の案内においても、触知図案内板を文字等の浮き彫りを併用することや、音声による案内などを行うなど工夫を行うことが望ましい。

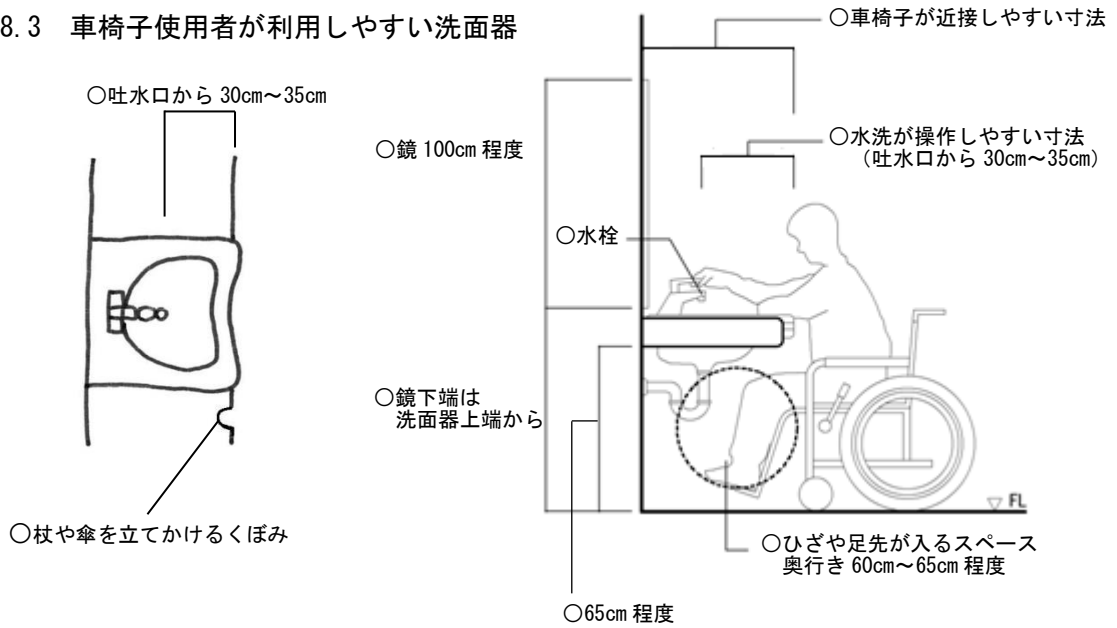
●政令・条例の基準

○望ましい整備

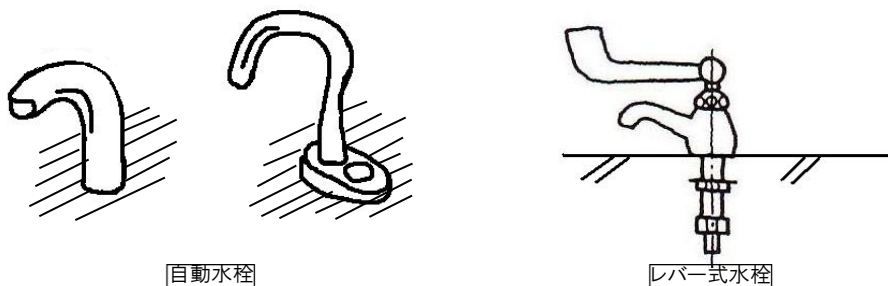
○図 8.2 手すり付き洗面器



○図 8.3 車椅子使用者が利用しやすい洗面器



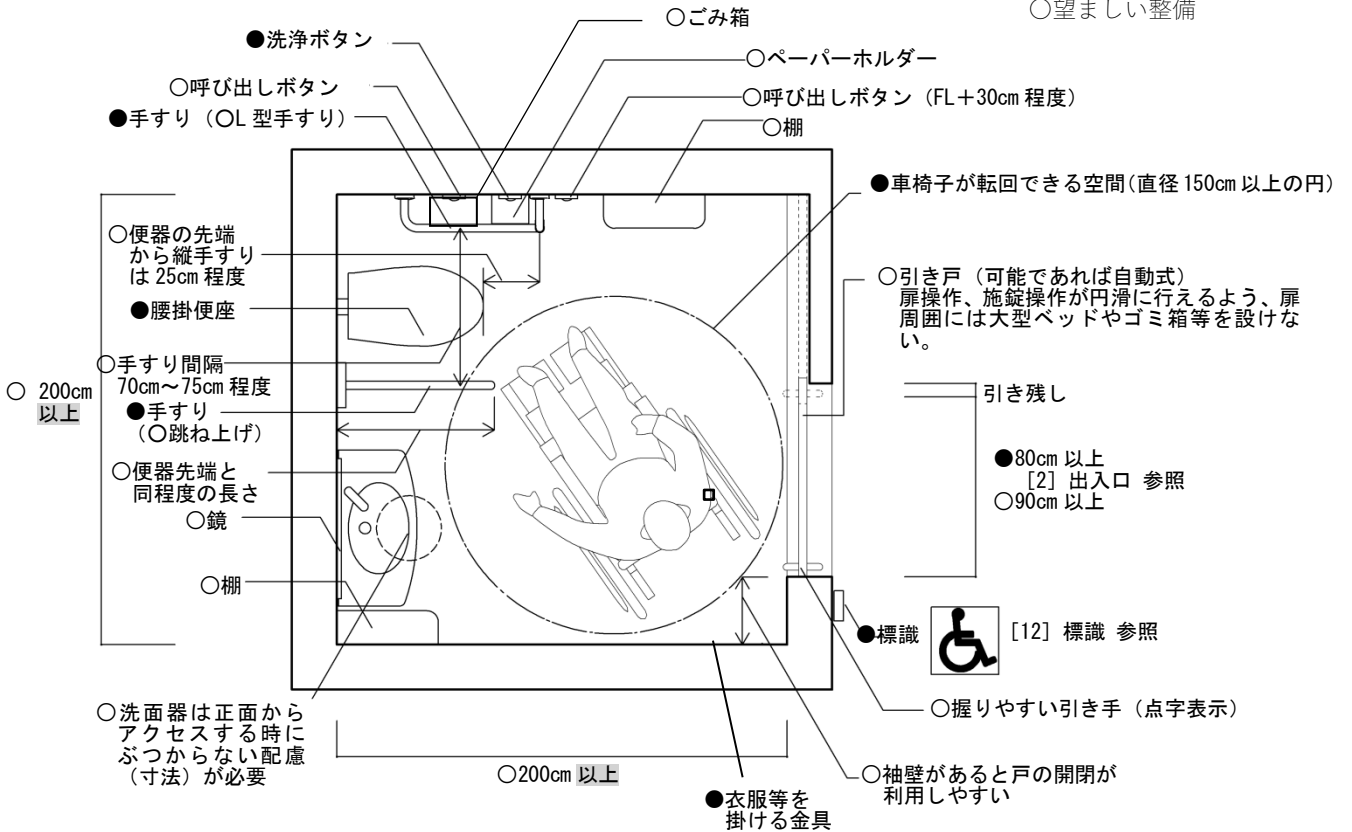
○図 8.4 水栓器具



●○図 8.5 車椅子使用者用便房の計画例

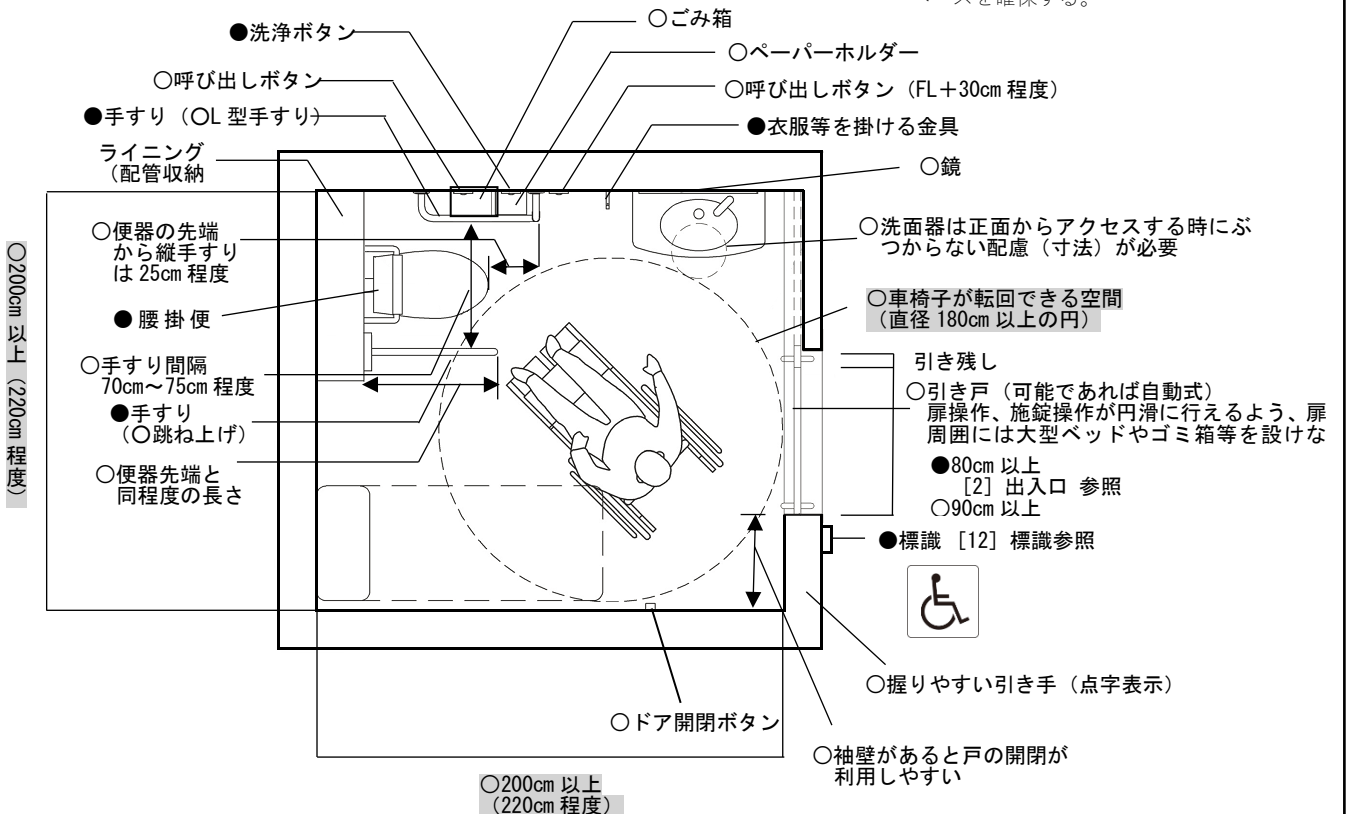
●政令・条例の基準

○望ましい整備



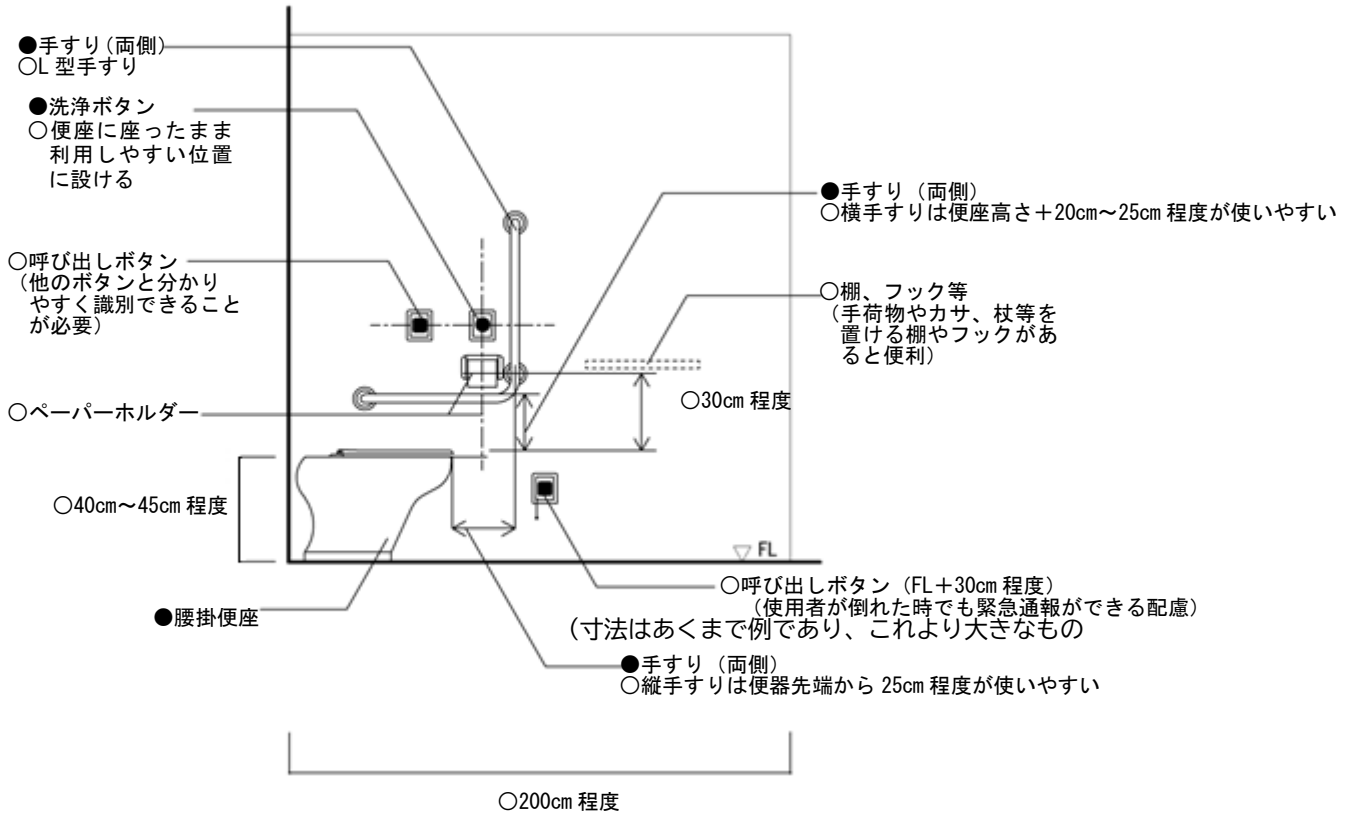
○2,000 m²以上の特別特定建築物の車いす使用者用便房の計画例

・車椅子使用者が便房内で回転して設備・備品等を使用できるように、車椅子の回転や介助者の同伴などの多様な動作が可能なスペースを確保する。



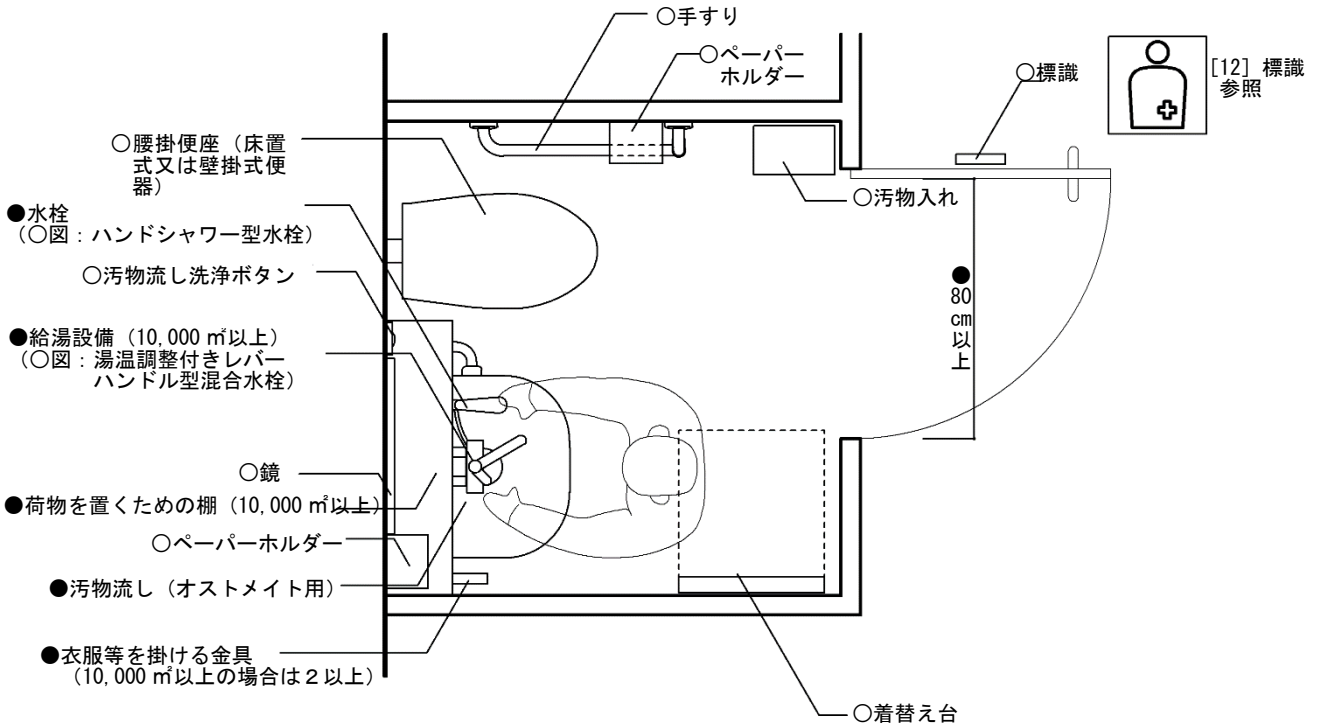
●政令・条例の基準

○望ましい整備

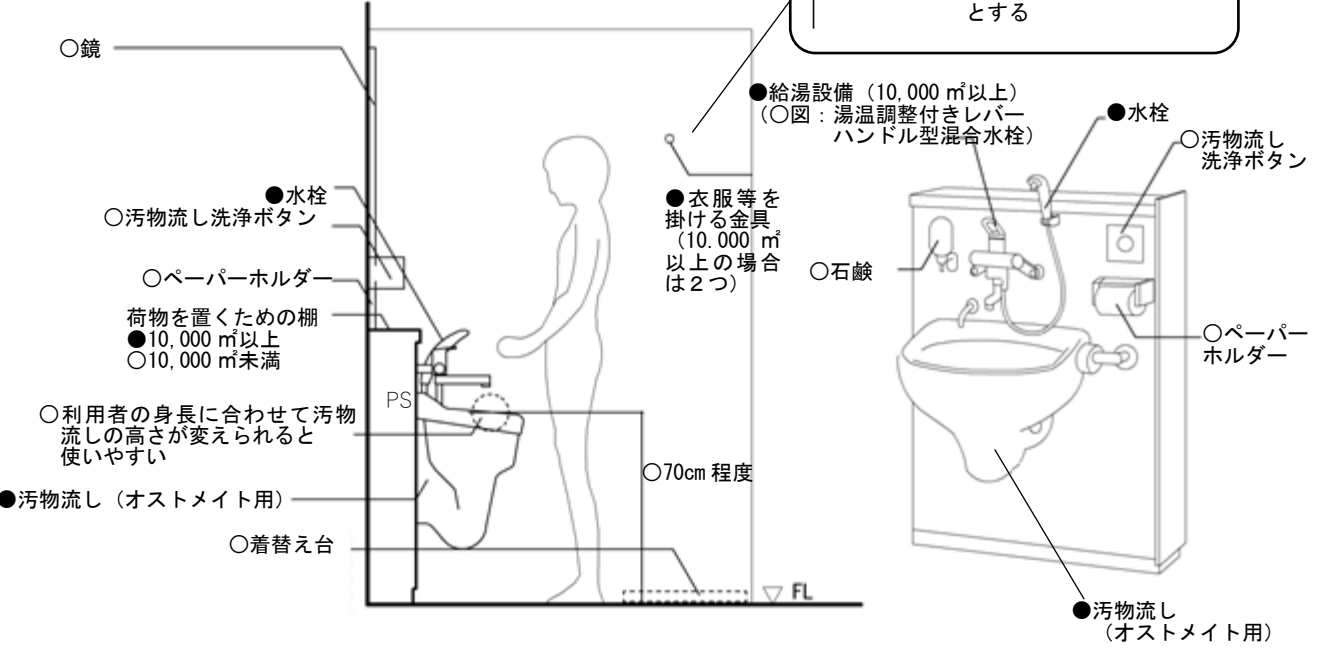


- 政令・条例の基準
- 望ましい整備

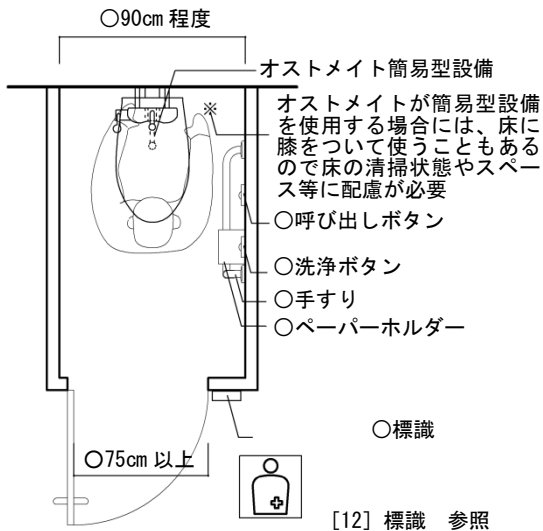
●○図 8.8 オストメイト用便房



側面図 ○衣服等を掛ける金具は、衣服等が落ちにくい形状とする

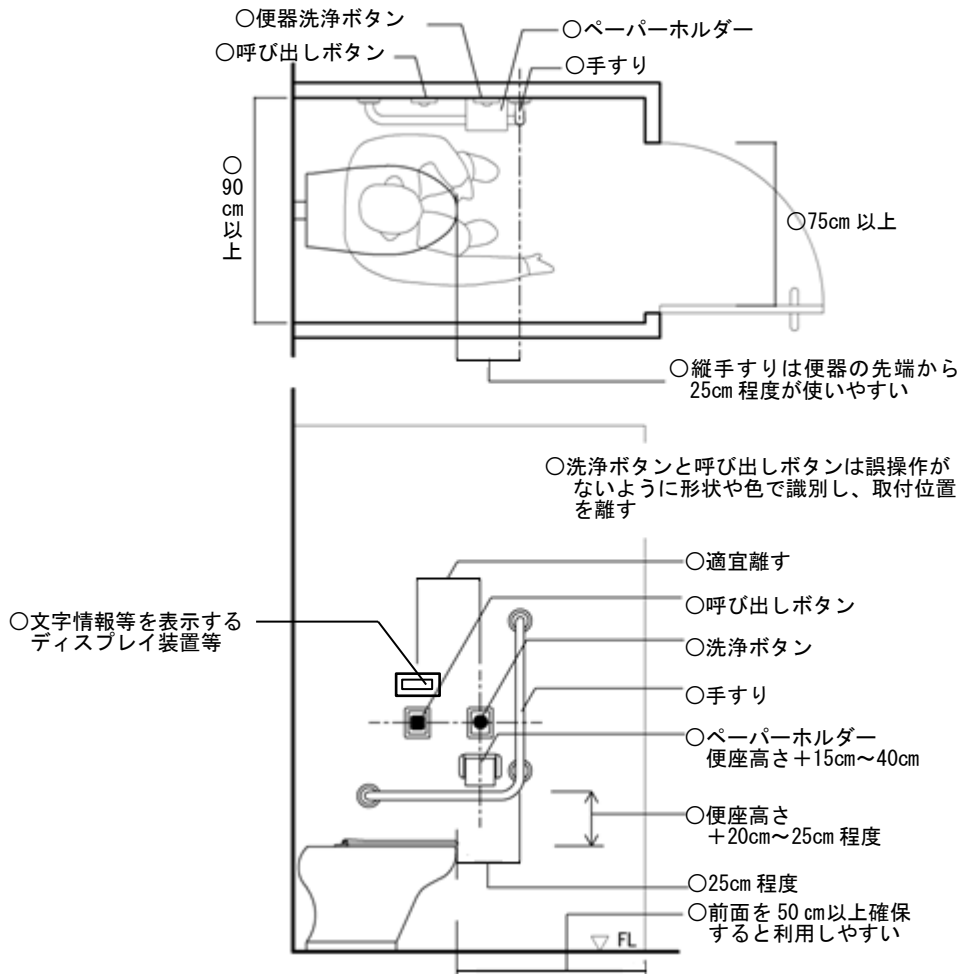


●○図 8.9 オストメイト簡易型設備



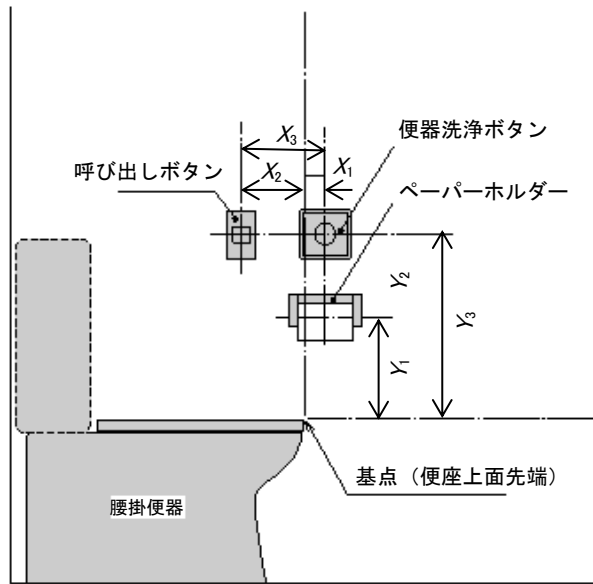
・50㎡未満（公衆便所にあつては、50㎡未満）の小規模な施設や、条例により追加した用途の建築物（例：共同住宅）について、オストメイト専用の汚物流しを設けるスペースを確保できない場合などに限っては、平面計画、利用実態等を鑑み、オストメイト用簡易型設備（便器に水栓をつけたもの等）の設置でもやむを得ないものとする。

○図 8.10 その他の便所



○図 8.11 洗浄ボタン等の標準配置例（「JIS S 0026」による）

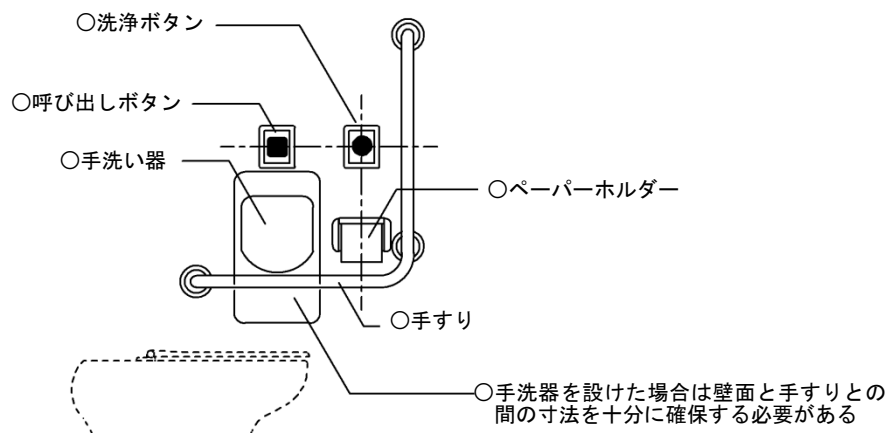
●政令・条例の基準
○望ましい整備



単位: mm

器具の種類	便座上面先端(基点)からの水平距離	便座上面先端(基点)からの垂直距離	二つの器具間距離
紙巻器	X_1 : 便器前方へ 約 0~100	Y_1 : 便器上方へ 約 150~400	—
便器洗浄ボタン		Y_2 : 便器上方へ 約 400~550	Y_3 : 約 100~200 (紙巻器との垂直距離)
呼び出しボタン	X_2 : 便器後方へ 約 100~200		X_3 : 約 200~300 (便器洗浄ボタンとの水平距離)

○図 8.12 手洗器を設ける場合の洗浄ボタン等の配置例



●○図 8.13 操作が容易な洗浄装置

●政令・条例の基準

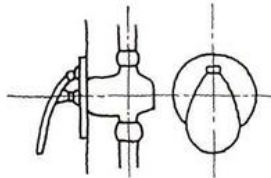
○望ましい整備

《その他》

●押ボタン式スイッチ

○くつべら式

○光感知式



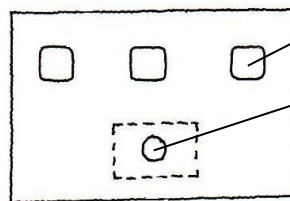
○光感知式の洗浄スイッチは、視覚障がい者には使いにくい設備であるため、押ボタン式スイッチと併用する。

○図 8.14 非常呼び出し装置等

○非常呼び出し表示ランプ



○警報盤



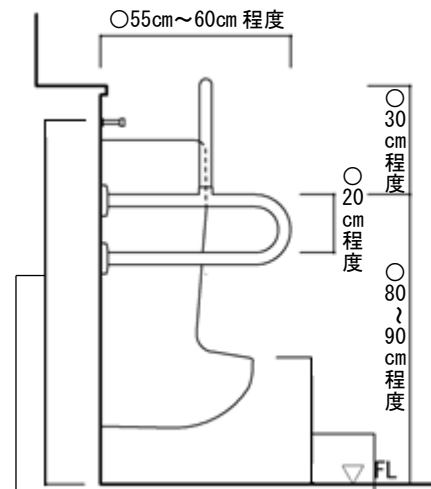
○ランプ

○ブザー

●○図 8.15 小便器

壁掛式低受け口

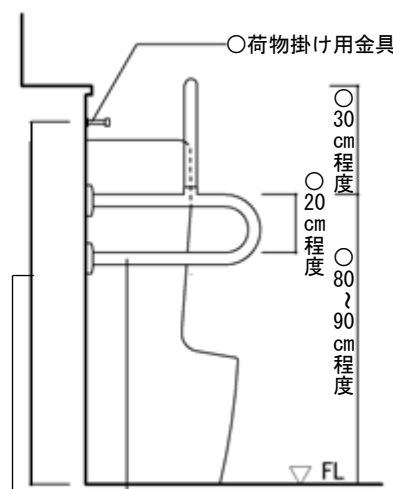
○55cm~60cm 程度



○FL+100cm 程度

●受け口の 高さは 35cm 以下とする

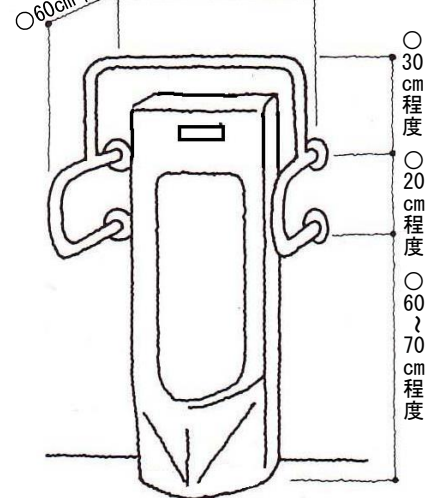
床置き式スツール



○FL+100cm 程度

○金属製の仕上げだと握ると冷たい

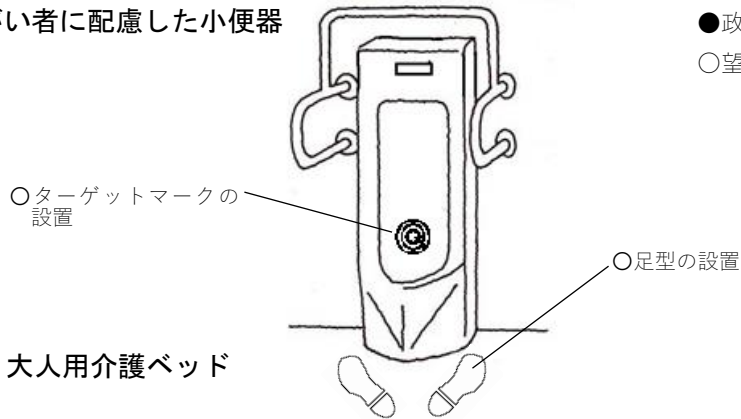
○60cm 程度



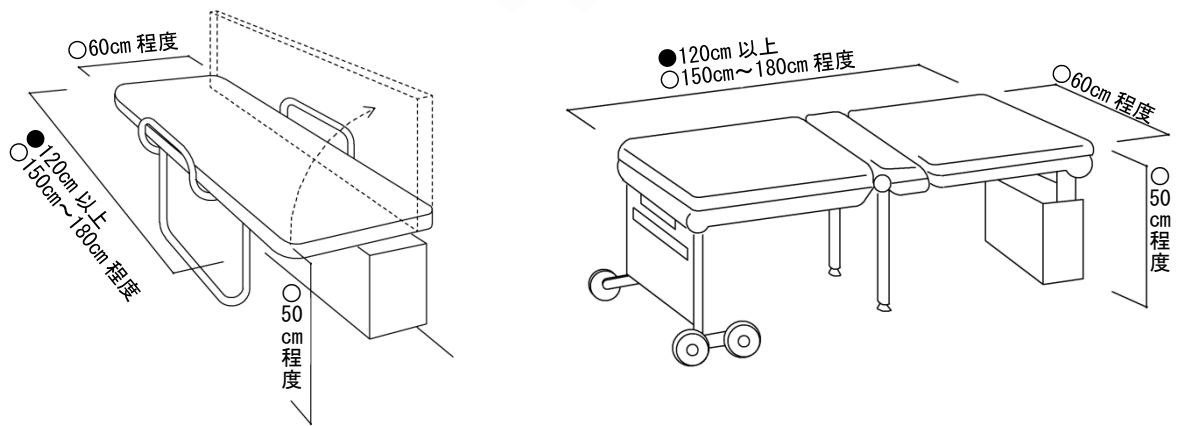
○図 8.16 知的障がい者に配慮した小便器

●政令・条例の基準

○望ましい整備

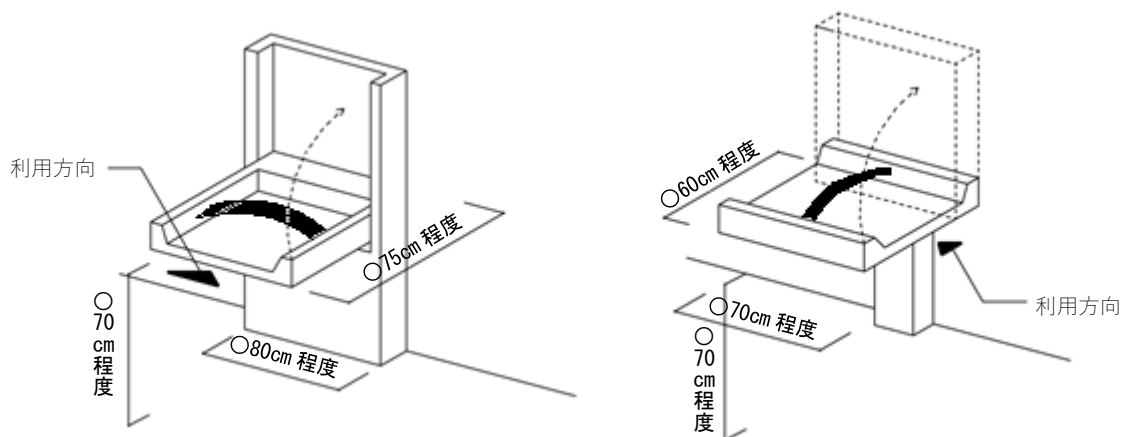


●○図 8.17 大人用介護ベッド



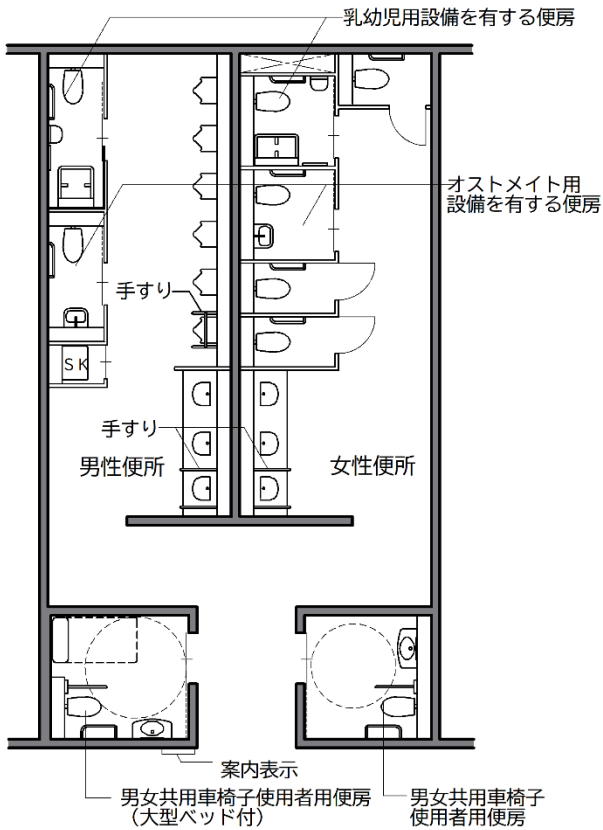
・大人用介護ベッドとベビーベッドは寸法や耐加重に違いがあることに留意する。
 なお、大人用介護ベッドを設置し、ベビーベッドと兼用することは可能である。

○図 8.18 ベビーベッド



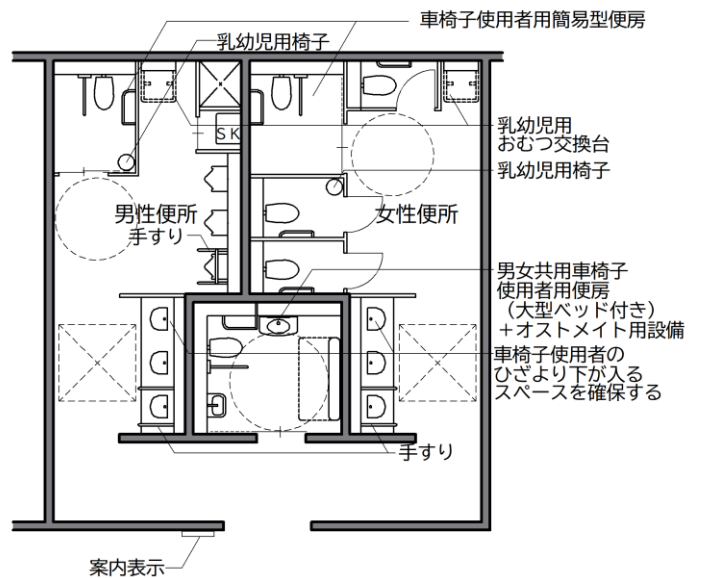
●○図 8.19 高齢者、障がい者等が円滑に利用できる便所・便房の設置例

① 「個別機能を備えた便房」を分散して設けた便所

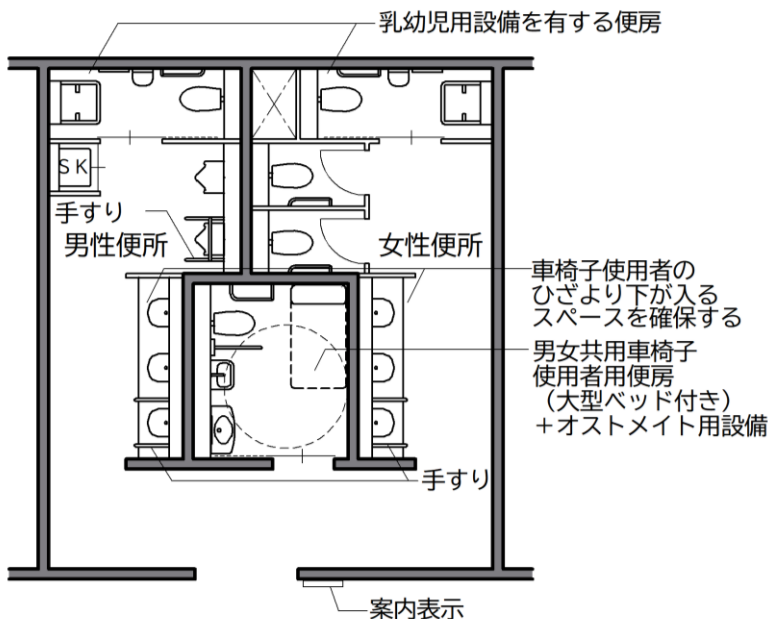


※具体的な配慮内容については、序章-19を参照

② 「個別機能を組み合わせた便房」及び「簡易型機能を備えた便房」を設けた便所



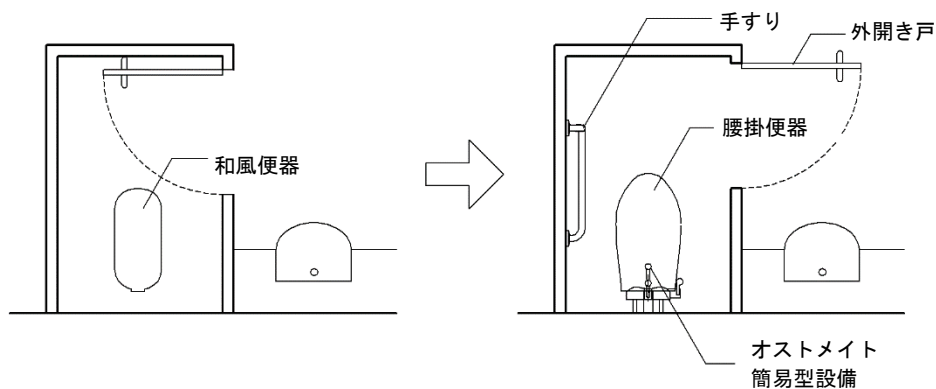
③ 「個別機能を組み合わせた便房」を設けた便所



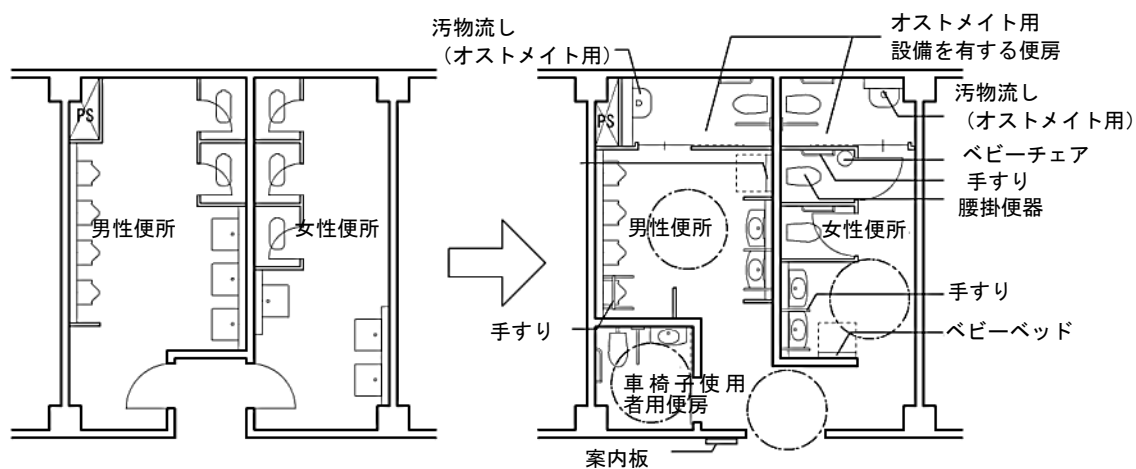
●○図 8.20 便所・洗面所の改善例

- ・改善・改修により、車椅子使用者用便房を設ける場合や、和風便器から腰掛便器に変更する場合には、総便房数が減る可能性があるため、利用者の実態に応じて便房数の設定や、配置に留意する。
- ・一定規模・期間の工事が必要となることから、施設を運営しながら改善・改修を実施する場合には、工事の実施時期（休館日や夏休み等での工事の実施）、仮設便所の設置、工期の短縮に努めること等の工夫が必要となる。

改善例 1



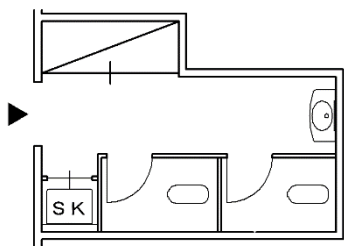
改善例 2



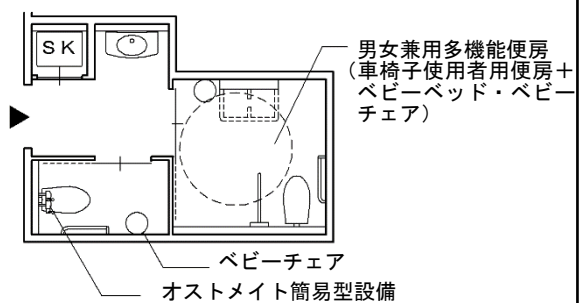
●○図 8.21 小規模施設での改善例

- ・面積や構造による制約がある既存建築物の改善・改修では、十分な空間を確保できないことが想定されるため、施設の状況に応じ、簡易型便所の設置を検討する。
- ・十分な空間を確保する方法として、便房や手洗いスペース等の配置を工夫する。

改善例 1

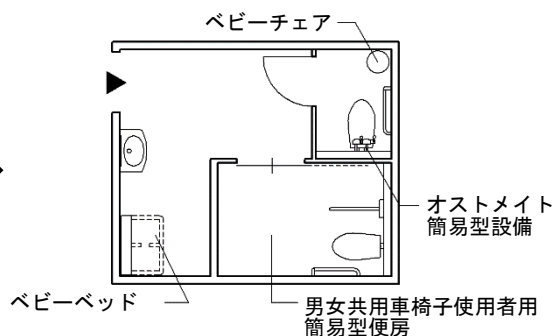
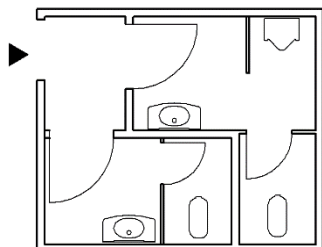


・和風便器の便房 2 つの場合



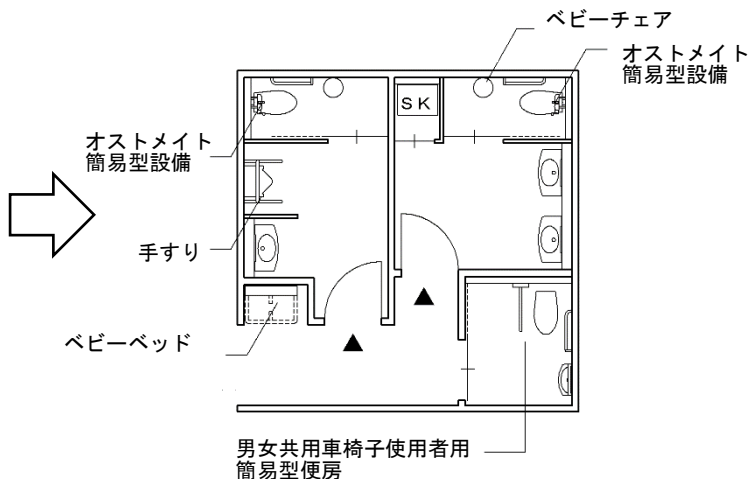
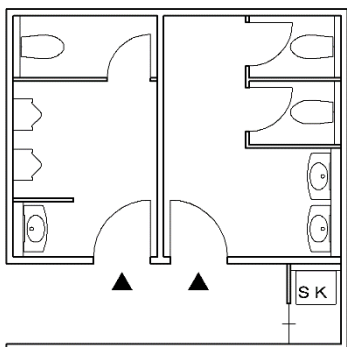
改善例 2

・男女別の便所がある場合



改善例 3

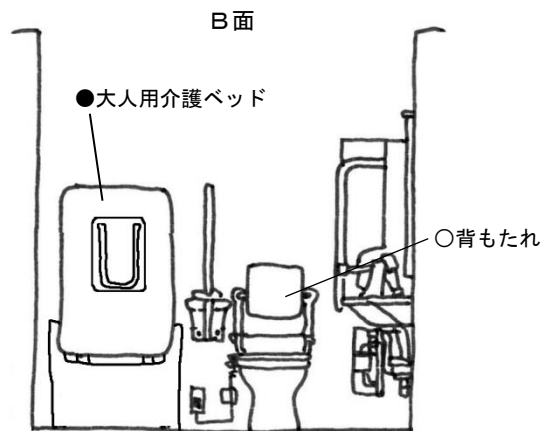
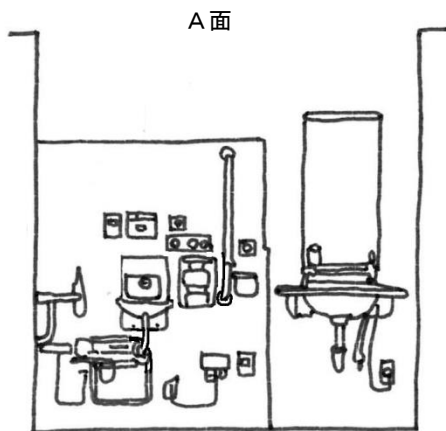
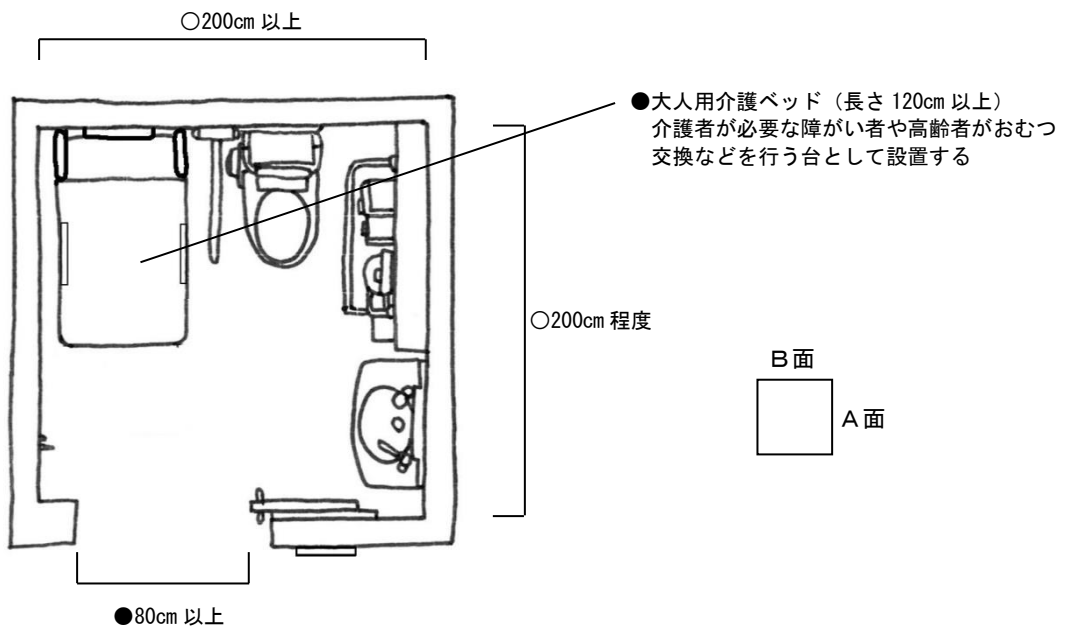
・男女別の便所がある場合



●政令・条例の基準

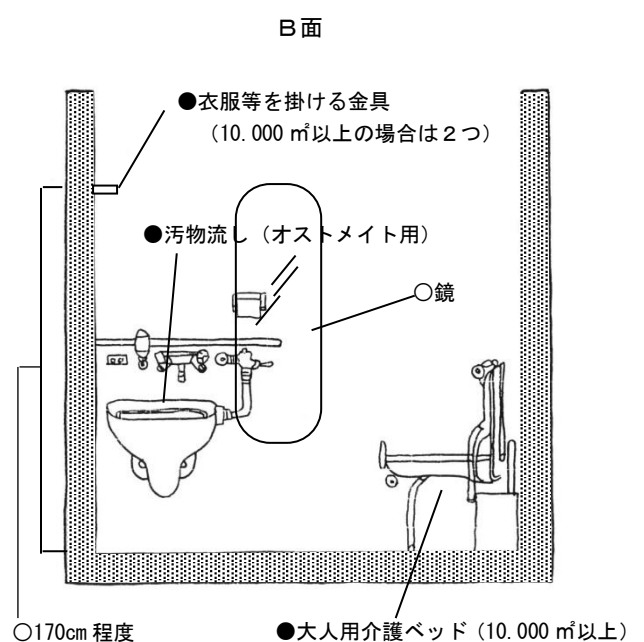
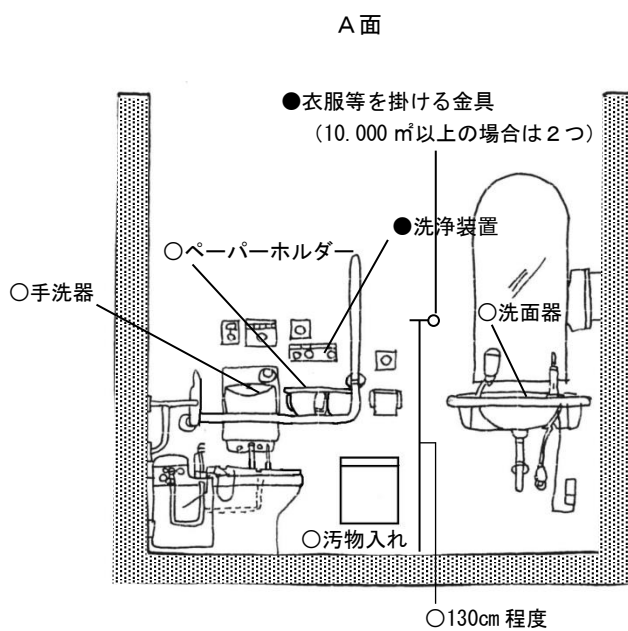
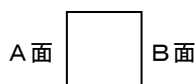
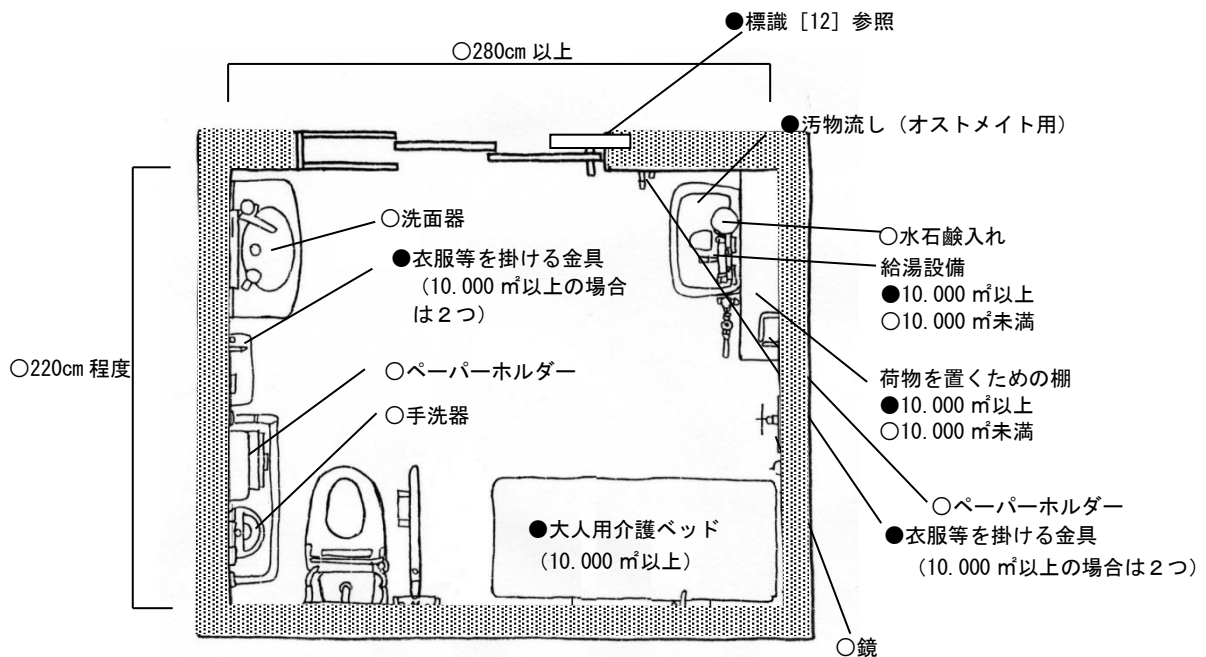
○望ましい整備

●○図 8.22 大人用介護ベッドを車椅子使用者用便房内に設けた例



- 政令・条例の基準
- 望ましい整備

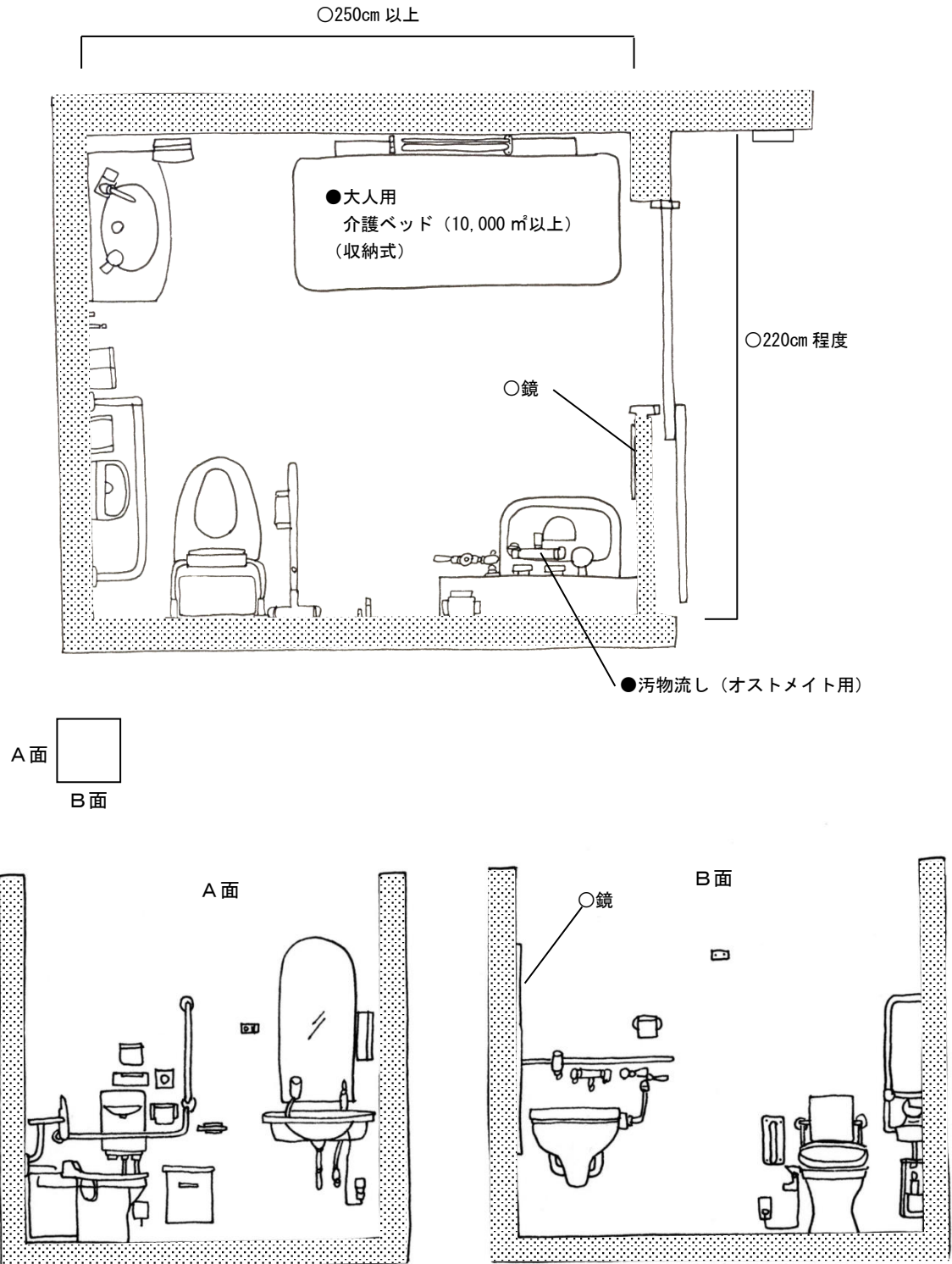
●○図 8.23 汚物流し（オストメイト用）及び大人用介護ベッドを
車椅子使用者用便房内に設けた例（220cm×280cm タイプ）



●政令・条例の基準

○望ましい整備

●○図 8.24 汚物流し（オストメイト用）及び大人用介護ベッドを
車椅子使用者用便房内に設けた例（220cm×250cm タイプ）



[9] 駐車場 (政令第17条)

基本的な考え方


車椅子使用者が各種の施設を利用する場合には、自動車が大きな役割を担っており、これらの人々の利用を促進するためにはそれぞれの施設に駐車場を整備していくことが必要である。また、高齢者、障がい者等が自動車を利用して外出する機会が増えているため、車椅子使用者用駐車施設とは別に、出入口近くに配慮が必要な利用者に配慮した「ゆずりあい駐車区画」を設けることが望ましい。

●:政令・条例の基準 ○:望ましい整備

条例逐条解説 P.47~48
建築設計標準 P2-32

建築物移動等円滑化基準

解説

一般基準	車椅子使用者用駐車区画	<ul style="list-style-type: none"> ● 駐車場を設ける場合には、そのうち一以上に、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下この章において「車椅子使用者用駐車施設」という。)を一以上設けなければならない。 ● 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> イ 幅は、350cm以上とすること。 ロ 車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。 	<p>共同住宅等における居住者用駐車場は、区画の利用者を特定している場合が多く、「多数の者が利用する駐車場」に該当しないため、基準適合義務の対象とはならない(来客者用駐車場は対象)。</p> <p>車椅子使用者が円滑に利用することができないロック板等は設置しない</p>  <p>ロック板が乗降の妨げとなる</p>
	標識(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ● 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。 	<p>車椅子使用者用駐車施設には、国際シンボルマークを掲示しなければならない。 [12]標識 参照</p>

望ましい整備

解説

通路	動線計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者、障がい者等の安全の確保を図るため、歩行者と車の動線を分離する。 	<p>やむを得ず、歩行者と車の動線が交差する場合には、見通しを良くする等、危険を回避する。</p> <p>クラクション等の音が聞こえない聴覚障がい者が安全に通行するためにも有効である。</p> <p>駐輪場と駐車場の経路も、出来る限り交錯を避ける工夫をする。</p>
	通路	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歩道と車路及び敷地の境界の段を解消する。 ○ 安全に通行できるように、歩車分離するなどの配慮をする。 ○ 全駐車台数が200台以下の場合には、当該駐車台数の2%以上、200台を超える場合にあっては当該駐車台数の1%に2台を加えた数以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける。 ○ 車椅子使用者用駐車区画及び乗降用スペースは水平とする。 ○ 駐車場の進入口には、車椅子使用者用駐車施設が設置されていることが分かるよう表示する。 ○ 駐車場の進入口より車椅子使用者用駐車施設まで、誘導用の表示をする。 	<p>駐車場の規模: 車椅子使用者用区画の目安</p> <ul style="list-style-type: none"> ~ 50台 : 1台以上 51 ~ 100台 : 2台以上 101 ~ 150台 : 3台以上 151 ~ 200台 : 4台以上 201台 ~ : 1%+2台以上

	○車椅子使用者用駐車施設の枠内を青色に塗装、また乗降用スペースを、斜線で塗装し、国際シンボルマークは大きく表示する。	→	車椅子使用者用駐車施設をわかりやすくするため。
	○車椅子使用者用駐車施設の奥行きは施設用途に応じて、小型車からバス仕様までの奥行きについて検討を行う必要がある。	→	車椅子用リフト付車両等の車椅子使用者送迎用の自動車の利用も想定した乗降スペースを確保する。
	○車椅子用リフト付き福祉車両(バンタイプ)では、後部ドアの開閉が通常であり、奥行きと後部の乗降スペースについて配慮する必要がある。		
	○車椅子使用者用駐車施設の乗降用スペースは左右両方に設ける。この場合、車椅子使用者用駐車施設を隣接して複数設けると左右どちらからでも乗降できるようになる。	→	駐車スペースの境界表示を二重ラインにする等、十分な乗降用スペースを確保する。
	○車椅子使用者用駐車施設の上には、屋根又は庇を設ける。	→	屋根又は庇がないと雨天時の乗降に困難が生じる。屋根又は庇を設ける場合には、車椅子用リフト付車両等に対応した天井高さを確保する。(一般的な車椅子用リフト付車両の高さは、230cm以上である。)
	○車椅子使用者用駐車施設及び車椅子による乗降可能な駐車スペース等を屋内に設ける。		
	○屋内又は屋外の駐車施設に屋根若しくは庇を設ける場合には、同様に必要な有効高さ230cm以上(梁下高さ等)を確保する。		
機械式駐車装置	○機械式であっても平面部にスペースを設ける。		
	○車椅子使用者用駐車施設を機械式駐車装置で確保する場合は、駐車場管理員の配置や当該駐車装置の特性に応じた安全対策を講じる。		
	○車椅子使用者が駐車場の管理員の介助がなくても自力で乗降できるよう、駐車装置の操作盤は、車椅子使用者が容易に操作できる位置に設ける。		
	○乗降スペースを車両の駐車位置の両側に設ける。乗降スペースの寸法は、車椅子の回転を考慮して幅140cm以上×奥行き170cm以上とし、乗降スペースから機械式駐車装置の外まで車椅子が円滑に移動できる幅90cm以上の通路を確保する。		
	○平面駐車場に車椅子使用者用区画を設ける場合においても、機械式駐車装置の段差及び床の隙間は2cm以下とし、幅は乗降スペースを含めて350cm以上とする。		
	○通常の車椅子使用者用駐車施設と同様、高齢者、障がい者等の見やすい位置に容易に識別できる標識を設ける。		
	○入庫可能な車両の高さは駐車場全体計画(平置き式等を含む)を考慮し設定する。		
照明等	○歩行困難者が車両の乗り降りを安全に行うことができるよう、照明の位置や照度等に配慮する。		
発券所等	○発券所等を設ける場合は、曲がり角や勾配のある場所に設けないよう計画する等、安全な利用に配慮する。		
	○発券機や精算機等は、手や指の不自由な人や、車椅子使用者も使えるように位置や高さ等に配慮する。		
	○発券機や精算機は、運転席のみでなく助手席からも利用できるように配慮する。		
	○精算機における非常時の対応として、音声による対応のみではなく、ディスプレイによる対応を行う。	→	聴覚障がい者は音声のみの対応では利用できない場合がある。
ゆずりあい駐車区画	○車椅子使用者用駐車施設とは別に、建物の入口に近い位置に、移動に配慮が必要な方(上下肢障がい者や知的・精神障がい者、内部障がい者、妊婦、乳幼児連れ、歩行困難な高齢者等)に配慮した「ゆずりあい駐車区画」を設ける。	→	参考～車椅子使用者用駐車施設の適正利用～参照

解説図一覧

図 9.1 駐車場	●○
図 9.2 駐車場の改善例	●○
図 9.3 歩車道分離の例	●○
図 9.4 車椅子利用者用駐車施設の空間の確保等	○

チェック項目(政令の基準)

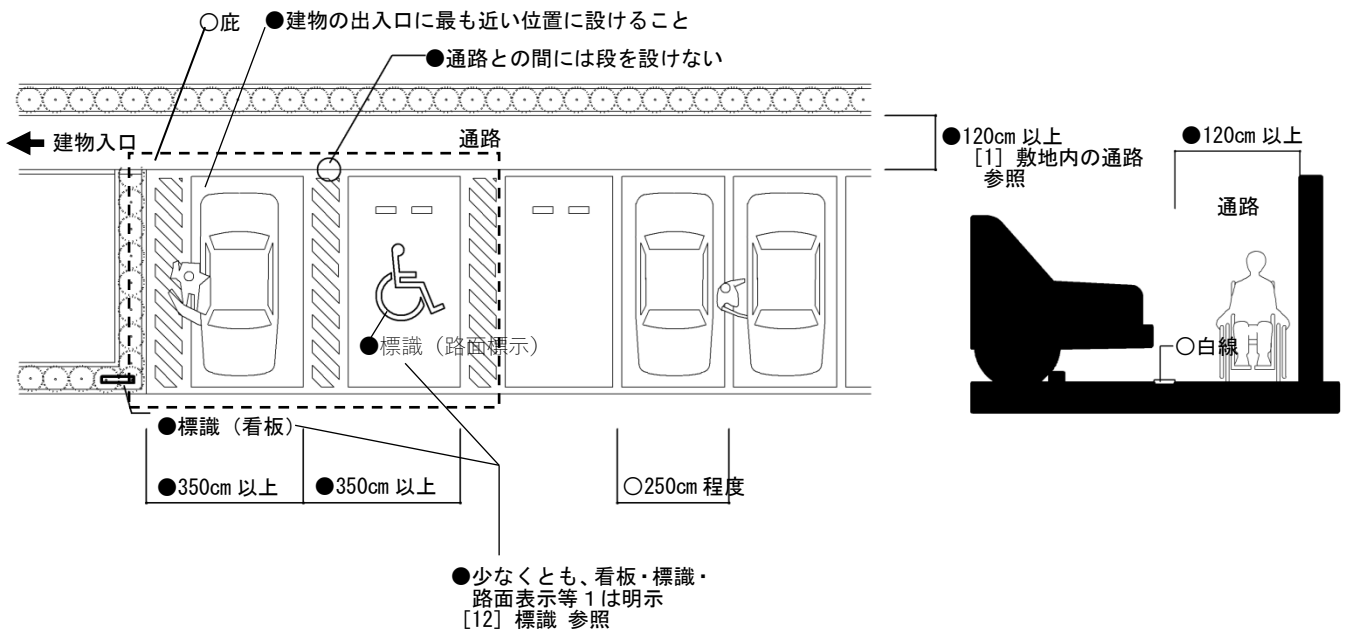
一般基準	①車椅子利用者用駐車施設を設けているか (1 以上)	
	(1)幅は350cm以上であるか	
	(2)利用居室までの経路が短い位置に設けられているか	

関連する章

・[12] 標識

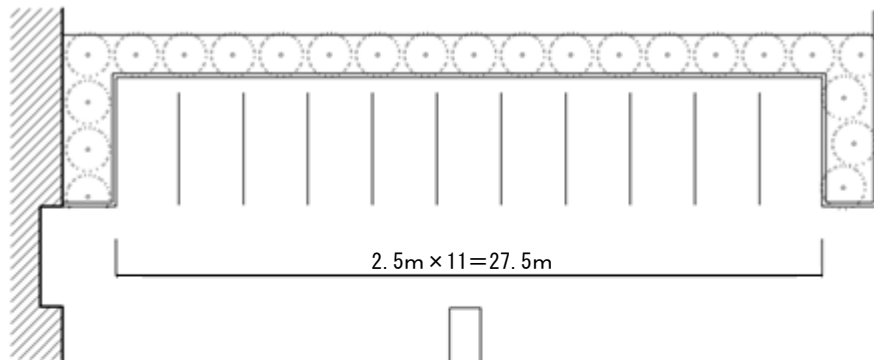
●○図 9.1 駐車場

●政令・条例の基準
○望ましい整備

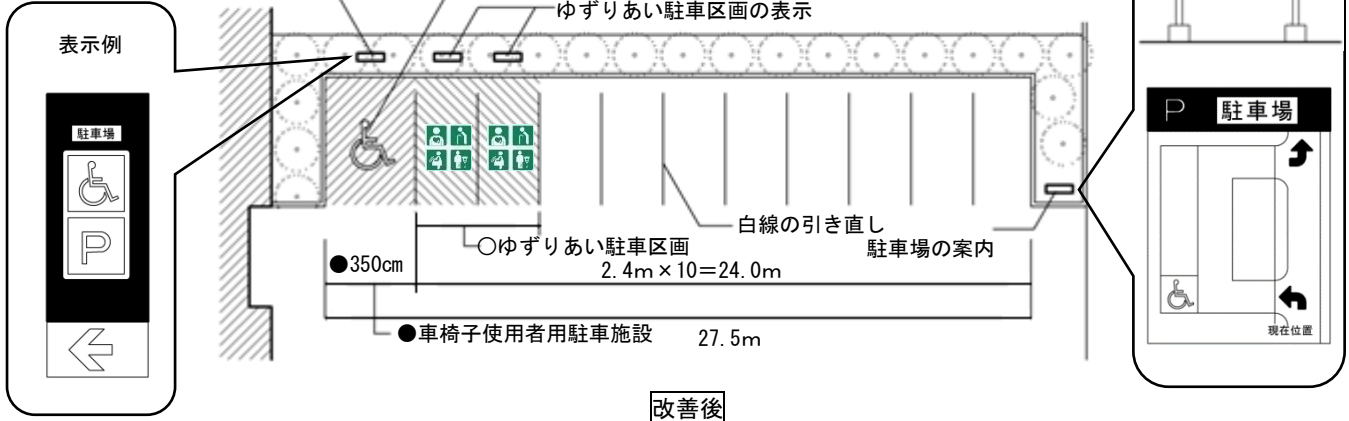


●○図 9.2 駐車場の改善例

改善前

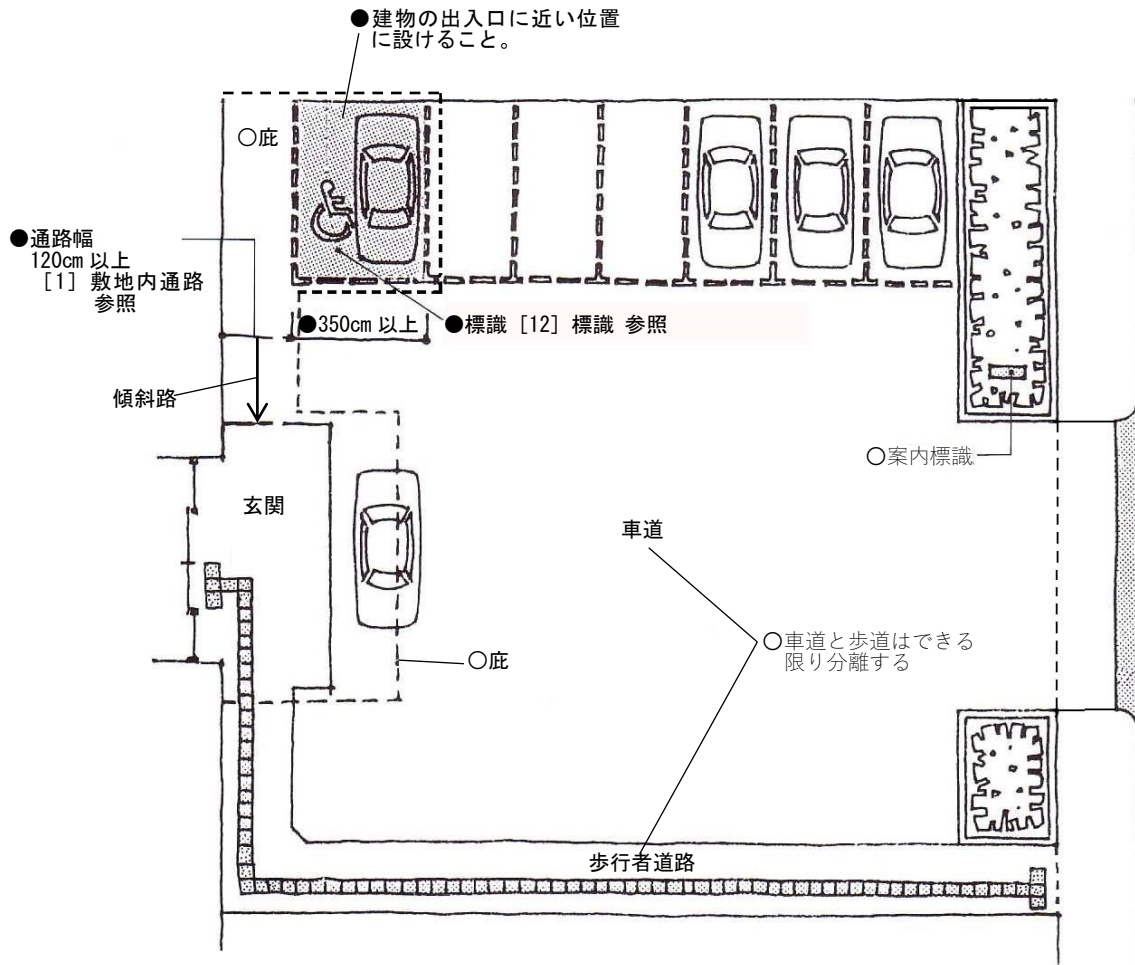


●国際シンボルマークの表示 ●国際シンボルマークの表示
ゆずりあい駐車区画の表示



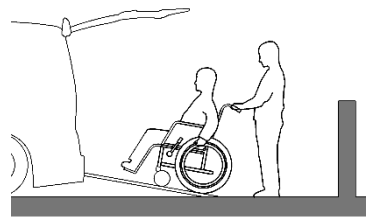
●○図 9.3 歩車道分離の例

●政令・条例の基準
○望ましい整備

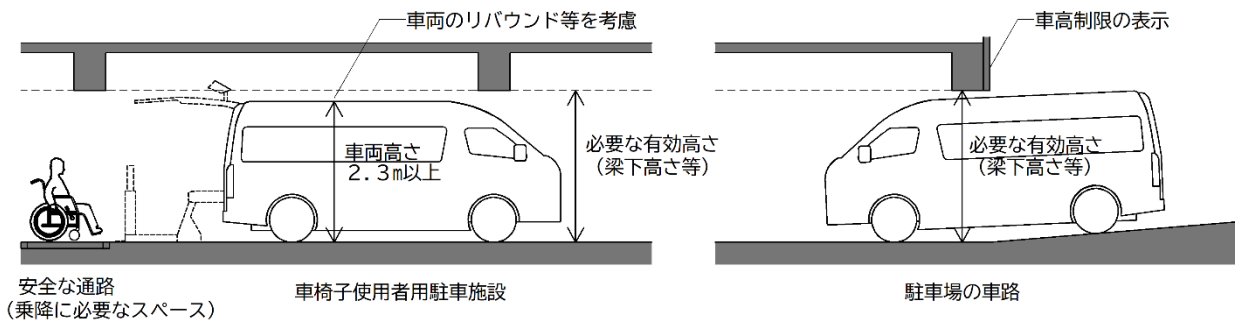


○図 9.4 車椅子使用者用駐車空間の確保等

○後部ドア側の乗降スペースの例



○車椅子使用者用駐車施設（屋内）の例



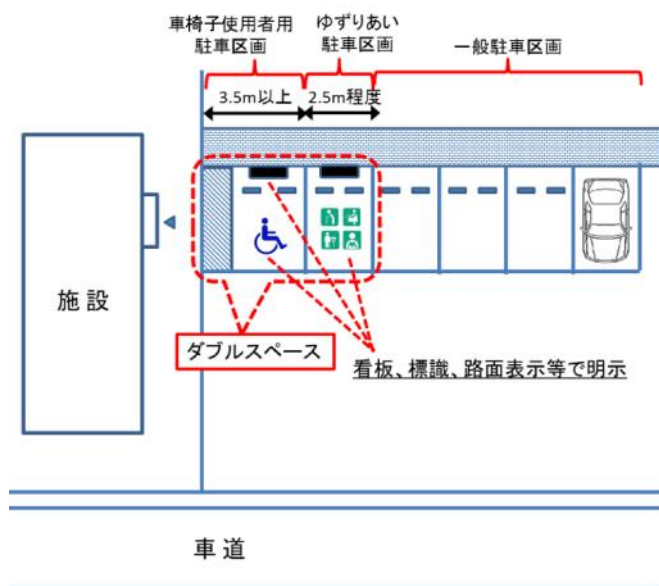
参考～車椅子利用者用駐車施設の適正利用～

区画幅を 3.5m 確保し、「障がい者のための国際シンボルマーク」が示された駐車区画である「車椅子利用者用駐車施設」は、政令第 17 条の規定に基づき、車椅子利用者の移動に配慮して出入口近くに設けられている。

車椅子利用者は、車から乗降するために 3.5m 幅の区画が必要であるが、一方で、車椅子利用者以外の障がい者、高齢者、妊婦、けが人など、移動に配慮が必要な利用者も出入口近くの駐車区画を必要としている。

そこで、車椅子利用者用駐車施設とは別に、車椅子利用者以外の障がい者、高齢者、妊婦、けが人など、移動に配慮が必要な利用者に配慮し、出入口近くに当該利用者用の駐車区画を設けることが望ましい。

(大阪府における取り組み事例「ダブルスペース」)



(大阪府事例「ゆずりあい駐車区」)



その他の配慮が必要な利用者用の

(大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度)

障がい者や高齢者など移動に配慮を要する方々が安心して外出できるよう、公共施設や商業施設などにおける車椅子利用者用の駐車区画等をご利用いただくための利用証を大阪府が交付する制度です。(平成26年2月から開始)

大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度に関する問い合わせ先
大阪府 福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課 企画グループ
電話：06-6944-2362 FAX：06-6942-7215
Eメール：shogaikaku@sbox.pref.osaka.lg.jp
<http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/riyouseido/>



[13]案内設備 (政令第20条 条例第25条)

基本的な考え方

建物を訪問した人が施設の情報を得られるよう、案内設備を設置する。

案内設備は、文字や図を用いるなど、高齢者、障がい者等にわかりやすいものとなるよう配慮する必要がある。

●:政令・条例の基準 ○:望ましい整備

条例逐条解説 P.78~79
建築設計標準 P2-160

建築物移動等円滑化基準

解説

一般基準	目の見える人への案内設備	●建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。	→ その他の設備としては、音声案内(モニター付きのインターホン等)又は案内所等がある。
	視覚障がい者への案内設備	●建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障がい者に示すための設備を設けなければならない。	→ 【国土交通大臣が定める方法】(国土交通省告示第1491号) ・文字等の浮き彫り ・音による案内 ・点字及び上記2つに類するもの 具体的には、点字や文字・配置図等を浮き彫りにした触知図案内板、インターホン等。 触知図案内板の点字の表示方法等については、JIS T0921、情報内容及び形状表示方法等についてはJIS T0922が参考となる。参考-268参照。
	案内所	●案内所を設ける場合には、上記の規定は適用しない。 ●案内所は、車椅子使用者が円滑に利用できるものとしなければならない。	→ 車椅子使用者が利用できるように座位用のカウンター部分を設ける。 カウンターについては、[16]造作設備 参照。

望ましい整備

解説

設置	○案内板等は各フロアに設ける。	
仕様	○案内板を設置する場合は大き目の文字や図を用い、わかりやすいデザインとする。	
	○弱視者、色弱者への配慮のため、色の組み合わせや表示の仕方を工夫する。	→ 色覚障がいのある人に配慮した色の組み合わせ等に関しては、序章-16~17及び「色覚障がいのある人に配慮した色使いのガイドライン」(大阪府作成)参考-229参照
	○照明は、逆光または反射グレアが生じないように配慮する。	
	○掲示板高さは、視点からの見上げ角度が小さく、かつ弱視者や視点の低い車椅子利用者にも見やすい高さとする。	
	○突出型の案内板等を設ける場合は、視覚障がい者等の支障とならないような高さに設ける。	
	○自立型案内板等を設置する場合は危険防止のため、視覚障がい者の通行の支障がある場所には原則として使用しない。	
	○エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置のほか、空間全体や各空間の用途、建築物や施設の利用案内、乳幼児設備等を表示する。	
	○劇場や映画館などでは、車椅子利用者用客席の位置等を案内板に表示する。	
○案内表示は、視覚障がい者誘導用ブロック等、案内板、サイン、音声や光による誘導が効果的に組み合わせるよう配慮する。		
○触知図案内板は墨字を併記し、音声による誘導を行う。		

	<ul style="list-style-type: none"> ○文字が多いものや、デザインが複雑なものは、わかりにくいいため避け、できる限りシンプルなものとする。 ○タッチパネル式の案内設備は視覚障がい者には利用しにくいいため、避ける。 ○文字の書体は認知しやすいものとする。 ○施設の用途により主要な案内板・表示板は外国語を併記する。 	<p>.....➔</p> <p>ゴシック体や教科書体が認知しやすい。</p>
インターホン	<ul style="list-style-type: none"> ○受付がない場合の触知図案内板には、必要に応じてインターホン（モニター付）を併設する。 ○インターホン（モニター付）の設置高さは 100cm～110cm 程度とする。 	
休日等の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○病院等では、休日・夜間緊急時に使用可能な呼び出し設備を玄関付近に設ける。 	
誘導鈴	<ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じ、誘導鈴を玄関付近等に設置する。（歩道、アプローチから玄関のおおよその位置を知らせる目的のもの。） ○誘導鈴の設置に際して、音量や設置場所、スピーカーの指向性などに十分配慮する。 	
画像・光・振動による案内	<ul style="list-style-type: none"> ○聴覚障がい者には、館内放送やアナウンス、サイレンなどの音声による案内情報が伝わらないため、これらを画像・光・振動等の情報に転換して伝える。 ○光による案内としては、出入口のノックの振動やインターホンの音、電話のベルなど日常生活の中で発生する音の情報をセンサーでキャッチし、照明器具の点滅やフラッシュライトなどで知らせるシステムを設置する。 ○振動による案内としては、目覚まし時計、ドアのノック、インターホン、ドアチャイム、電話／ファックスの着信音などを感知し、親機、子機、携帯用バイブレーターなどに微弱電波を利用して通報するシステムを設置する。 ○役所、病院、銀行等では、利用者案内や呼び出しを音声によるほか、聴覚障がい者への配慮として文字情報やこれに代わるサインがわかるディスプレイ装置等を備える。 	<p>.....➔</p> <p>[10]ホテル又は旅館の客室 参照</p> <p>.....➔</p> <p>[16]造作設備 参照</p>

解説図一覧

図 13.1 触知図案内板	○
図 13.2 触知図案内板の例	○
図 13.3 案内所	●○

チェック項目(政令・条例の基準)

一般基準	①移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等があるか（配置を容易に視認できる場合は除く）	
	②移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字その他の方法（文字等の浮き彫り又は音声による案内）により視覚障がい者に示す設備を設けているか	
	③案内所を設けているか（①、②の代替措置）	
	(1)案内所は、車椅子使用者が利用できるものとしているか	

関連する章

・[14]案内設備までの経路

[16]造作設備（手すり・カウンター・自動販売機等）

基本的な考え方

バリアフリー法や福祉のまちづくり条例では、建築物の主な部分について高齢者、障がい者等を含めたすべての人が円滑に利用できるよう基準を定めているが、同様の趣旨に基づき、基準の適用を受けない設備等についても、すべての人が利用できるよう適切な配慮が求められる。

●：政令・条例の基準 ○：望ましい整備

建築設計標準 P2-142

望ましい整備

解説

手すり (計画)	○手すりは、移動動作や、他の設備との位置関係に配慮して設置する。	→ 手すりの近くに消火器や案内板等が置かれていると、視覚障がい者が衝突する危険がある。
	○将来新たに手すりを設置することが可能なように、広い範囲に手すりの取り付けが可能な下地を入れて壁を補強しておく。	
(寸法)	○手すりは起点から終点まで連続して、壁に堅固に設置する。	
	○廊下・階段・傾斜路等に設ける手すりは、子どもの利用に配慮して、2本とする。	
(仕様)	○取り付け高さは、1本の場合は75cm～85cm程度、2本の場合は75cm～85cm程度及び60cm～65cm程度(子ども用)とし、連続して設ける。	
	○形状は外径3cm～4cm(小児用にあつては3cm)程度の握りやすいものとする。	
(便所・浴室)	○壁との間隔は、4cm～5cm程度とし、手がぶつからないように手すりの下側で支持する構造とする。	
	○手すりの端部は、衝突時の危険性を少なくし、服の袖の引掛りをさけるため、下または壁面方向に曲げる。	
(点字)	○手すりは、誰もが安全に安心して利用できる形状のものを使用する。	→ 金属製の手すりは、冬季には冷たくなるため、手すりを頼りに移動する人にとって支障となる。気温が低い場合でも、冷たさを感じにくい材質とする。
	○手ざわり、耐久性、耐蝕性など取り付け箇所に見合ったものとする。	
(点字)	○弱視者や色弱者の視認性や、高齢者のわかりやすさを確保するため、手すりや壁の仕上げ材料は、手すりや壁の色の明度、色相又は彩度の差の確保に配慮して選定する。	→ 点字が読めない視覚障がい者もいるので、浮き彫り文字も併せて表示する。
	○便所、浴室などの移乗等動作補助用手すりは、動作に応じて水平、垂直型の手すりを設ける。	
カウンター	○廊下等の手すりの端部、曲がり角部分等には、現在位置と誘導内容等を点字表示する。	→ 案内設備として位置づける受付や案内カウンターは、基準に適合させなければならない。「条例第25条 案内所は車椅子使用者が円滑に利用できるものとしなければならない。」[13]案内設備 参照
	○階段手すりの起点及び終点は階数、現在位置などを点字で表示する。	
カウンター	○点字表示の位置は階段手すりの水平部とする。	→ ローカウンターのほかにも、会計に時間がかかる方等のために優先レジを設ける等の配慮があるとよい。
	○立位で使用するカウンターなどは、台を固定し、別に車椅子使用者用のカウンターなどを併設する。	
カウンター	○車椅子使用者をはじめ、高齢者、障害者等が利用できるサッカー台(購入済みの商品を袋に詰めるための台)及びサービスローカウンターを1以上設ける。	
	○車椅子使用者用カウンター及びサッカー台の下端の高さは車椅子の膝が入るよう65cm～70cm程度とし、上端の高さは70cm～75cm程度、下部スペースの奥行き45cm以上とする。	
カウンター	○以下の場合には、立位で使用する会計カウンターのほかに、高齢者、障がい者等が利用できるローカウンターを1以上設ける。 ・物販店舗で、複数の会計カウンターがある場合 ・多数の高齢者、障がい者の利用が想定される建築物にある店舗 ・無人レジ(セルフレジ)における会計	

	<p>○車椅子使用者が近接しやすいよう、カウンター等の前面には車椅子使用者が転回できるスペースを設け、また、床面は水平である</p> <p>○立位で使用するカウンターなどは、必要に応じて身体を支えるための手すりを設置すると高齢者、障がい者等が楽に使用できる。</p> <p>○物品の受け渡し、筆記、対話など、使用する内容を考慮し、高齢者、障がい者等が使用しやすい形状や設置位置とする。</p> <p>○杖を立てかけられる場所や、掛けることのできるくぼみ等を設けると使いやすい。</p> <p>○カウンターに溝を設けると、立ち上がる時、車椅子で寄り付く時等に手をかけることができる。</p> <p>○机上の照度を十分に確保する。ただし、障がいによっては明るさが支障となる場合もあるので、手元で点灯・消灯操作ができる手元照明がよりよい。なお、スポットライトは避ける。</p> <p>○役所、病院、銀行等で呼び出しをするカウンターには、音声によるほか、聴覚障がい者への配慮として文字情報やこれに代わるサインがわかるディスプレイ装置等を備える。</p> <p>○水飲み器、自動販売機、発券機、ATM等の周辺には、車椅子使用者が接近できるスペースを確保する。</p>
現金自動預払機等	<p>○通行の支障とならない位置に設ける。</p> <p>○車椅子使用者の利用に配慮した操作ボタンの高さとする。</p> <p>○ボタンは押しボタンとし、点字及び音声による使用方法の案内を行う機能を有すること。</p> <p>○ATMに設置するインターホンはモニター付きにするなど、聴覚障がい者も利用できるものとする。</p> <p>○操作部分への車椅子使用者の接近のしやすさ(足元のスペースの確保)や、見やすさ(画面への映り込みの防止や角度)タッチパネル等の操作のしやすさに配慮したものとする。</p> <p>○音声案内による操作が可能なハンドセットを設ける。</p>
電話台	<p>○椅子や手荷物を置く棚などを設け、利便性の向上に配慮する。</p> <p>○車椅子使用者が利用しやすいスペースを確保する。</p> <p>○電話台の下部スペースには、電話帳の籠等を設置しない。</p> <p>○電話機には、点字表示及び音量調節機能をつける。</p> <p>○電話台の上の電話及びプッシュボタンの中心が高さ90cm~100cmとなるようにし、下部に高さ70cm程度、奥行き45cm程度のスペースを設けると車椅子使用者が楽に利用できる。</p>
水飲み器	<p>○車椅子使用者が使えるように飲み口の高さは70cm~80cmとする。</p> <p>○給水栓は光電管式、ボタン又はレバー式とし、足踏み式のものとは併設する。</p> <p>○水飲み器の形式により下部の車椅子の膝が入るスペースを確保する。</p> <p>○杖や傘を立てかけるフック等や腰掛、荷物を置ける台等を設ける。</p> <p>○セルフサービスの場合の給水器等は車椅子使用者にも配慮する。</p>
券売機	<p>○操作ボタン及び取り出し口等が、それぞれ床から高さ60cm~100cm程度とし、下部に車椅子使用者の膝が入るスペースを設ける。</p> <p>○発券機や精算機等は、手や指の不自由な人や、車椅子使用者も使えるように位置や高さ等に配慮する。</p>



レーンに手が届かない

赤い光の電光表示は、弱視者や色弱者には見えにくく、色覚に障がいがある人(色弱者)には、光った赤は、黒に近い色に見えるため、注意する。

タッチパネル式は、視覚障がい者は利用することができない。車椅子使用者も画面の角度によっては使えない場合がある。

壁掛け式の場合は、下部にスペースを設ける。

- イ 給水器等の設置台の高さ 70cm~75cm程度
- ロ コップ等の位置 85cm~95cm程度
- ハ 給水器等の設置台の下部スペースの奥行き 45cm程度

自動販売機	○金銭投入口、操作ボタン及び取り出し口等がそれぞれ高さ 40cm～110cm 程度の範囲に納まるものを選ぶようにする。 ○操作面が斜めになっている販売機では、車椅子使用者等が低い位置から利用する場合に、照明の反射で見づらいことがないように配慮する。	
コンセント、スイッチ等	○コンセント、スイッチ、ボタン等は車椅子使用者に適する高さ及び位置とする。 ○スイッチ類、非常呼び出しボタンを設ける場合、同一施設内では設置位置を統一する。 ○タッチセンサー式のボタンは、視覚障がい者には押したか否か認知が難しいため、ストローク(ボタンを押し下げること)のある押しボタンとする必要がある。	<p>→</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンセントの中心高さは、床から 40cm 程度 ・スイッチ類の中心高さは、110cm 程度(ベッド周辺においては 80～90cm 程度) <p>[10]ホテル又は旅館の客室 参照</p>

解説図一覧

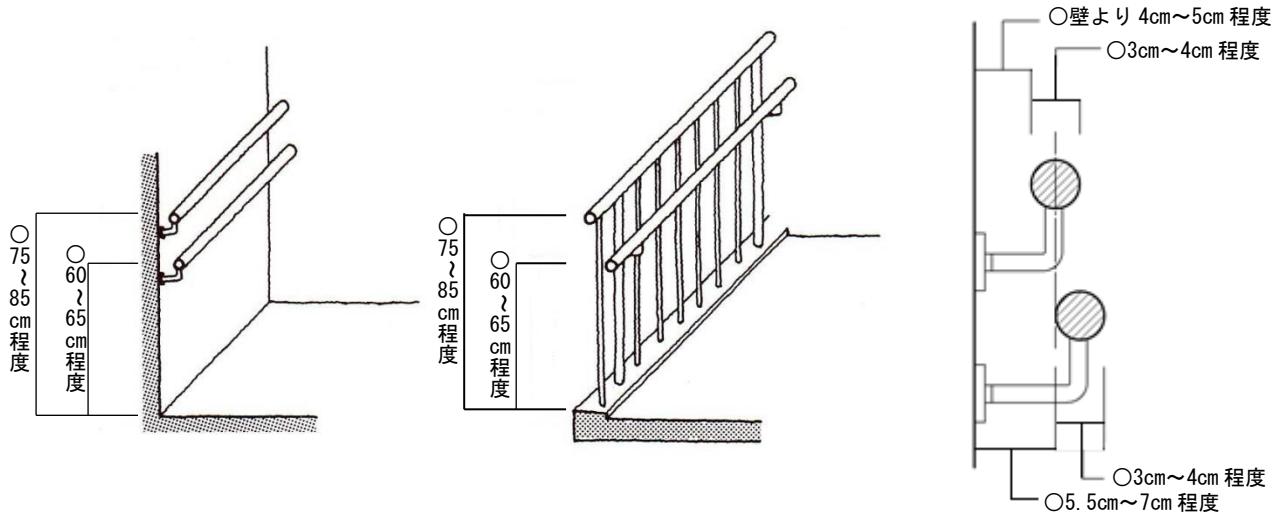
図 16.1 手すりの設置寸法	○
図 16.2 手すりの形状	○
図 16.3 手すりにおける点字表示	○
図 16.4 階段・傾斜路の手すり	●○
図 16.5 現金自動預払機	○
図 16.6 電話台	○
図 16.7 水飲み器	○
図 16.8 自動販売機の例	○

関連する章

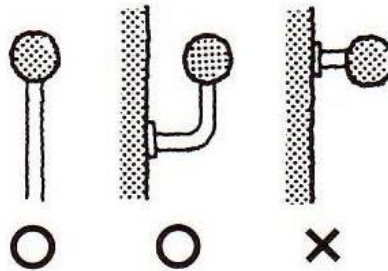
- ・[3]廊下等
- ・[4]階段
- ・[5]傾斜路
- ・[8]便所

●政令・条例の基準
○望ましい整備

○図 16.1 手すりの設置寸法

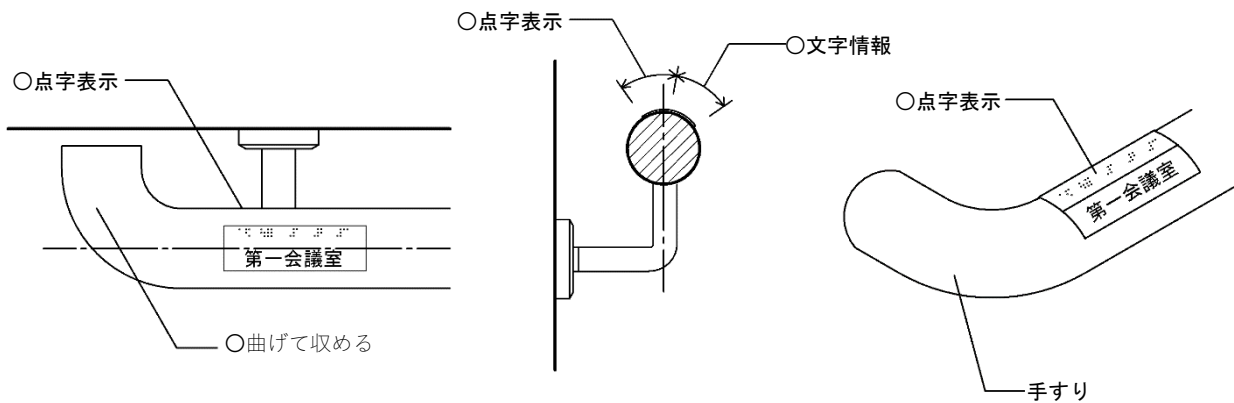


○図 16.2 手すりの形状



手すりの取付金物で手をぶつける可能性があるため

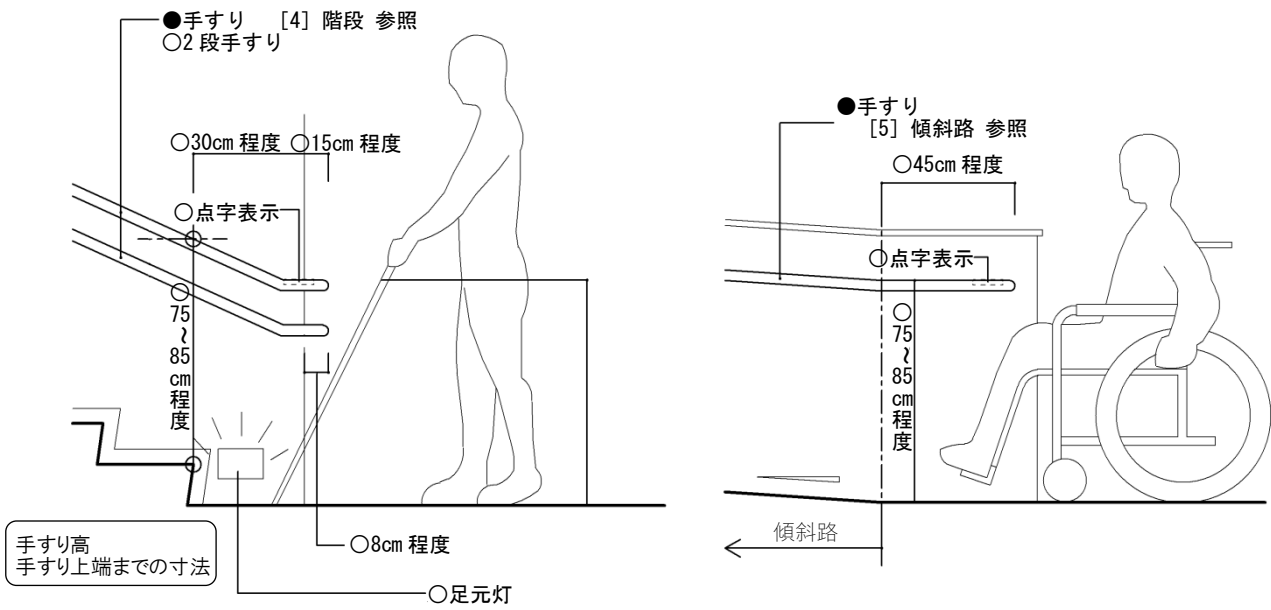
○図 16.3 手すりにおける点字表示



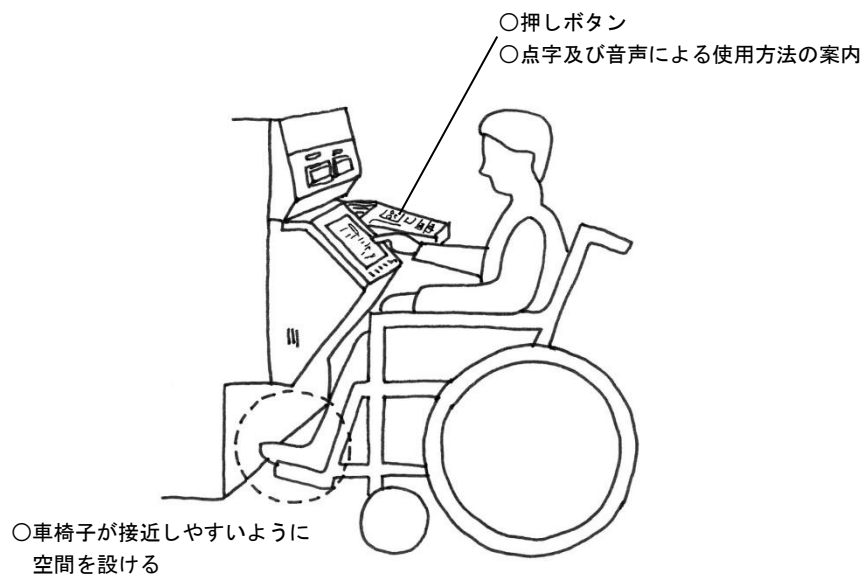
●政令・条例の基準

○望ましい整備

●○図 16.4 階段・傾斜路の手すり



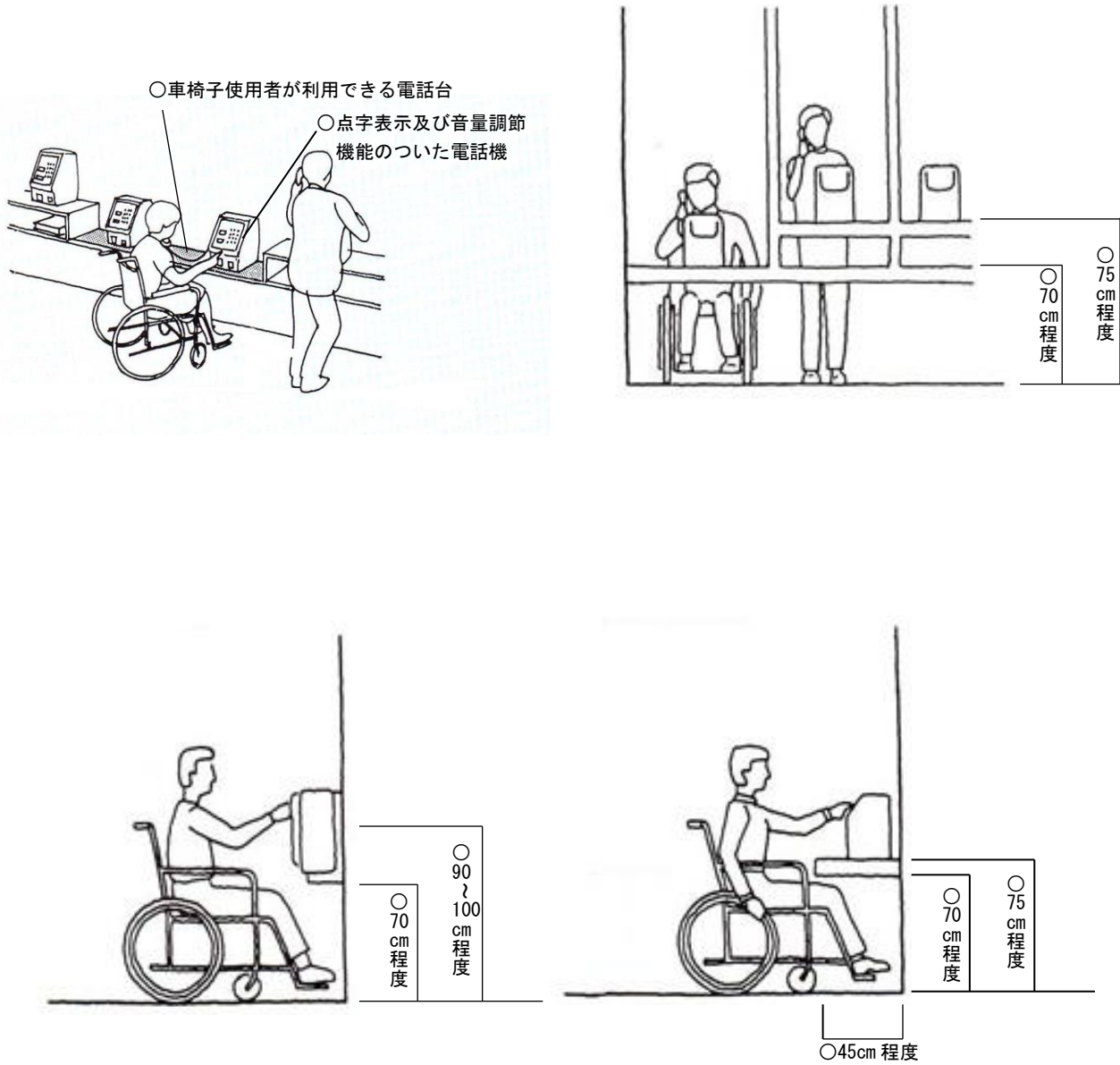
○図 16.5 現金自動預払機



●政令・条例の基準

○望ましい整備

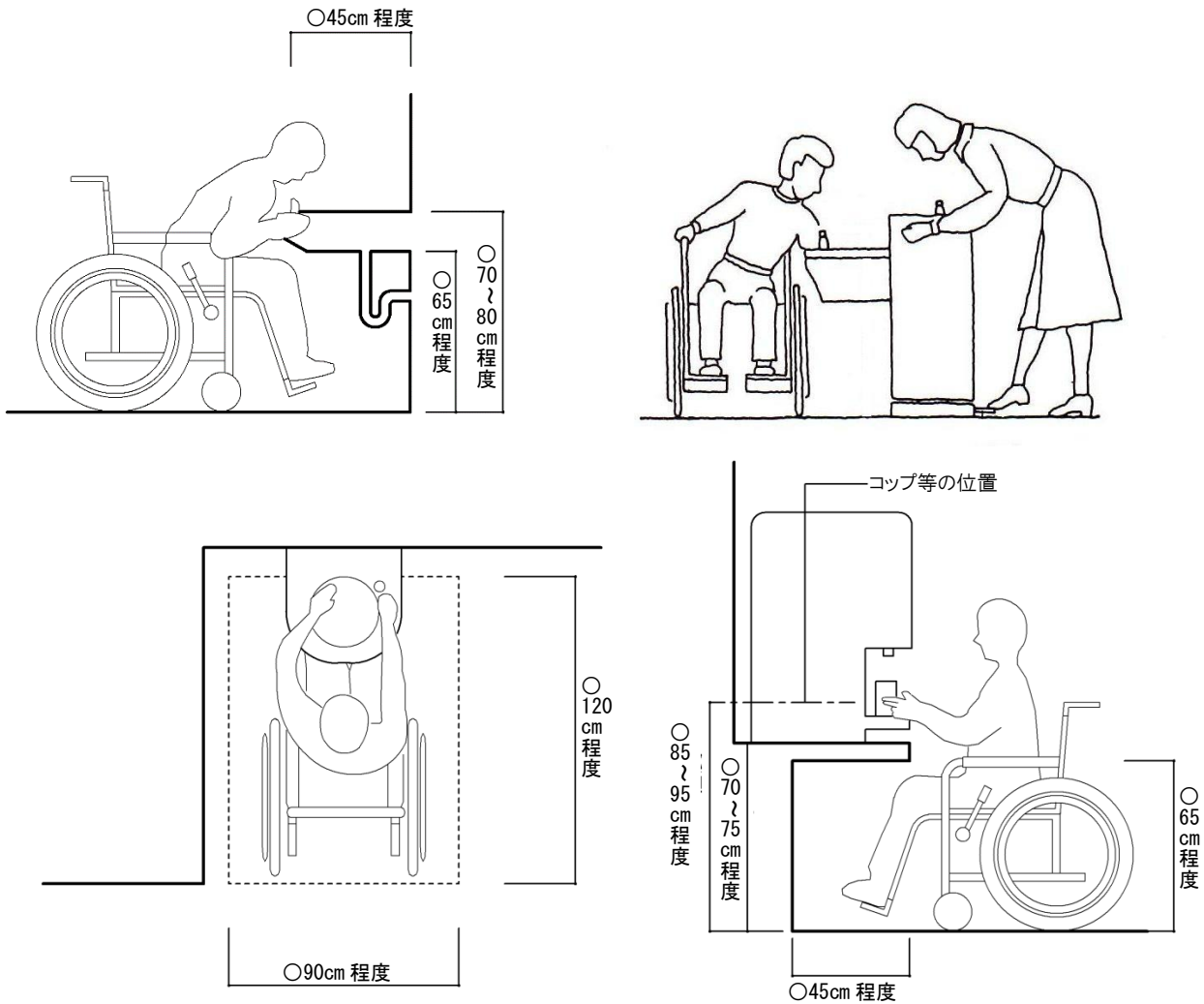
○図 16.6 電話台



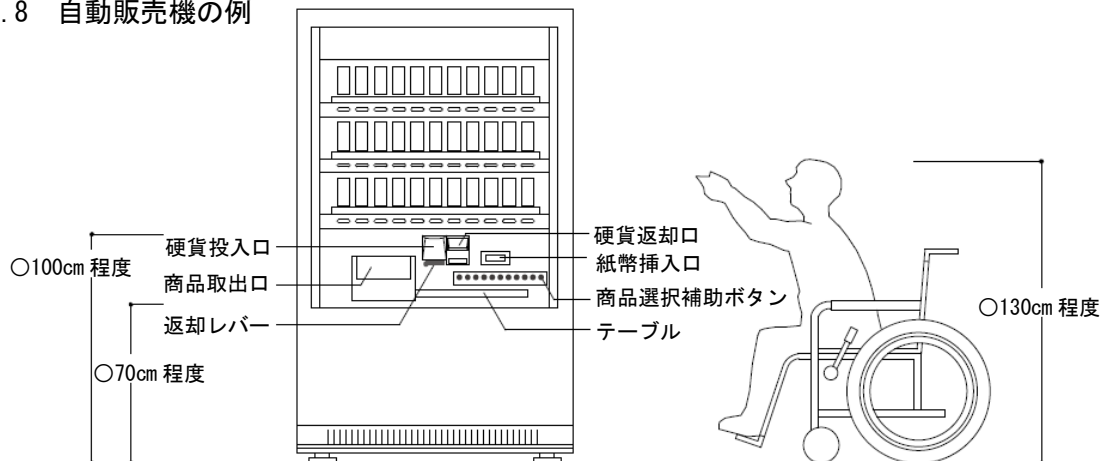
●政令・条例の基準

○望ましい整備

○図 16.7 水飲み器



○図 16.8 自動販売機の例



[17]内装等（内装・客席・備品・その他の配慮）

基本的な考え方

バリアフリー法や福祉のまちづくり条例では、建築物の主な部分については、高齢者や障がい者を含めたすべての人が円滑に利用できるよう守るべき基準を定めているが、基準の適用が及ばない部分にバリアがあると、実際には利用しにくい建物になるため、基準の適用が及ばない部分（店舗等室内の一部など）についても、すべての人が利用できる環境を整備する必要がある。なお、車椅子利用者用客席及び劇場の通路については、大阪府建築基準法施行条例にてその仕様等が規定されており、注意が必要である。

●：政令・条例の基準 ○：望ましい整備

望ましい整備

解説

共通	望ましい整備	解説
	○店舗内や室内には段差を設けない。やむを得ず段差を設ける場合は、傾斜路を設置する。	→ 段差があると車椅子使用者が利用できない。ベビーカー使用者や高齢者にとっても、使いにくい。
	○通路は車椅子使用者やベビーカー使用者も通れるよう有効幅 90 cm 以上を確保する。	→ 小さな店舗でも、最低1本は確保する
	○通路には、商品などを置かない。	→ 通路幅が確保できていても、商品などが通路にはみ出して、通路幅が狭くなり、利用できない場合がある。
	○主要な経路上の通路には、25m 以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設ける。	
	○レジでは利用者から金額表示が見えるようにする。	
	○クレジット払等の機器を車椅子利用者等が利用できるようにする。	→ クレジットカード等の指し込み口の高さ、セルフレジの画面等の高さに留意する必要がある
	○聴覚障がい者等への配慮を示す耳マークや手話マーク、筆談マークを受付等に掲示し、受付やレジには、筆記具（メモとペン）を置くこと。	→ 筆談や手話を用いて、コミュニケーションを行う。
	○バリアフリーの情報をホームページ等で提供する。バリアフリー化や配慮できているものだけでなく、できていないものも情報提供を行う。	
	○確認等が必要な場合は、（介助者ではなく）本人に確認する。	
	○客の来店が容易に視認でき、迅速に対応できるよう、店舗の出入口の壁面材料（透明ガラス面仕上げ等）に留意する。	
	○通路沿いに設ける設備機器・備品（消火器、冷蔵庫、棚等）は有効幅員の確保や手すり・壁による視覚障がい者の連続的な誘導の妨げにならない位置に設ける。	
	○通路の端部やレジ前等に車椅子使用者の転回スペース（140 cm 角以上）を確保	
	○会計・相談カウンターの前やショーケースの前等、従業員と利用者が正対する通路の幅は、140cm 以上とする。面積や構造による制約があり、やむを得ない場合は 120cm 以上とする。	
	○横向きの人と車椅子使用者のすれ違いがある通路については、120cm 以上とすることが望ましい。	
物販店	○できる限り、車椅子使用者の手が届く範囲に商品を陳列する。	
	○客への情報は音声と視覚の両方で伝えるようにする。	
	○車椅子のまま入ることができるよう、試着室の床には段差を設けない。	
	○試着の際に靴の履き替えや腰掛ける必要がある場合には、広めの試着室を設け、手すり付きの椅子を用意する。	→ 直径 150 cm 以上の円が内接できる広さを確保する。着替え用ベンチ（高さ 42 cm～45 cm 程度）、鏡、手すりを設置する。
	○車椅子のまま試着できるよう、店舗内通路やコーナーの一部にカーテン等による仕切りを設け、工夫することが望ましい。	

	<p>○車椅子のまま試着できるよう、店舗内通路やコーナーの一部にカーテン等による仕切りを設け、工夫することが望ましい。</p> <p>○レジを設ける場合、通路幅は、車椅子使用者やベビーカー使用者も使えるものを設ける。</p> <p>○レジカウンター前のレーンは、1レーンに対して車椅子使用者等が通れる有効幅員 90 cm 以上を確保する。</p> <p>○商品棚間の有効幅員は 120cm 以上とする(車椅子使用者が商品を取り出しやすいようにする)。ただし、片側商品棚の場合は 90cm 以上とする。</p>	
飲食店	<p>○多様なニーズに応じることができる客席を設置する。</p> <p>○高齢者や足を怪我されている人、脚力が低下している人等に配慮し、立ち上がりや座位姿勢の保持のため、椅子はひじ掛け付き、背もたれ付きとし、け込みを座面奥行き 1/3 以上とする。</p> <p>○点字メニューを店舗に1つは用意する。</p> <p>○写真つきのメニューを店舗に1つは用意する。</p> <p>○待合には、高齢者、障がい者等の休憩の用に供する設備(ベンチ等)を設ける。</p> <p>○車椅子使用者や乳幼児連れの利用者(ベビーカー)にも配慮したスペース(幅 90 cm × 奥行き 120 cm 以上)を確保する。</p> <p>○セルフサービス方式の場合、冷蔵庫や棚の扉は引き戸とする。</p> <p>○車椅子使用者が車椅子のまま食事ができるように、原則として可動式の椅子席とする。</p> <p>○固定席を設ける場合には、客席総数の 1/2 未満とする。</p> <p>○飲食店舗の場合は椅子に座った状態でも有効幅員 90 cm 以上を確保する。</p> <p>○車椅子使用者がテーブルに接近できるよう、テーブルの脚の位置は、両脚の間隔(内法)を 70cm 以上又は両脚のない中央柱脚とする。</p> <p>○カームダウン、クールダウンへの対応として個室や簡易な仕切りを用意する。</p> <p>○飲食店カフェテリアスタイルの飲食店において、床面からの高さ 70～80cm 程度のトレー移動カウンターは、奥行き 25cm、膝下クリアランスは床面から高さ 65～75cm 程度とし、トレーを取る地点から、精算地点まで連続していること。</p> <p>○配膳カウンターの高さは、車椅子使用者が利用できるよう配慮したものとすることが望ましい。</p> <p>○配膳カウンターの下部の奥行きは、車椅子使用者の膝が入るスペースを確保することが望ましい。</p> <p>○セルフサービスの飲食店舗やフードコート等の呼び出しを行うカウンターには、音声による呼び出しとあわせて、振動等で呼び出しを伝える室内信号装置を設けることが望ましい。</p> <p>○配膳カウンター前の通路は、カウンター待ちの背後の通行を考慮し、150～180cm 程度を確保する。</p>	<p>固定式のイスによるテーブル席や掘りごたつ席だけでは、車椅子使用者が利用できない。座敷や掘りごたつ席のみであれば、高齢者や足を怪我されている方は立ち上がりづらい。</p> <p>聴覚障がい者や知的障がい者、外国人も注文しやすい。</p> <p>ベンチ等の移動による対応も可。</p> <p>・テーブルも可動式とすることで、レイアウト変更や車椅子使用者の通路幅員の確保等ができるようにする。 ・可動式の椅子席等は、車椅子使用者と同伴者、又は 2 人以上の車椅子使用者が同時に利用できるものとする。 ・車椅子使用者が利用できるテーブル寸法 ・4人掛け：幅145～160cm程度×奥行き75～90cm程度 ・2人掛け：幅 90cm程度×奥行き75～90cm程度 ・いずれもテーブル下端高さ 65～70cm 程度、上端高さ 70～75cm 程度</p>
カウンターのある店舗	<p>○役所、病院、銀行等で呼び出しをするカウンターには、音声によるほか、聴覚障がい者への配慮として文字情報やこれに代わるサインを表示するディスプレイ等を設置する。</p>	<p>赤い光の電光表示は、弱視者や色覚障がい者には見えにくく、色覚障がい者には、光った赤は黒に近い色に見える。</p>

	○立位で使用するカウンターなどは、台を固定し、別に車椅子使用者用のカウンターなどを併設する。→	カウンターについては、 [16]造作設備 参照。
	○立位で使用するカウンターなどは、実用に応じて身体を支えるための手すり、傘や杖等をおける場所を設置する。		
仕上げ等	○床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。		
	○床の表面は、転倒に対して衝撃の少ない材料で仕上げるのが望ましい。		
	○車椅子の操作が困難になるような毛足の長い絨毯を、床の全面に使用することは避ける。		
劇場、競技場等の客席、観覧席	○上映時間以外は、客席部分の照度を十分に確保する。→	・車椅子使用者用客席 建築基準法施行条例第 19 条の2 ・劇場の通路 建築基準法施行条例第 19 条の3
	○高齢者、障がい者等の座席の配置は、固定せず、一部取り外し可能とする等複数の選択が可能によう配慮する。		
	○通路側の座席の肘掛けは、高齢者、障がい者等が利用しやすいよう跳ね上げ式や水平可動式とする。		
	○座席番号、行、列等は、わかりやすく読みやすいように、大きさ、コントラスト、取付位置等に十分配慮する。		
	○乳幼児連れ利用者等に配慮して、周囲に気がねなく利用できる区画された観覧室を設ける。		
	○視覚障がい者にも座席番号がわかるよう、座席番号付近に点字表示をする。		
(聴覚障がい者用設備等)	○難聴者のために難聴者用集団補聴装置(磁気ループ)やFM補聴装置(無線式)、赤外線補聴装置、字幕を表示する装置等を設置する。		
	○舞台もしくは客席周囲にパソコン要約筆記者用作業スペース(4名分の作業台)を確保する。		
	○字幕・文字情報等のプロジェクターの設置スペースやスクリーンの設置を検討する。		
	○手話通訳位置を想定してスポットライトを設けるなどの配慮が必要。		
(車椅子使用者用客席)	○出入口から車椅子使用者用客席までの経路には段差を設けない。経路に段がある場合は、傾斜路を設けるか、車椅子使用者用の昇降機を設置する。		
	○車椅子使用者用客席は、座席を可動式とし、席の取り外しにより車椅子使用者用観覧席がどの位置にも設置できる。		
	○車椅子使用者用客席を固定設置する場合は、出入口から容易に到達できると共に、避難しやすく、舞台やスクリーン等が見やすい位置に設ける。		
	○車椅子使用者用客席の間口及び奥行きは、次のとおりとする。 間口:車椅子1台につき 90cm 以上 奥行き:120cm 以上→	リクライニング式の車椅子等、 手動車椅子よりも大きな車椅子等の使用者にも対応するためには、奥行き 140cm 以上が必要。
	○車椅子使用者用客席等のスペースの中又はできる限り近い位置に同伴者用座席を設ける。		
	○車椅子使用者用客席の前後には容易に出入り及び転回が可能なスペースを設ける。		
	○劇場等における車椅子使用者用客席の総数は客席総数が 200 以下の場合には客席総数の 1/50 以上、客席総数が 200 を超え 2,000 以下の場合には客席総数の 1/100 に 2 を加えた数以上、客席総数が 2,000 を超える場合は当該客席の総数の 75/10000 に 7 を加えた数以上を設ける。		
	○客席総数が 200 を超える場合、車椅子使用者用客席を 2 カ所以上分散して設ける		

(サイトライン)	○車椅子使用者の移乗等を想定し、客席・観覧席スペースやその付近に、車椅子やベビーカーを置くことができるスペースを設ける。	
	○高齢者、障がい者等が支障なく舞台上がることできるよう、客席・観覧席等から舞台への通路には段を設けない。段を設ける場合は、段差解消機や階段手すりを設置する。	
	○前後の客席・観覧席の位置、高低差を考慮し、前席の観客が立ち上がった際にも観覧が可能となるよう、舞台やスクリーン、競技スペース等へのサイトライン(可視線)を確保する。	
	○客席からの視線を遮らないよう、柵、手すりの高さは80cm以下とする。	
運動施設	○更衣ブースは、介助者が異性である場合を考慮して、専用の出入口を設けるか、更衣室の入口近くに設ける。	<p>→ JIS T9201 に定められる手動車椅子であれば出入口の幅が80cmでも利用可能であるが、電動車椅子や、スポーツ用の車椅子の場合、利用できないものがある。 (例:テニス用車椅子幅 87cm)</p>
	○棚は車椅子による利用が可能な高さにとりつける。	
	○棚のサイズは補装具等が収容できる大型のものとする。	
	○運動施設では、スポーツ用の車椅子などを使用する場合もあるため、出入口や廊下幅、エレベーターの寸法などに配慮をする。	

解説図一覧

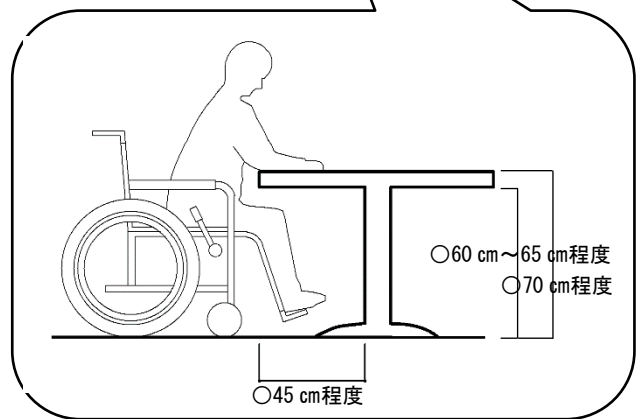
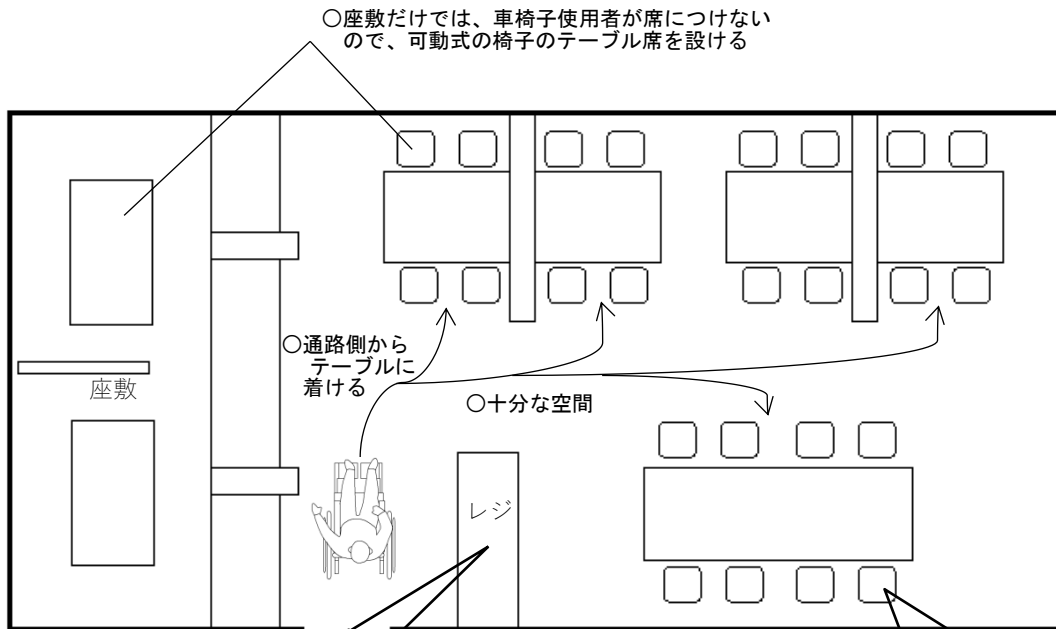
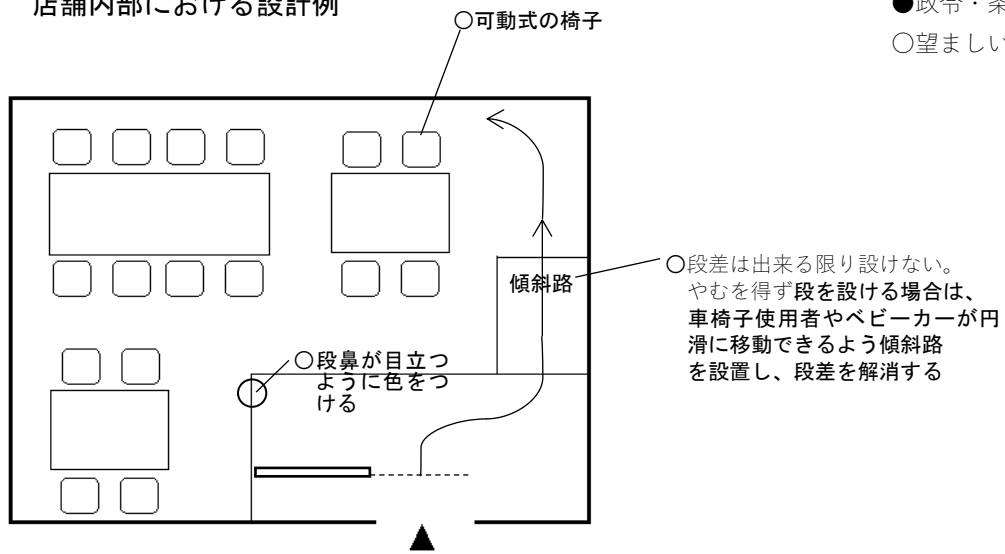
図 17.1 店舗内部における設計例	○
図 17.2 聴覚障がい者等に配慮したマーク	○
図 17.3 車椅子利用者も利用できる試着室	○
図 17.4 点字メニューの例	○
図 17.5 写真入りメニューの例	○
図 17.6 カウンターのある店舗	○
図 17.7 客席・観覧席	○
図 17.8 舞台へのアクセス	○
図 17.9 磁気ループの設置例	○
図 17.10 赤外線システム	○
図 17.11 FM補聴装置(無線式補聴器)の例	○
図 17.12 バリアフリー情報提供の例	○

関連する章

- ・[3]廊下
- ・[8]便所

○図 17.1 店舗内部における設計例

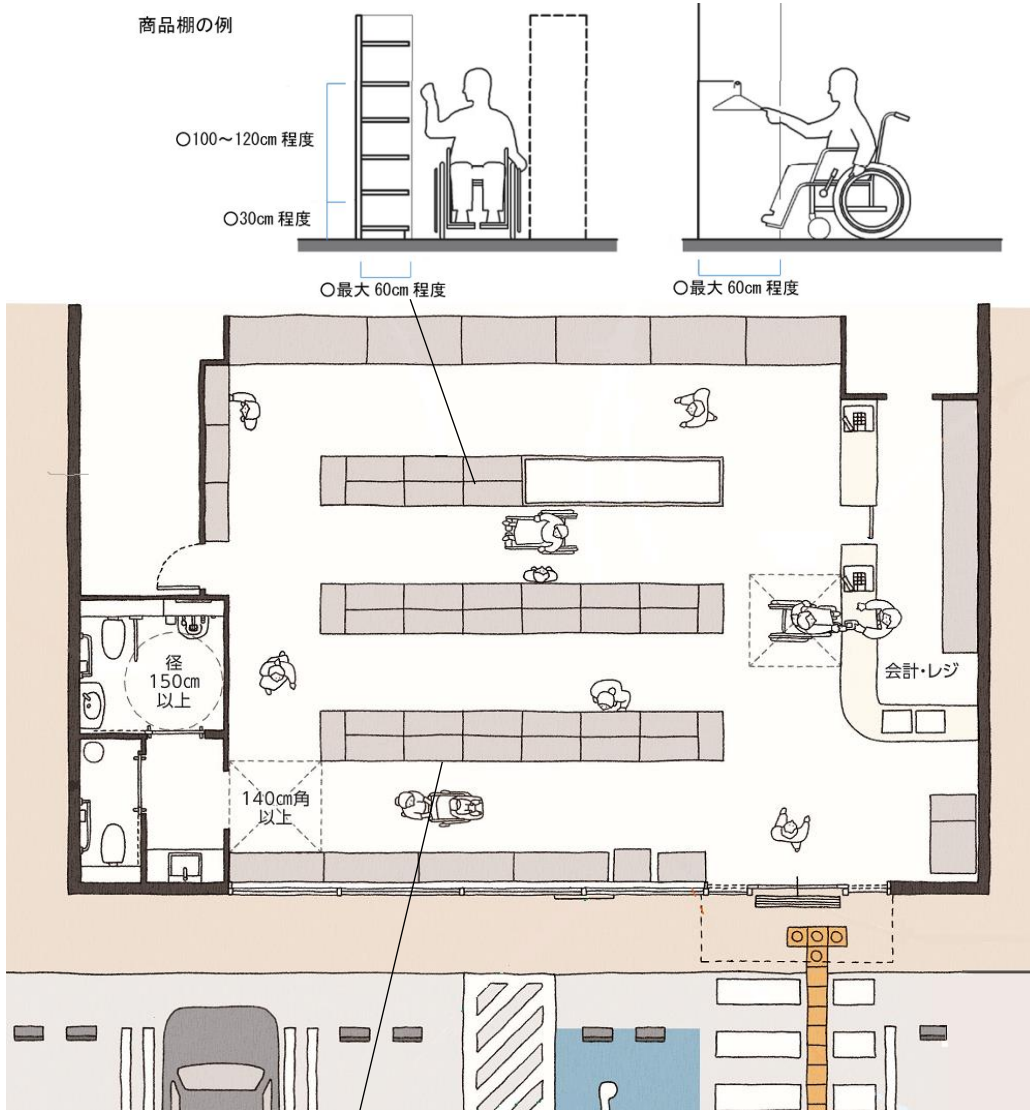
●政令・条例の基準
○望ましい整備



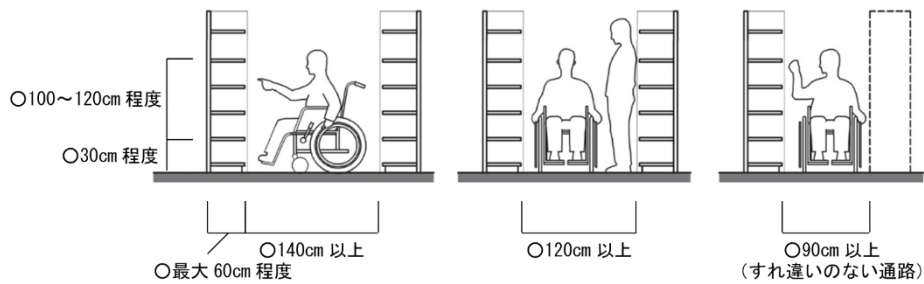
○図 17.1 店舗内部における設計例

●政令・条例の基準

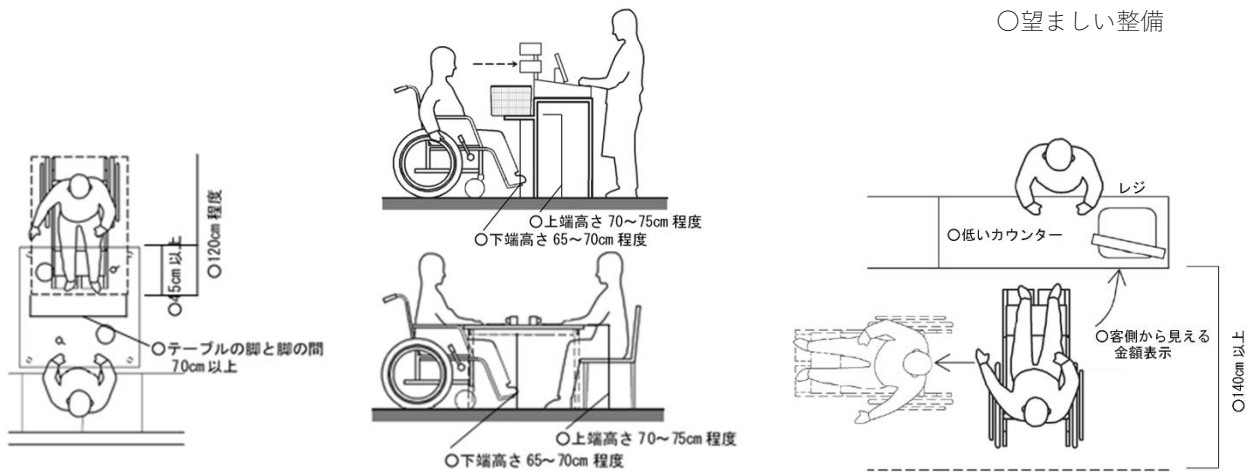
○望ましい整備



物販店舗の通路の例






○図 17.2 飲食店舗内部における設計例



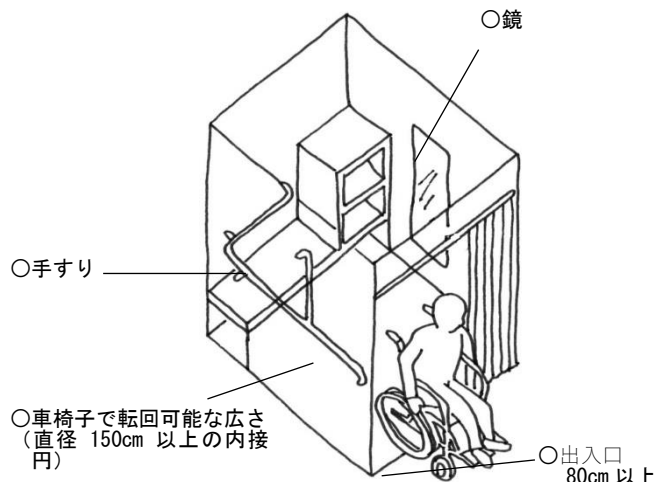
○図 17.2 聴覚障がい者等に配慮したマーク

○聴覚障がい者等が来店されたときのために、筆談具（メモとペン）の準備と、聴覚障がい者等への配慮を示す耳マークや手話マーク、筆談マークを受付等に掲示する

図記号	表示内容	出典
耳マーク 	○聴覚障がい者への配慮を示す	一般社団法人 全日本難聴者・ 中途失聴者団体連合会
手話マーク 会計カウンター 	○「手話で対応します」、「手話でコミュニケーションできる人がいます」ということを表す	一般財団法人 全日本ろうあ連盟
筆談マーク 	○「筆談で対応します」、「聴覚障がい者を含む障がい者と筆談できる人がいます」ということを表す	一般財団法人 全日本ろうあ連盟



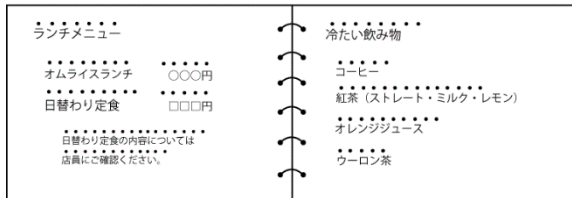
○図 17.3 車椅子利用者も利用できる試着室



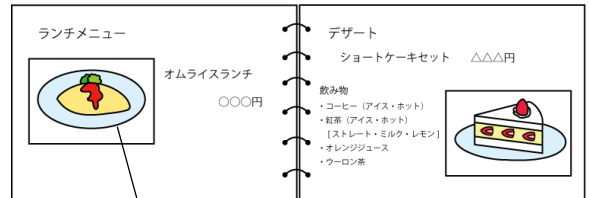
●政令・条例の基準

○望ましい整備

○図 17.4 点字メニューの例

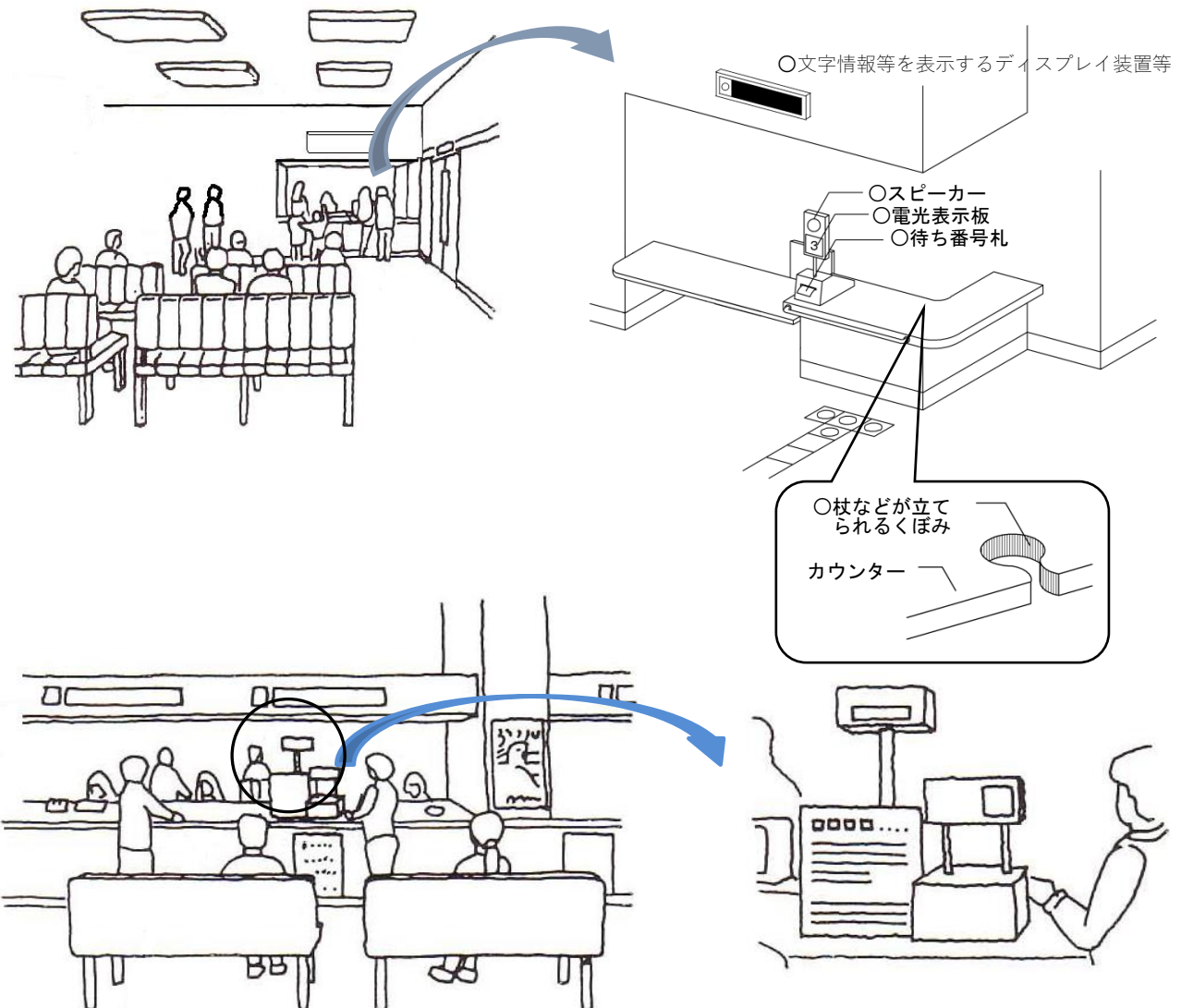


○図 17.5 写真入りメニューの例



○聴覚障がい者、知的障がい者、
外国人も注文しやすい

○図 17.6 カウンターのある店舗



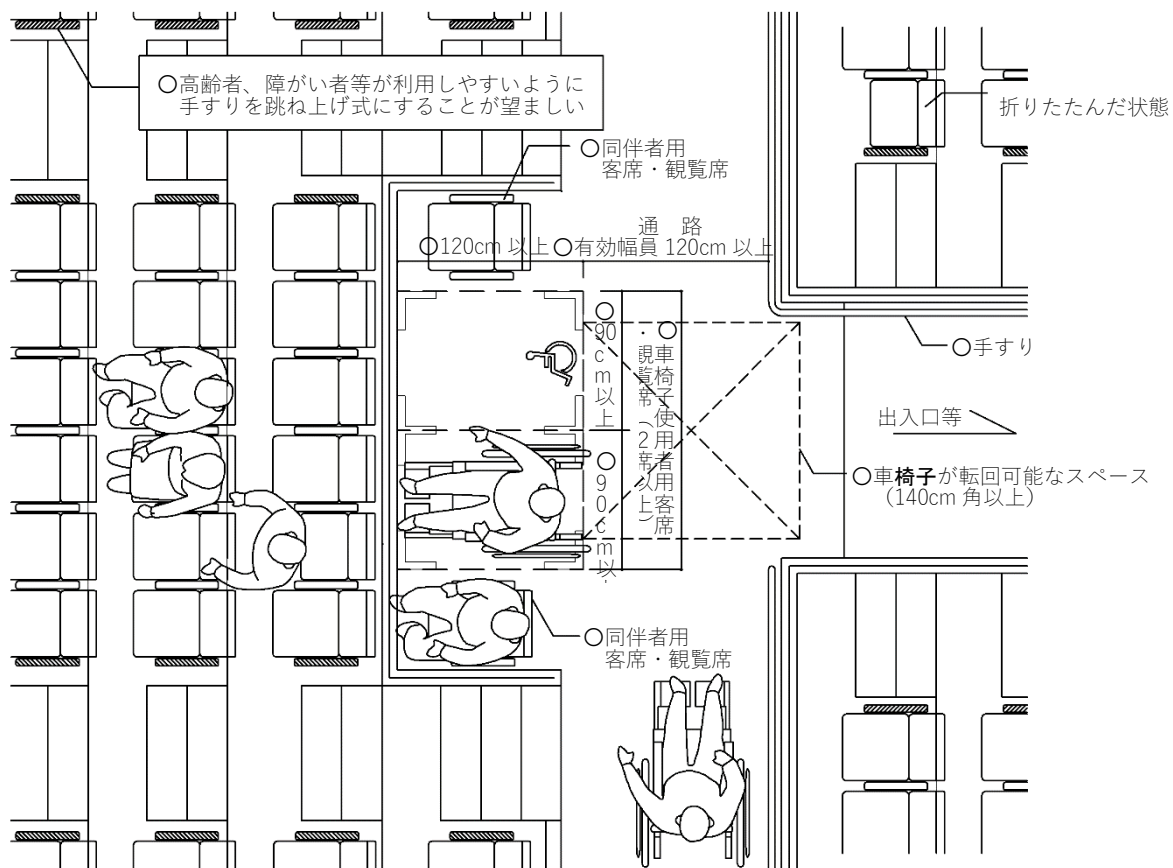
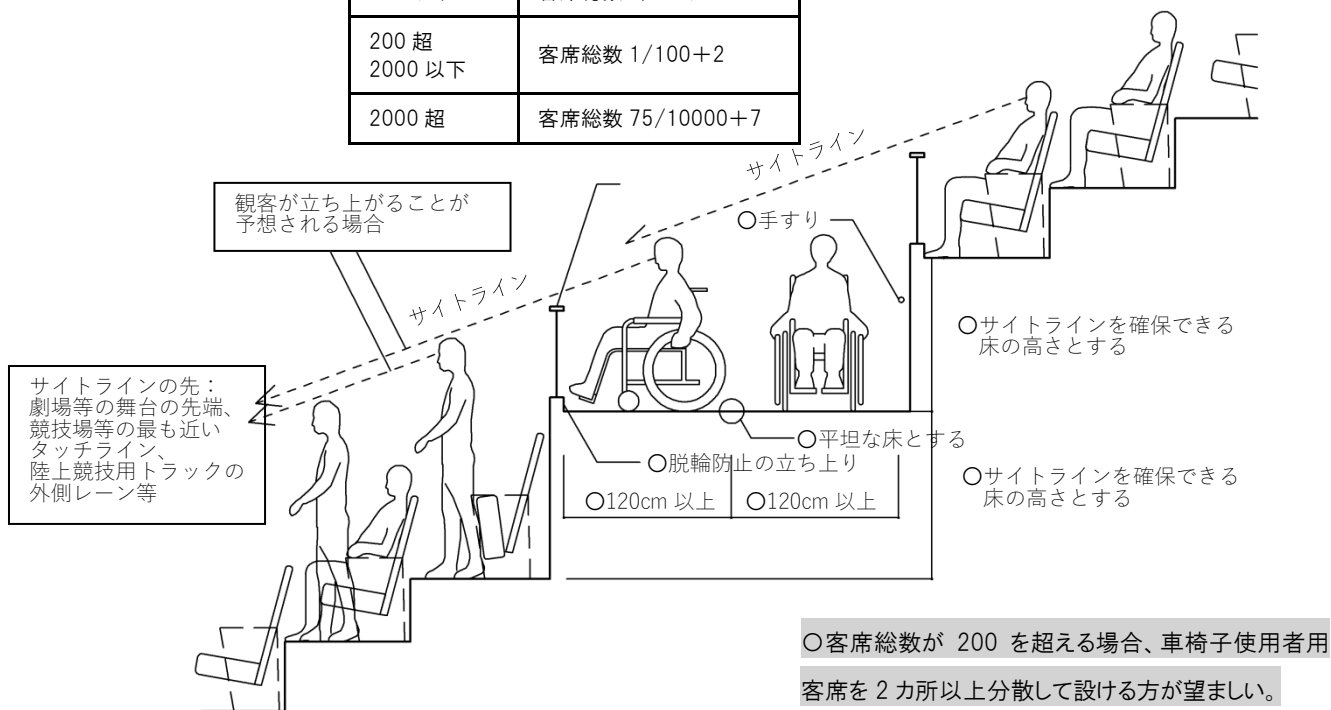
○図 17.7 客席・観覧席

○車椅子使用者用客席・観覧席の割合

総客席数	車椅子使用者用客席数
200 以下	客席総数 1/50 以上
200 超 2000 以下	客席総数 1/100+2
2000 超	客席総数 75/10000+7

●政令・条例の基準

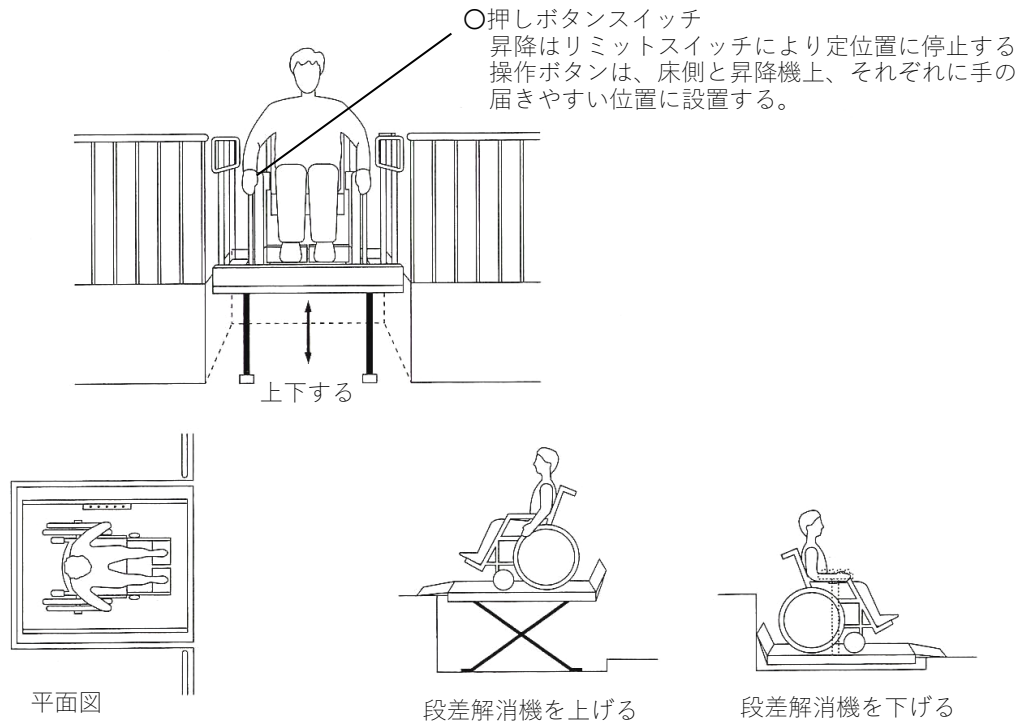
○望ましい整備



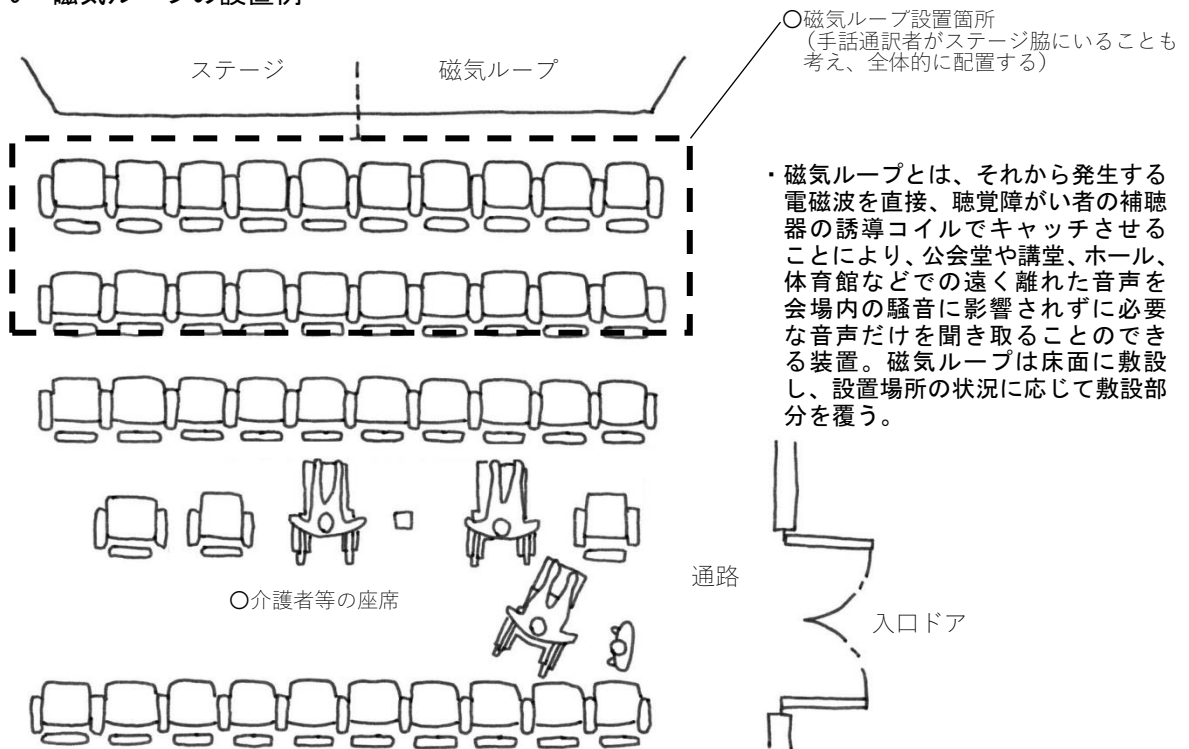
●政令・条例の基準

○望ましい整備

○図 17.8 舞台へのアクセス



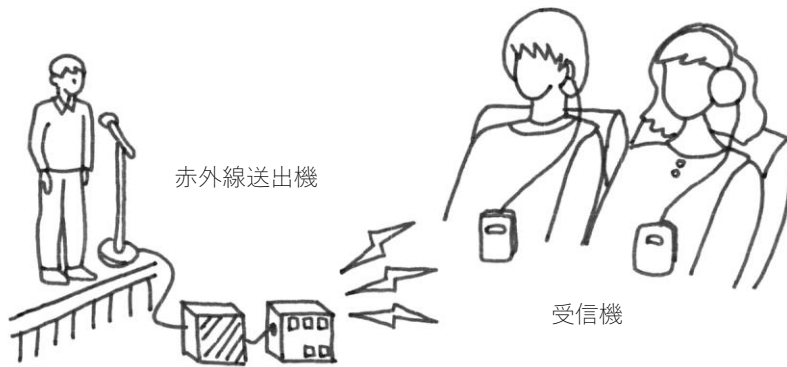
○図 17.9 磁気ループの設置例



●政令・条例の基準

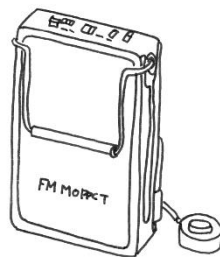
○望ましい整備

○図 17.10 赤外線システム



※赤外線補聴装置とは、対象エリアに赤外線送出機を設置し、受信機で受信する。広いエリアの場合は、3種類（10m、30m、45m）の送出機を単独又は組み合わせて配置する。ヘッドホン又は補聴器で受信する。

○図 17.11 FM補聴装置（無線式補聴器）の例



○図 17.12 バリアフリー情報提供の例

●政令・条例の基準

○望ましい整備

府有施設のバリアフリー情報 大阪府庁舎 本館

Facebook Twitter LINE 更新日:令和元年6月4日

大阪府庁舎 本館

施設名 大阪府庁舎 本館(6階建て)

バリアフリー情報 (図記号の説明)

バリアフリー経路			トイレ	駐車場	授乳室
道等から出入口まで	案内設備	エレベーター			

住所 大阪市中央区大手前2丁目1-22

開庁時間 9時から18時まで

休館日 土曜日、日祝日及び年末年始

最寄りの交通機関 大阪外口谷町線 谷町四丁目駅 [大阪外口ホームページ\(駅ガイド\)](#)(外部サイトを別ウインドウで開きます)

車いすご利用の方の経路

谷町四丁目駅1A番出口を出て右折(北へ)、そのまま約50メートル進み、谷町2丁目交差点の信号を進行方向へ(北へ)渡って右折(東へ)、約50メートル進むと左手側に大阪府庁の西側専用出入口があります。
障がい者用駐車スペースは、本館の正面と西側駐車スペースに2区画ずつあります。

備考

- ・車いすの貸し出しを行っております。
- ・受付まで視覚障がい者のための誘導用ブロックを敷設しています。
- ・お困りの場合は、入口横に設置してあるインターホンでお気軽に係員をお呼び下さい。

[\[府有施設のバリアフリー情報\] トップに戻る](#)

【まちのバリアフリー情報の提供】

http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_kikaku/bf_jyoho/index.html

【府有施設のバリアフリー情報】

http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_kikaku/seinou-hyouji/index.html

【市町村有施設のバリアフリー情報】

http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_kikaku/sityoson-bareerfree/index.html

[18]知的障がい・精神障がい（発達障がい含む）支援設備

基本的な考え方

知的障がい者・発達障がい者等も安心して建物を利用できるよう、バリアフリー化などハードの整備だけでなく、人的対応等ソフトの対応も重要である。本章では、知的障がい者・精神障がい者（発達障がい者を含む）が利用しやすい設備を紹介する。

●：政令・条例の基準 ○：望ましい整備

望ましい整備		解説
休憩スペース	<ul style="list-style-type: none"> ○長い廊下や広い空間に接する場所に、休憩の場所を設ける。 ○パニック等を起こした際に落ち着くための部屋を設ける。 ○カームダウン、クールダウンへの対応として個室や簡易な仕切りを用意する。 	図 18.6 参照
情報	○廊下等は、標識など必要な情報のみ掲示する。	→ ポスターなど様々な情報があると、知的障がい者は必要な情報を得ることが難しい。
	○標識や案内板は、文字が多いものや、デザインが複雑なものは、わかりにくいいため避け、できる限りシンプルなものとする。	→ 表示されている内容を読みとることが難しいこともある知的障がい、発達障がい者にとって、統一されたデザインによる表示は有効である。
	○漢字だけでなく、かなでわかりやすく表示する。	→ 漢字が読めない知的障がい者もいるため。
	○文字はわかちがきにすること。	→ ゴシック体や教科書体が認知しやすい。
コミュニケーション	○写真やイラストを挿入した「わかりやすいパンフレット」やコミュニケーションボード、絵カードなどのコミュニケーション支援ツールを用意する。	→ ひらがな表記、または漢字にルビを振るなど、わかりやすいもの
	○方法が複数ある場合、メリット・デメリットを表示したり、項目を記載して渡すなどすると、選択がしやすくなる場合がある。	

解説図一覧

図 18.1 ルビ(ふりがな)を振った冊子の例	○
図 18.2 コミュニケーションボードの例	○
図 18.3 絵カードの例	○
図 18.4 知的障がい者に配慮した小便器	○
図 18.5 わかちがきの例	○
図 18.6 カームダウン・クールダウンの例	

関連する資料

- ・参考-116 公共サービス窓口における配慮マニュアル(障害者施策推進本部)
- ・参考-217 わかりやすい情報提供のガイドライン(全国手をつなぐ育成会連合会)

●政令・条例の基準

○望ましい整備

○図 18.1 ルビ（ふりがな）を振った冊子の例

【大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン<やさしい日本語版>】

○ルビは該当文字の
半分程度の大きさ

○文字の大きさは
12ポイント以上



3	福祉のまちづくりを	すすめるために	必要なこと
A	さまざまな人への	理解	

社会には さまざまな人が 生活しています。

お年寄りや 障がい者だけでなく 妊娠している人や 子どもを連れてくる人
けがをしている人 外国人など 日本語がよくわからない人もいます。

すべての人が 安心して 自由に出かけられるよう 困っていることを 理解し

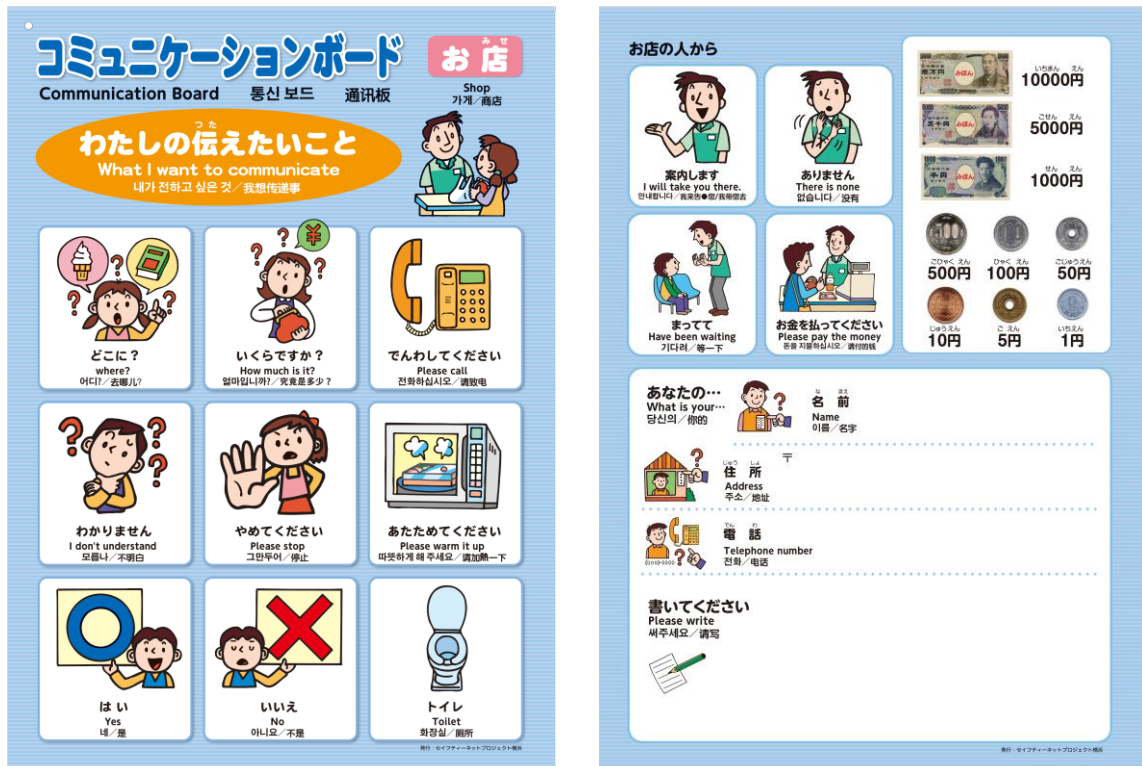
さまざまな人が 社会に 参加できるよう まちづくりを すすめることが 大切です。



●政令・条例の基準

○望ましい整備

○図 18.2 コミュニケーションボードの例



【出典】セイフティーネットプロジェクト横浜

- 政令・条例の基準
- 望ましい整備

○図 18.3 絵カードの例

車内(大きな声を出さない)

車内



不適切な行動は赤色の縁、適切な行動は緑色の縁で示している。

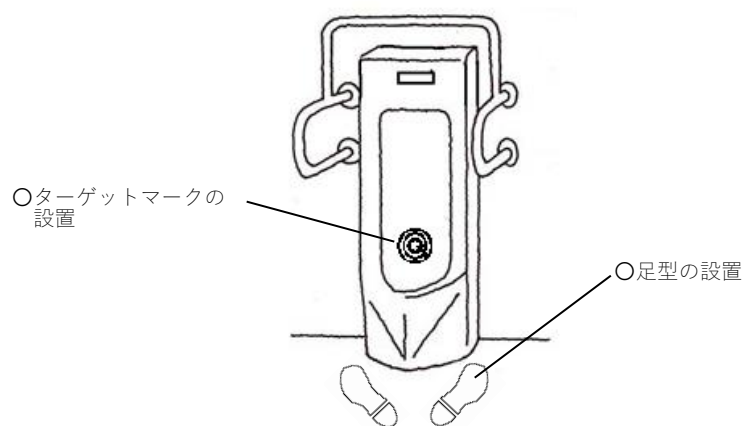
食事(手で食べない)

食事



【出典】プロテクション・アンド・アドボカシー・大阪

○図 18.4 知的障がい者に配慮した小便器



●政令・条例の基準

○望ましい整備

○図 18.5 わかちがきの例

予約をした本などがそろったときに、メールでれんらくしてもらえます。



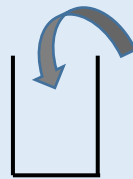
予約をした 本などが そろったときに、
メールで れんらくして もらえます。

【出典】わかりやすい情報提供のガイドライン 全国手をつなぐ育成会連合会

○図 18.6 カームダウン・クールダウンスペースの例



裏側から出入り可能



人混み、音や光など環境の状況によって不安や恐怖等を感じ、パニックを起こした時に、気持ちを落ち着かせるスペースです。

関西空港



成田空港



羽田空港

[21]小規模店舗における設計ガイドライン

基本的な考え方

日常生活において利用される用途の建築物(物販店舗・飲食店舗・サービス店舗・診療所等)は、建築物の規模にかかわらず、高齢者、障がい者等が円滑に利用できるものであることが求められている。

バリアフリー法や福祉のまちづくり条例では、建築物の主な部分については、高齢者や障がい者を含めたすべての人が円滑に利用できるように守るべき基準を定めているが、基準の適用が及ばない部分にバリアがあると、実際には利用しにくい建物になるため、基準の適用が及ばない小規模店舗においても適切な配慮が求められる。


さらに、テナントビルにおけるテナント入れ替え時等においても高齢者や障がい者等が円滑に利用できるよう整備することも求められる。全ての人に使いやすい建築物は、移動経路や利用居室等の建築的な対応によるハードの整備で達成されることが望ましいが、整備された建築物や案内表示をより利用しやすくする運営管理・人的対応等のソフト面の工夫を店舗管理者や店主等が行うことも重要となる。

※小規模店舗とは、床面積の合計 200 ㎡未満の物品販売業を営む店舗、飲食店、サービス業を営む店舗等を言い、本項目では、特に小規模な店舗においても求められる重要な項目について再掲した。詳細は各項目を参照いただきたい。

○:望ましい整備 (*1:200 ㎡以上で義務となる基準 *2:1000 ㎡以上で義務となる基準) 建築設計標準 P付-111

望ましい整備

解説

敷地内の通路	○道から出入口にいたる経路上に段を設けない。(*1)➔	<p>詳細は[1]敷地内の通路参照</p> <p>砂利敷、飛石、小段等は車椅子利用者等の移動が困難であるので、設ける場合は別ルートを確認できるようにすること。</p>
	○敷地内の通路と道路の境界部分や出入口前の段差を解消するため、L形側溝や縁石の立ち上がり部分の切下げ等について道路管理者等と協議を行い、車椅子利用者等の移動が円滑になるよう配慮することが望ましい。		
駐車場	○通路を横断する排水溝を設ける場合には、そのふたは、つえ、車椅子のキャスター等が落ちないものとする➔	<p>詳細は[9]駐車場参照</p> <p>車椅子使用者が円滑に利用することができないロック板等は設置しない</p>  <p>ロック板が乗降の妨げとなる</p>
	○駐車を設ける場合には、そのうち一以上に、車椅子使用者が円滑に利用できる駐車施設を一以上設ける。(*1)		
	○幅は 350cm 以上とする。(*1)➔	<p>駐車スペースの境界表示を二重ラインにする等、十分な乗降用スペースを確保する。</p>
	○車椅子使用者用駐車施設の乗降用スペースは左右両方に設ける。この場合、車椅子使用者用駐車施設を隣接して複数設けると左右どちらからでも乗降できるようになる。		
	○発券機や精算機等は、手や指の不自由な人や、車椅子利用者も使えるように位置や高さ等に配慮する。➔	<p>小規模店舗の共同利用駐車場における駐車場の構造、設備にも留意する。</p>

出入口	○出入口の有効幅員は、80cm 以上とする。(※1)	<p>詳細は[2]出入口参照 幅については有効幅員をいい、引き戸は引き残しや戸厚を含めない寸法で計測する。</p> <p>傾斜路を上り切ったところの手前引き戸は車椅子使用者が利用できないので避けること。</p>
	○2 以上の出入口を併設する場合には、そのうち 1 以上の出入口の有効幅員は、90cm 以上とする。	
	○店舗にバルコニー(避難用バルコニーを含む)、テラス等を設ける場合、バルコニー、テラス等への主要な出入口の有効幅員は、80cm 以上とする。	
	○店舗の出入口や店舗内部の主要な経路に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。	
	○戸の前後に水平なスペースを確保する。(※1)	
	○出入口は、引き戸の方が開き戸より使いやすく、また自動式の方が使いやすい。	
	○客の来店が安易に視認でき、迅速に対応できるよう、店舗の出入口の壁面材料(透明ガラス面仕上げ等)に留意する。	
	○車椅子用可搬型スロープの設置で段差解消を行う。	
	○位置や内容を確認しやすいように、音声案内を適切に設置する。	
	○物販店舗等の出入口の戸は、買い物袋と杖・白杖等を両手に持った高齢者、障害者等の利用にも配慮し、自動式引き戸とする。	
	○バルコニー、テラス等への主要な出入口の戸は、車椅子使用者等が容易に開閉して通過できる構造とすることが望ましい。また、その前後に高低差がないものとする。	
	○出入口に設けるインターホンの周囲には、カートや搬入商品等の保管場所を設けない。	
案内表示	○エレベーター、便所の付近には、エレベーター、便所があることを表示する表示板(標識)を設ける。(※1)	詳細は[13]案内設備参照
	○表示板は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設ける。(※1)	
	○表示板は、ピクトグラム等の表示すべき内容が容易に識別できるもの(当該内容が JIS A 8210 案内用図記号に定められているときは、これに適合するもの)とする。(※1)	
	○案内表示は、視覚障がい者誘導用ブロック等、案内板、サイン、音声や光による誘導が効果的に組み合わせるよう配慮する。	
便所	○便所内に、車椅子使用者用便房]を一以上設ける。(※1)	詳細は[8]便所参照
	○男子用小便器を設ける場合には、一以上その周囲に手すりを設ける。(※1)	
	○便所内にオストメイト対応の便房を一以上設ける。(※1)	
	○便所内に一以上はベビーベッド、ベビーチェアを設ける。(※2)	
	○複数テナントが入居する建築物の場合には、複数テナントが共同利用できる位置に車椅子使用者用便房等を設ける。また、小規模店舗が密集する商店街においては、複数の店舗が共同利用できる位置に車椅子使用者等便房を設ける。	
	○2階以上の建物の場合、直接地上へ通ずる階と同一の階に設ける。	
待合スペース	○待合には、高齢者、障がい者等の休憩の用に供する設備(ベンチ等)を設ける。	<p>ベンチ等の移動による対応も可。</p>
	○車椅子使用者や乳幼児連れの利用者(ベビーカー)にも配慮したスペース(幅 90 cm × 奥行き 120 cm 以上)を確保する。	
	○水飲み器、自動販売機、発券機、ATM 等の周辺には、車椅子使用者が接近できるスペースを確保する。	
発券機	○操作ボタン及び取り出し口等が、それぞれ床から高さ 60 cm~100 cm 程度とし、下部に車椅子使用者の膝が入るスペースを設ける。	詳細は[16]造作設備参照
自動販売機	○金銭投入口、操作ボタン及び取り出し口等がそれぞれ高さ 40cm~110cm 程度の範囲に納まるものを選ぶようにする。	詳細は[16]造作設備参照

	○操作面が斜めになっている販売機では、車椅子使用者等が低い位置から利用する場合に、照明の反射で見づらいことがないように配慮する。	
水飲み器	○車椅子使用者が使えるように飲み口の高さは 70cm～80cm とする。	
	○給水栓は光電管式、ボタン又はレバー式とし、足踏み式のもの手動式のもの併設する。	
	○水飲み器の形式により下部の車椅子の膝が入るスペースを確保する。➔ 壁掛け式の場合は、下部にスペースを設ける。
	○杖や傘を立てかけるフック等や腰掛、荷物を置ける台等を設ける。	
	○セルフサービスの場合の給水器等は車椅子使用者にも配慮する。➔ イ 給水器等の設置台の高さ 70cm～75cm 程度 ロ コップ等の位置 85cm～95cm 程度 ハ 給水器等の設置台の下部スペースの奥行き 45cm 程度 詳細は[16]造作設備参照
電話台	○椅子や手荷物を置く棚などを設け、利便性の向上に配慮する。	
	○車椅子使用者が利用しやすいスペースを確保する。	
	○電話台の下部スペースには、電話帳の籠等を設置しない。	
	○電話機には、点字表示及び音量調節機能をつける。	
コンセント、スイッチ等	○電話台の上の電話及びプッシュボタンの中心が高さ 90cm～100cm となるようにし、下部に高さ 70cm 程度、奥行き 45cm 程度のスペースを設けると車椅子使用者が楽に利用できる。	
	○コンセント、スイッチ、ボタン等は車椅子使用者に適する高さ及び位置とする。➔ 詳細は[16]造作設備参照 ・コンセントの中心高さは、床から 40cm 程度 ・スイッチ類の中心高さは、110cm 程度
	○スイッチ類、非常呼び出しボタンを設ける場合、同一施設内では設置位置を統一する。	
通路	○タッチセンサー式のボタンは、視覚障がい者には押したか否か認知が難しいため、ストローク(ボタンを押し下げること)のある押しボタンとする必要がある。	
	○店舗内や室内には段差を設けない。やむを得ず段差を設ける場合は、傾斜路を設置する。➔ 段差があると車椅子使用者が利用できない。 ベビーカー使用者や高齢者にとっても、使いにくい。
	○通路は車椅子使用者やベビーカー使用者も通れるよう有効幅 90 cm 以上を確保する。➔ 小さな店舗でも、最低1本は確保する
	○通路には、商品などを置かない。➔ 通路幅が確保できていても、商品などが通路にはみ出して、通路幅が狭くなり、利用できない場合がある。
	○主要な経路上の通路には、25m 以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設ける	
	○通路沿いに設ける設備機器・備品(消火器、冷蔵庫、棚等)は有効幅員の確保や手すり・壁による視覚障がい者の連続的な誘導の妨げにならない位置に設ける。	
	○通路の端部やレジ前等に車椅子使用者の転回スペース(140 cm 角以上)を確保	

	<p>○会計・相談カウンターの前やショーケースの前等、従業員と利用者が正対する通路の幅は、140cm以上とする。面積や構造による制約があり、やむを得ない場合は120cm以上とする。</p> <p>○横向きの人と車椅子使用者のすれ違いがある通路については、120cm以上とすることが望ましい。</p>	
物販店舗の通路	<p>○商品棚間の有効幅員は120cm以上とする(車椅子使用者が商品を取り出しやすいようにする)。ただし、片側商品棚の場合は90cm以上とする。</p> <p>○レジカウンター前のレーンは、1レーンに対して車椅子使用者等が通れる有効幅員90cm以上を確保する。</p>	レジカウンターに誘導するポールで区切られた通路は車椅子使用者が通れる幅とすること。
飲食店舗の通路	<p>○飲食店舗の場合は椅子に座った状態でも有効幅員90cm以上を確保する。</p> <p>○飲食店舗の配膳カウンター前の通路は、カウンター待ちの背後の通行を考慮し、150~180cm程度を確保する。</p>	
商品陳列	<p>○できる限り、車椅子使用者の手が届く範囲に商品を陳列する。</p>	車椅子使用者が手に取りやすい位置とは、商品棚の場合、床面からの高さ100cm~120cm程度(ただし床から30cm以上)、奥行60cm程度
客席	<p>○多様なニーズに応じることができる客席を設置する。</p> <p>○高齢者や足を怪我されている人、脚力が低下している人等に配慮し、立ち上がりや座位姿勢の保持のため、椅子はひじ掛け付き、背もたれ付きとし、け込みを座面奥行き$\frac{1}{3}$以上とする。</p> <p>○車椅子使用者が車椅子のまま食事できるように、原則として可動式の椅子席とする。</p> <p>○固定席を設ける場合には、客席総数の$\frac{1}{2}$未満とする。</p> <p>○車椅子使用者がテーブルに接近できるよう、テーブルの脚の位置は、両脚の間隔(内法)を70cm以上又は両脚のない中央柱脚とする。</p> <p>○カームダウン、クールダウンへの対応として個室や簡易な仕切りを用意する。</p> <p>○飲食店カフェテリアスタイルの飲食店において、床面からの高さ70~80cm程度のトレー移動カウンターは、奥行き25cm、膝下クリアランスは床面から高さ65~75cm程度とし、トレーを取る地点から、精算地点まで連続していること。</p>	<p>固定式のイスによるテーブル席や掘りごたつ席だけでは、車椅子使用者が利用できない。</p> <p>座敷や掘りごたつ席のみであれば、高齢者や足を怪我されている方は立ち上がりづらい。</p> <p>・テーブルも可動式とすることで、レイアウト変更や車椅子使用者の通路幅員の確保等ができるようにする。</p> <p>・可動式の椅子席等は、車椅子使用者と同伴者、又は2人以上の車椅子使用者が同時に利用できるものとする。</p> <p>・車椅子使用者が利用できるテーブル寸法</p> <p>・4人掛け：幅145~160cm程度×奥行き75~90cm程度</p> <p>・2人掛け：幅90cm程度×奥行き75~90cm程度</p> <p>・いずれもテーブル下端高さ65~70cm程度、上端高さ70~75cm程度</p>
配膳カウンター等	<p>○配膳カウンターの高さは、車椅子使用者が利用できるよう配慮したものとする。</p> <p>○配膳カウンターの下部の奥行きは、車椅子使用者の膝が入るスペースを確保する。</p> <p>○セルフサービスの飲食店舗やフードコート等の呼び出しを行うカウンターには、音声による呼び出しとあわせて、振動等で呼び出しを伝える室内信号装置を設ける。</p> <p>○配膳カウンター前の通路は、カウンター待ちの背後の通行を考慮し、150~180cm程度を確保する。</p>	

	○セルフサービス方式の場合、冷蔵庫や棚の扉は引き戸とする。			
サービスカウンター等	○立位で使用するカウンターなどは、台を固定し、別に車椅子使用者用のカウンターなどを併設する。	→	案内設備として位置づける受付や案内カウンターは、基準に適合させなければならない。 「条例第 25 条 案内所は車椅子使用者が円滑に利用できるものとしなければならない。」 [13]案内設備参照 [16]造作設備参照。	
	○車椅子使用者をはじめ、高齢者、障害者等が利用できるサッカー台（購入済みの商品を袋に詰めるための台）及びサービスローカウンターを 1 以上設ける。			
	○車椅子使用者用カウンター及びサッカー台の下端の高さは車椅子の膝が入るよう 65 cm～70 cm 程度とし、上端の高さは 70cm～75cm 程度、下部スペースの奥行き 45cm 以上とする。			
	○以下の場合には、立位で使用する会計カウンターのほかに、高齢者、障がい者等が利用できるローカウンターを 1 以上設ける。 ・物販店舗で、複数の会計カウンターがある場合 ・多数の高齢者、障がい者の利用が想定される建築物にある店舗 ・無人レジ(セルフレジ)における会計	→		ローカウンターのほかにも、会計に時間がかかる方等のために優先レジを設ける等の配慮があるとよい。
	○車椅子使用者が近接しやすいよう、カウンター等の前面には車椅子使用者が転回できるスペースを設け、また、床面は水平である			
	○立位で使用するカウンターなどは、必要に応じて身体を支えるための手すりを設置すると高齢者、障がい者等が楽に使用できる。			
	○物品の受け渡し、筆記、対話など、使用する内容を考慮し、高齢者、障がい者等が使用しやすい形状や設置位置とする。			
	○杖を立てかけられる場所や、掛けることのできるくぼみ等を設けると使いやすい。			
	○カウンターに溝を設けると、立ち上がる時、車椅子で寄り付く時等に手をかけることができる。			
	○机上の照度を十分に確保する。ただし、障がいによっては明るさが支障となる場合もあるので、手元で点灯・消灯操作ができる手元照明がよりよい。なお、スポットライトは避ける。			
	○呼び出しをするカウンターには、音声によるほか、聴覚障がい者への配慮として文字情報やこれに代わるサインがわかるディスプレイ装置等を備える。	→		赤い光の電光表示は、弱視者や色弱者には見えにくく、色覚に障がいがある人(色弱者)には、光った赤は、黒に近い色に見えるため、注意する。
	○立位で使用するカウンターなどは、実用に応じて身体を支えるための手すり、傘や杖等をおける場所を設置する。			
試着室	○車椅子のまま入ることができるよう、試着室の床には段差を設けない。			直径 150 cm 以上の円が内接できる広さを確保する。着替え用ベンチ(高さ 42 cm～45 cm 程度)、鏡、手すりを設置する。
	○試着の際に靴の履き替えや腰掛ける必要がある場合には、広めの試着室を設け、手すり付きの椅子を用意する。	→		
	○試着室の前室に介助者等の待合スペースを設けることが望ましい。			
	○車椅子のまま試着できるよう、店舗内通路やコーナーの一部にカーテン等による仕切りを設け、工夫することが望ましい。			

現金自動預払機等	○通行の支障とならない位置に設ける。	→	タッチパネル式は、視覚障がい者は利用することができない。車椅子使用者も画面の角度によっては使えない場合がある。
	○車椅子使用者の利用に配慮した操作ボタンの高さとする。		
	○ボタンは押しボタンとし、点字及び音声による使用方法の案内を行う機能を有すること。		
	○ATM に設置するインターホンはモニター付きにするなど、聴覚障がい者も利用できるものとする。		
	○操作部分への車椅子使用者の接近のしやすさ(足元のスペースの確保)や、見やすさ(画面への映り込みの防止や角度)タッチパネル等の操作のしやすさに配慮したものとする。		
	○音声案内による操作が可能なハンドセットを設ける。		
会計	○レジでは利用者から金額表示が見えるようにする。	→	ATMの機械にアプローチする通路の誘導ポールが車椅子使用者の利用の妨げにならないようにする。
	○レジを設ける場合、通路幅は、車椅子使用者やベビーカー使用者も使えるものを設ける。		
	○クレジット払等の機器を車椅子利用者等が利用できるようにすること		
仕上げ等	○床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。	→	クレジットカード等の指し込み口の高さ、セルフレジの画面等の高さに留意する必要がある。
	○床の表面は、転倒に対して衝撃の少ない材料で仕上げるのが望ましい。		
	○車椅子の操作が困難になるような毛足の長い絨毯を、床の全面に使用することは避ける。		
ソフト面の工夫	○聴覚障がい者等への配慮を示す耳マークや手話マーク、筆談マークを受付等に掲示し、受付やレジには、筆記具(メモとペン)を置くこと。	→	筆談や手話を用いて、コミュニケーションを行う。
	○バリアフリーの情報をホームページ等で提供する。バリアフリー化や配慮できているものだけでなく、できていないものも情報提供を行う。		
	○確認等が必要な場合は、(介助者ではなく)本人に確認する。		
	○客への情報は音声と視覚の両方で伝えるようにする。		
	○点字メニューを店舗に1つは用意する。		
	○写真つきのメニューを店舗に1つは用意する。		
	○漢字だけでなく、かなで分かりやすく表示する。		
	→	聴覚障がい者や知的障がい者、外国人も注文しやすい。	

物販店舗の設計ガイドライン

【共通項目】

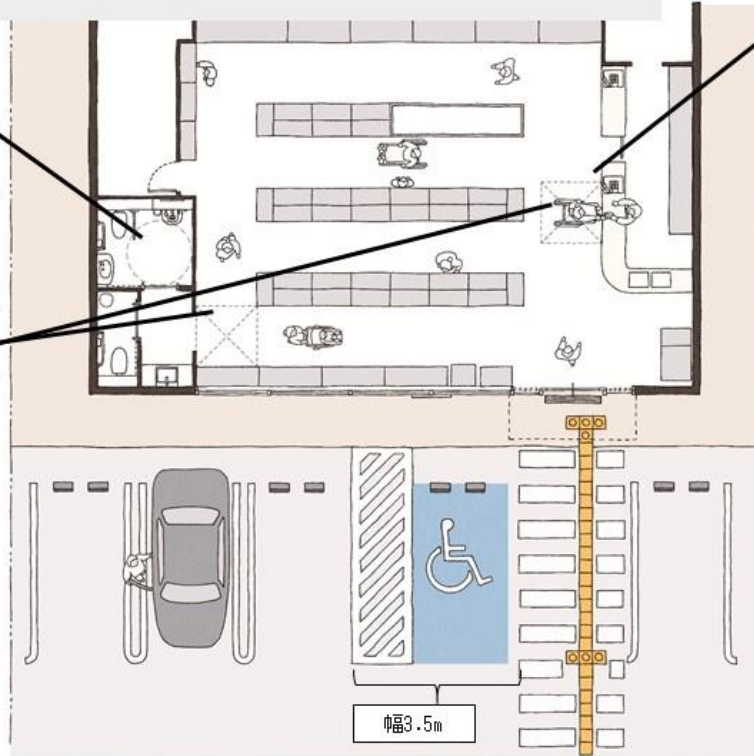
- 店舗内及び通路には、原則として段を設けない。
- 来店が容易に視認でき、迅速に対応できるよう、店舗の出入口の壁面材料（透明ガラス面仕上げ等）に留意する。
- 出入口は、引き戸の方が開き戸より使いやすく、また自動式の方が使いやすい。
- 道から出入口にいたる経路上に段を設けない。
- 戸の前後に水平なスペースを確保する。

- 高齢者、障がい者が円滑に利用できる便所・便房を設置する
- 2階以上の建物の場合、直接地上へ通ずる階と同一の階に設ける

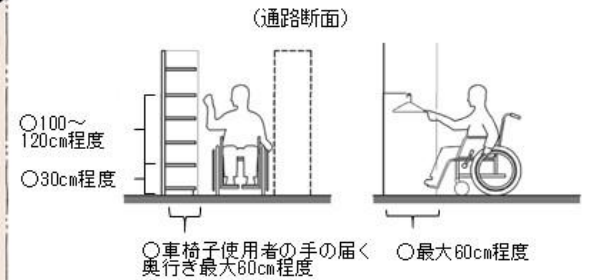
- 試着の際に靴の履き替えや腰掛ける必要がある場合には、広めの試着室を設け、手すり付きの椅子を用意する

- 通路の端部やレジ前等に車椅子使用者の転回スペース（140cm角以上）を確保

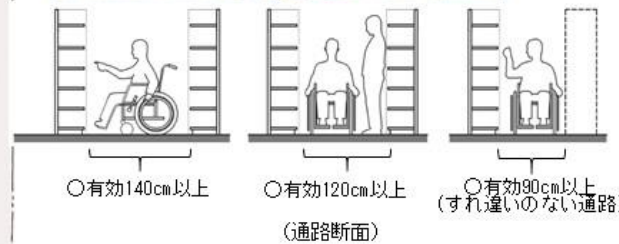
- 通路沿いに設ける設備機器・備品は有効幅員の確保や手すりの妨げにならない位置に設ける



- レジカウンター前のレーンは、1レーンに対して車椅子使用者等が通れる有効幅員90cm以上を確保する



- 車椅子使用者が選びやすく手に取りやすい高さ・奥行きとする



飲食店舗の設計ガイドライン

【共通項目】

- 店舗内及び通路には、原則として段を設けない。
- 来店が容易に視認でき、迅速に対応できるよう、店舗の出入口の壁面材料（透明ガラス面仕上げ等）に留意する。
- 出入口は、引き戸の方が開き戸より使いやすく、また自動式の方が使いやすい。
- 道から出入口にいたる経路上に段を設けない。
- 戸の前後に水平なスペースを確保する。

- 待合には、高齢者、障がい者等の休憩の用に供する設備（ベンチ等）を設ける
- セルフサービス方式の場合、冷蔵庫や棚の扉は引き戸とする

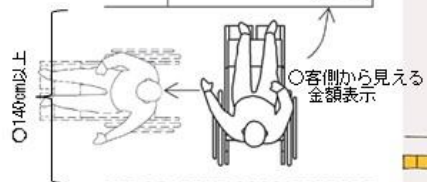
- 固定席を設ける場合には、客席総数の1/2未満とする

- 飲食店の場合は椅子に座った状態でも有効幅員90cm以上を確保する

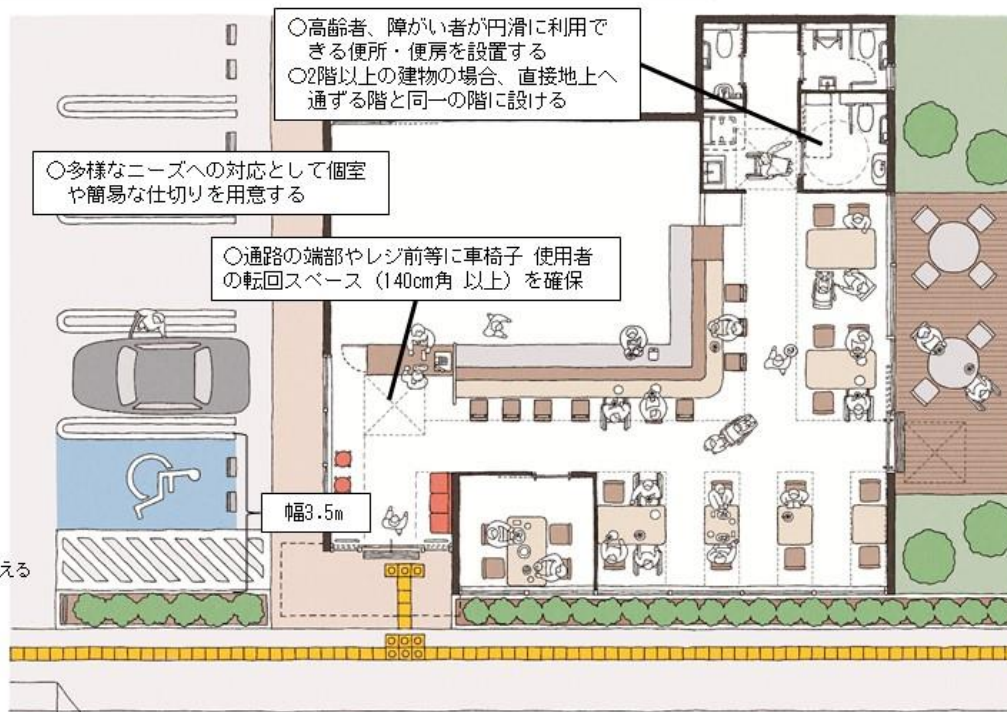
会計カウンターの例



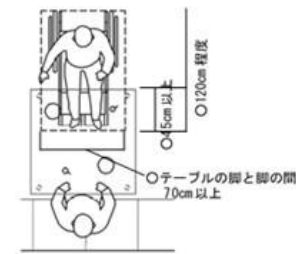
- 上端高さ70~75cm程度
- 下端高さ65~70cm程度



カウンター前の通路の例



○可動式の椅子席の例



サービス店舗の設計ガイドライン

【共通項目】

- 店舗内及び通路には、原則として段を設けない。
- 来店が容易に視認でき、迅速に対応できるよう、店舗の出入口の壁面材料（透明ガラス面仕上げ等）に留意する。
- 出入口は、引き戸の方が開き戸より使いやすく、また自動式の方が使いやすい。
- 道から出入口にいたる経路上に段を設けない。
- 戸の前後に水平なスペースを確保する。

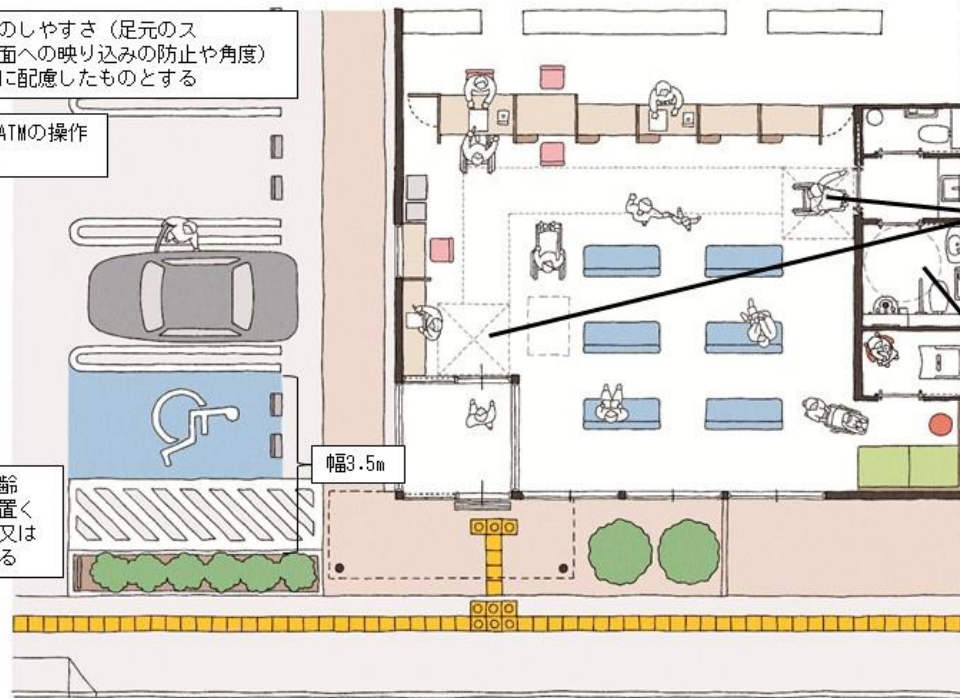
○操作部分への車椅子使用者の接近のしやすさ（足元のスペースの確保）や、見やすさ（画面への映り込みの防止や角度）
タッチパネル等の操作のしやすさに配慮したものをとする

○視覚障がい者等の利用に配慮し、ATMの操作部分には点字を併記する

（液晶画面が見づらくカード差込口も遠い）



○サービスカウンターにおいて、高齢者、障がい者等の杖利用者が杖を置くことができる、杖ホルダーを設置又はテーブルの一部にくぼみ等を設ける



○多様なニーズへの対応として個室や簡易な仕切りを用意する

○通路は車椅子使用者やベビーカー使用者も通れるよう有効幅90cm以上を確保する。

○通路の端部やレジ前等に車椅子使用者の転回スペース（140cm角以上）を確保

○高齢者、障がい者が円滑に利用できる便所・便房を設置する
○2階以上の建物の場合、直接地上へ通ずる階と同一の階に設ける

（ローカウンターが設けられている）



参考：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準より抜粋

① 小規模店舗の利用シーンに応じた単位空間

[21] 小規模店舗における設計ガイドラインは、国の建築設計標準（高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準）にならい、店舗の利用シーンに応じて以下のA、B、Cの3区分の単位空間等の各項目ごとに整理している。

- A：店舗への移動等 ：店舗までの経路・男女共用トイレ等
- B：店舗内部の移動等 ：来店後に店舗を利用するためのハード対応
- C：ソフト面の工夫 ：案内誘導等の人的対応、情報提供等

【店舗の利用シーン】

HP閲覧・予約等	事前に店内情報を調べる
敷地内通路	道等から建物出入口まで移動可能
駐車場がある場合	車椅子使用者が利用できる
店舗出入口(共用部含む)	誰でもお店に入ることができる
店内での移動	店内でスムーズに移動できる
トイレがある場合	車椅子使用者等が利用できる
着席	楽しく食事ができる（飲食店舗） 待合・相談等ができる（サービス店舗）
買い物	楽しく買い物ができる（物販店舗）
店員とのコミュニケーション	必要なサービスが受けられる
支払い等	スムーズな支払い等ができる。



【単位空間等の設計】

以下の赤字は建築設計標準の該当箇所

A 店舗への移動等

第1部第2章単位空間等の設計

A1	敷地内の通路	2.1
A2	駐車場	2.2
A3	建築物の出入口	2.3
A4	案内表示	2.14
A5	廊下、階段	2.5
A6	エレベーター・エスカレーター	2.6
A7	車椅子使用者用便房等	2.7
A8	店舗の出入口	2.8

B 店舗内部

第2部第2章2.12店舗内部

B1	待合スペース
B2	発券機、自動販売機、給茶機等
B3	通路(共通事項)
B4	通路+商品陳列(棚又はハンガーラック等)
B5	通路+客席(テーブル又はカウンター+椅子)
B6	配膳カウンター、ドリンクカウンター
B7	サービスカウンター、記載台
B8	試着室
B9	ATM
B10	車椅子使用者用便房等(専用) ※A7に記載 2.7
B11	会計カウンター、レジ等

C ソフト面の工夫

第1部第1章1.1(2)管理運営上の配慮

C1	来店前の情報提供・予約
C2	備品の対応、貸し出し
C3	店内の案内、誘導、コミュニケーション
C4	会計、商品引き渡し

② 用途区分に応じた単位空間等について

「A. 店舗への移動等の単位空間等」は店舗形態に応じて、「B. 店舗内部の移動等の単位空間等」については業種に応じて、それぞれ求められるバリアフリー対応が異なるため、店舗形態、業種ごとに、バリアフリー対応が必要となる項目を整理した。また、「C 利用シーンに応じたソフト面の工夫」については、店舗形態、業種によらず共通である。

下表は、それぞれの店舗に必要と考えられる各整備項目について、建築設計標準の第1部や第2部の該当箇所が参照できるように示している。

A 店舗形態に応じた店舗への移動等の単位空間等
第2部第2章単位空間等の設計

店舗形態 店舗へのアクセス等	ビルンタイプ		独立タイプ
	(1) 複数店舗	(2) 路面店舗	(3) 独立(単独) 店舗
A1 敷地内の通路 2.1	○	○	●
A2 駐車場 2.2	●	—	●
A3 建築物の出入口 2.3	●	●	●
A4 案内表示 2.14	●	○	●
A5 廊下、階段 2.5	●	—	●
A6 エレベーター・エスカレーター 2.6	●	—	○
A7 便所、洗面所(共用) 2.7	●	○	—
A8 店舗の出入口 2.8	●	● A3と共通	●

C 利用シーンに応じたソフト面の工夫
第2部第1章1.1(2)管理運営上の配慮

C1	来店前の情報提供・予約
C2	備品の対応、貸し出し
C3	店内の案内、誘導、コミュニケーション
C4	会計、商品引き渡し

B 業種に応じた店舗内部の単位空間等
整備となる場合もある

業種 店舗内部の単位空間等 第2部第2章2.12店舗内部	店舗内を自由に移動しながら、買い物を行う			客席まで案内を受けて、着座して食事する		一定のルートに沿って自ら通路を移動してサービス等を受ける					
	量販店、ホームセンター、書店等	スーパーマーケット、売店等	コンビニ、日用品販売	靴店、眼鏡店等	専門店(衣料品店、靴店、眼鏡店等)	テーブル型飲食店	カウンター型飲食店	セルフサービス型飲食店	銀行・郵便局等	薬局、クリーニング店、質屋等	理容所、美容所
B1 待合スペース						○	○	○	●	●	●
B2 発券機、自動販売機、給茶機等						●	●	●	●	●	
B3 通路(共通事項)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
B4 通路+商品陳列(棚又ハンガーラック等)	●	●	●	●	●						
B5 通路+客席(テーブル又はカウンター+椅子)						●	●	●			
B6 配膳カウンター、ドリンクカウンター						○		○			
B7 サービスカウンター、記載台	○								●		
B8 試着室				●							
B9 ATM	○	○							●		
B10 車椅子使用者用便所等(専用)※A7に記載	●	●	●	●	●	●	●	●	○		○
B11 会計カウンター・レジ等	●複数	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○

【凡例】●:対象となる整備、○:対象となる整備となる場合もある

用語集

用語の解説については、次の書籍等を引用しました。

本書において、専門用語、なじみのない用語及び難解な用語について、多くの方々にご理解していただけるよう、引用文献を活用して、できるかぎり説明していますが、一部説明困難な箇所があることをご了承願います。

引用

- ・ 建築大辞典 彰国社
- ・ 広辞苑 岩波書店
- ・ 大辞林 三省堂
- ・ 公益社団法人 日本オストミー協会 ホームページ

あ行

アスペルガー症候群 知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わない
広汎性発達障がいの中の1つ。

アルコーブ 室の壁面を後退させて造られた付属的な空間。開き戸の前に空間を造ることで、戸を開けたときに、廊下を歩いている人に戸がぶつからないようにするなど安全面でも効果がある。

オールジェンダートイレ 男性と女性を区別せずに、誰もが利用できるトイレ

オストメイト ストーマ（人工肛門・人工膀胱）が造設されている人のこと。人工肛門保有者、人工膀胱保有者ともいう。

か行

確認申請 建築物の新築、増築等を行う場合に、建築主が建築基準法の規定に基づいて建築主事に対して行う申請。建築物に関する建築基準法の基準は技術的であり専門的である
ために、建築主は一定規模以上の建築物（工作物、建築設備についても準用される

ものがある)を建築、大規模の修繕や模様替え、用途変更などをする場合に、工事着手前に建築主事の確認を受けなければならない。また建築主事は、この申請を受けてから同法第6条第1項一～三号による建築物は35日、同条第1項四号による建築物については7日以内に、その計画が建築関係法令に適合しているか否かを審査しなければならない。

カームダウン／
クールダウン

人混み、音や光など環境の状況によって不安や恐怖等を感じ、パニックを起こした時に、気持ちを落ち着かせること

輝度

ある方向から見た面の明るさの程度を示す測光量。すなわち、ある点から発せられている光源のまぶしさを示す光量を表す。単位はcd/m²(カンデラ/平方メートル)

は行

パウチ

ストーマ袋。ストーマに着けて便や尿を受けて収集する袋。多くは防臭性のある積層プラスチックフィルム製の使い捨ての製品。

バリアフリー法

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年施行)。従来の「交通バリアフリー法」と「ハートビル法」の2つの法律を統合、拡充して制定された。公共交通機関や道路、建築物等の整備や、一定の地区におけるこれらの間の経路の一体的な整備を推進し、公共の福祉の増進に資することを目的とする。平成18年施行。

バリアフリースイレ

高齢者、障がい者等が利用する個別機能を備えた便房等の適正利用を推進するための各種便房の総称。

反射グレア

視対象表面に光源が映って見やすさが損なわれる現象。黒板、アート紙の表面、油絵、ガラス入り画面など光沢ある対象に生ずる。すなわち、光源からの強い光が机や紙に反射したものを受けることによって生じるまぶしさ。

ピクトサイン

案内用図記号。一般の施設、すなわち空港、駅など交通機関から、観光、文化、スポーツなどの施設で主に案内として用いられる視覚情報提

供手段の1つ。

風除室 外気の進入を緩和するため、建物の玄関と室内の入口の間に設ける空間。

踏み面^{ふみづら} 階段において足を載せる段の上面。

ベビーチェア 親等が便所を利用する際に、一時的に乳幼児を座らせる設備。

ベビーベッド 乳幼児などのための寝台。

便房 便所内における個室。便器を囲った空間。

防火区画 火災時に延焼の拡大を防ぎ、火災を局部的なものに抑えると共に、避難を容易にするため一定面積以内ごと、堅穴区画または用途に応じてする防火的な区画。